<参考資料>

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

*	才象業務名	家業務名 参加型予算に関する業務							
	三管部課名		政策経営部財政課						
該当	-		新規•変更	実施予定年月		根拠法令等			
0	個人情報の)保有等	変更	令和6年5月15	日				
	外部委	託		令和 年 月	日				
	指定管	理		令和 年 月	日				
	労働者	派遣		令和 年 月	日				
	目的外积	利用		令和 年 月	日				
	外部提	 		令和 年 月	日				
\bigcirc	電算入	力	変更	令和6年5月15	日				
	外部結	合		令和 年 月	日				
案件の概要 デ	月日を除いた項目で住民基本台帳と照合した。 令和6年度のモデル実施においては、住民基本台帳との照合をより正確かつ迅速に行うため、 投票者の本人確認情報として生年月日を収集することとする。 【個人情報の保有等】 保有個人情報項目「年齢」を「生年月日」に変更する。 【電算入力】 電算記録項目「年齢」を「生年月日」に変更する。								
	ティ部会での審議結果	-	報告了承 以下のとおり)					
備考									

個人情報登録票

		部課名	政策経宮部財政 課				整埋番号	
-	業務の名称	参加型	<u></u>		登録:	年月日		令和5年6月15日
	*************************************							に関する業務
個。	人情報の収集 目的	提案事	案を行う区民等及び打業の内容等の照会の物による複数回投票が	ため				
対	事業提案を行う者及び投票する区民 対象となる個人 の範囲							
			〇 本人				本人以外	
個	+ 1 121 54 115							
人情	本人以外収 集の根拠							
情報の								
収			部課名			1	業務の名称	T
集 方								
法	目的外利用							
	記録形態		文書()電算		その他		
	住民記録等(財産等の情報	ノ 电弁 心身等(生活状況等	等の情報	社会活動等の情報
	氏名	110 100	7707		110100			活動団体名称
	住所							活動団体所在地
	年齢 <u>生年月日</u> 電話番号	_						通勤先名称
	电品留写 メールアドレス							通勤先所在地 通学先名称
個人	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•						通学先所在地
人 情 報								提案事業の内容
報の								実施してほしい事業名
の記録								
録の								
の内容								
谷								
備考								
考								

電 第 入 力 記 録 票

		部 課 名	政策経	営部財政課		整理番号 第412				
***	务システム名				記録年月日		令	和5年6月15日		
未作	カノハノム白	参加型予算	管理シス	テム						
記	デジタル・セキ 報告年		番号	記録	年月日		記録・消去し	」た項目番号		
録	令和5年6	6月14日	0 0 2	令和5年	6月15日	1 ~	13			
	令和6年4	4月30日	1	令和6年	5月15日	3 変	更			
の										
経										
過										
(E)					<u> </u>					
	1 氏名				16					
記	2 住所	左 日 日		17						
	3 年齢生 4 電話番			18						
録		アドレス			20					
잸		<u></u>		21						
		体所在地			22					
の	8 通勤先				23					
	9 通勤先	所在地			24					
	10 通学先	名称			25					
項	11 通学先	所在地			26					
	12 提案事	業の内容			27					
	13 実施し	てほしい事業	名		28					
目	14				29					
	15				30					
備										
考										

案件番号:	
-------	--

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

	ロールののとしては、インスの「なって」というには、								
業務の名称:	参加型予算に関する業務								
主管部課名:	政策経営財政課		対象となる個人の範囲:	事業提案を行う者及び投票する区民					
業務の根拠法令等:			(第1号)	学来近来で17年及び奴隷 y る区氏					
利用目的(全体):	参加型予算を実施するため]							

\setminus					2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)				
\setminus	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		•利 連性	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉 本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個月情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(注第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)(第5号)				人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 :何か。 3号〉
No.		Ø	利用目的	Ø	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	Ø	根拠法令又は相当の理由
1	生年月日	Ø	事業提案者(個人)及び投票者の基礎情報として保有するとともに、提案者要件、投票者要件の本人確認のため			Ø	入力フォーム、提案・投票様式に明示する。		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

			ĦL
業務の名称:	参加型予算に関する業務		
主管部課名:	政策経営部財政課		区の機関が管
務の根拠法令等:		1	記録を

利用目的(全体):参加型予算を実施するため

		1	. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)					
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務る電	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉					
No.	(下水は女乱思四八月刊)	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由					
1	生年月日	Ø	事務処理の効率化を図るため 事業提案及び投票を電子により受け付けるため					
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

自己点検表⑤(電算入力)

案件番号:	
-------	--

システム名
参加型予算管理システム

区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)

受け付けた事業提案・投票内容等を管理するため

L	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)																					
					•保有個人	情報を区の機関	が管理	管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉														
₽	1	対象者数 〈第2号ア〉 約2,00	00 人	Z 2	操作員数 〈第2号イ〉	11 人	2 3	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員											
₽	4	データ処理 件数 〈第2号エ〉	00 件	Z (5	操作端末 種別 〈第2号オ〉	職員用PC	操	の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉														
・区の機関が管理する電子計算組織への							の記録	記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉														
₽	1		確認	忍事	項			確認事項への具体的対応・代替措置等														
								バックアップ	自動で日次ノ	ベックアップを行う												
							Ø	データの暗号化	データは全て	「暗号化されている。												
											で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を											
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉				ICカード認証																
₽		※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など		え□	生体認証																	
			☑ データ持ち出し管理ソフトを導入フトの導入			理ソフトを導入している。																
							Ø	ウイルス対策ソフ 導入	区職員PCには	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。												
				☑ 無停電電源装置 サーバに無停電電源装置を導入している。				している。														
							(その他)															
₽	17	アクセスする権限を有する 行う上で必要最小限の範	5職員等 囲に限	等の 定し	範囲及び権限の ているか。〈第4)内容を、業務を 号〉	シ	ステムを保管する	らネットワークドライン	ブのアクセス権を必引	要最小限の職員に設定している。											
₽	8					送送	業務手順書に、上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部へ送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限している。															

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

		17 312		71121-1017 001		(五)10年(1年)		
		保健師等精神病等精神保持社会復	者の保護同意 建福祉法に基 帰促進に関っ	指導に関する業 意に関する業務 基づく通報に関っ する業務	よる美			
主	管部課名	保健福	祉部保健予	坊課、保健サーb	ごス談	果		
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月	日		根拠法令等	
	個人情報の	保有等		令和 年 月	日			
	外部委	託		令和 年 月	日			
	指定管	理		令和 年 月	日			
	労働者	派遣		令和 年 月	日			
	目的外利用			令和 年 月	日			
	外部提供			令和 年 月	日			
○ 電算入力			新規	令和6年10月	1日			
○ 外部結合			新規	令和6年10月	1日			

現在、保健予防課及び保健センターで実施している精神保健に関する相談や訪問指導等の業務における相談・指導内容について、支援対象者の情報は紙のカルテで管理しているが、相談が経年にわたる対象者が増えており、相談・指導が継続する間カルテの情報を保管することから、書類の量が増加し続けており、支援に必要な情報の参照や担当者間での速やかな情報共有に支障が生じている。

このため、対象者情報の検索性向上等を目的として、新たに「精神保健業務等電子カルテシステム」を導入し、電子での記録及び管理をすることとした。

記録を電子化することにより、対象者情報の検索性向上、担当者間での円滑かつ正確な情報共有及び相談・指導内容の評価をすることが可能となり、対象者にとってより適切な対応・支援を行うとともに、事務の効率化が図られる。

■対象業務

- ①精神保健相談に関する業務
- ②保健師等による訪問指導に関する業務
- ③精神病者の保護同意に関する業務
- ④精神保健福祉法に基づく通報に関する業務
- ⑤社会復帰促進に関する業務

【電算入力】

件

 \mathcal{O}

概

要

「精神保健業務等電子カルテシステム」を新たに設置し、「氏名」等33項目を記録する。

【外部結合】

職員用PCとクラウドサービス提供事業者のサーバーをインターネットを通じて外部結合し、「氏名」等33項目を提供及び取得を行う。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
	(
備考		

6

電 算 入 力 記 録 票

		部課名	果名 杉並保健所保健予防課、保健サービス課 整理番号 第一号								
紫 教	ミシステム名				記録	年月日		令和	6年10)月1日	
未仍	フィンノム石	精神保健美	業務電子	カルテシスラ	テム						
記		キュリティ部会 年月日	番号	記録年	录年月日			記録・消去〕	した項目	番号	
録	令和6年	4月30日	2	令和6年	10月	1 月	1 ~	-33 記録			
0											
経											
产											
過											
	1 氏名				16	生活係	上 護令	 乏給状況			
記	2 住所			17 健康保険加入状況							
口口	3 性別			18 健康状態							
	4 生年月	目 日		19	傷病等	等の状況					
録	5 続柄			20	治療等	等の状況					
	6 電話番	等号			21	精神障	管害0)状況			
	7 本籍				22	知的障	管害0)状況			
0	8 国籍				23 身体障害の状況						
	9 生育歴				24 入院等の状況						
西	10 家族構				25 入院病院名						
項	11 扶養関	9份			26 入院年月日						
	12 職業 13 職歴				27 相談の内容 28 相談事例の内容						
目	14 婚姻の				28 29						
	15 住居の				29 支援計画の内容 30 要望・苦情の内容						
	,—						11				
備考											
77											

	31	問題行動	66
	32 f	他施設利用状況	67
	33	訓練状況	68
記	34		69
	35		70
	36		71
	37		72
	38		73
	39		74
	40		75
録	41		76
	42		77
	43		78
	44		79
	45		80
	46		81
	47		82
の	48		83
	49		84
	50		85
	51		86
	52		87
	53		88
	54		89
項	55		90
	56		91
	57		92
	58		93
	59		94
	60		95
	61		96
目	62		97
	63		98
	64		99
	65		100

外部結合記録票

部課名	保健予防課、保健サービス課		整理番号						
类效应存在	***		記録年月日	令和6年10月1日					
業務の名称	精神保健相談他4業務		に関する業務						
外部結合の相手方	民間事業者								
外部結合の根拠	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 第三の9 ケース記録の整理及び秘密の保持等(1)								
外部結合の方法	インターネット回線								
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目					
	1 氏名	1	氏名						
	2 住所	2	住所						
	3 性別		性別						
	4 生年月日	4	生年月日						
	5 続柄		続柄						
	6 電話番号	6	電話番号						
外部結合によって 収集・提供される	7 本籍		本籍						
個人情報の項目	8 国籍		国籍						
	9 生育歴	9	生育歴						
	10 家族構成	10	家族構成						
	11 扶養関係	11	扶養関係						
	12 職業	12	職業						
	13 職歴	13 職歴							
	14 婚姻の状況	14 婚姻の状況							
	15 住居の状況	15	住居の状況						
備考									

外部結合記録票

部課名	保健予防課、保健サービス課		整理番号				
業務の名称	精神保健相談他4業務		記録年月日	令和6年10月1日			
未伤の石が	相种体链性故他4未物	に関する業務					
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目			
	16 生活保護受給状況	16	生活保護受統	給状況			
	17 健康保険加入状況	17	健康保険加力	入状況			
	18 健康状態	18	健康状態				
	19 傷病等の状況	19	傷病等の状況	兄			
	20 治療等の状況	20	治療等の状況	兄			
	21 精神障害の状況	21	精神障害の状況				
	22 知的障害の状況	22	22 知的障害の状況				
	23 身体障害の状況	23	23 身体障害の状況				
N DOOL -	24 入院等の状況	24	4 入院等の状況				
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	25 入院病院名		25 入院病院名				
	26 入院年月日	26	入院年月日				
	27 相談の内容	27	27 相談の内容				
	28 相談事例の内容	28	相談事例の	内容			
	29 支援計画の内容	29	支援計画の	为容			
	30 要望・苦情の内容	30 要望・苦情の内容					
	31 問題行動	31	31 問題行動				
	32 他施設利用状況	32	他施設利用				
	33 訓練状況	33	訓練状況				
	34	34					
	35	35					
備							
備 考 							

	業務の名称:	精神保健相談他4業務に関する業務
	主管部課名:	保健福祉部保健予防課、保健サービス課
弟	美務の根拠法令等:	精神保健福祉法・杉並区精神障害者デイ・ケア事業実施要綱
	利用目的(全体):	精神保健等に関する業務の記録を電子化1 一元管理するため

			1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務る電	용の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理す 言子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	「下豚は安配思個八情報)	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	Ø	相談支援を希望する者の管理・支援するため
2	住所	Ø	相談支援を実施するため
3	性別	Ø	相談支援を実施するため
4	生年月日	Ø	相談支援を実施するため
5	続柄	Ø	相談支援を実施するため
6	電話番号	Ø	相談支援を実施するため
7	本籍	Ø	相談支援を実施するため
8	国籍	Ø	相談支援を実施するため
9	生育歴	Ø	相談支援を実施するため
10	家族構成	Ø	相談支援を実施するため
11	扶養関係	Ø	相談支援を実施するため
12	職業	Ø	相談支援を実施するため
13	職歴	Ø	相談支援を実施するため
14	婚姻の状況	Ø	相談支援を実施するため
15	住居の状況	Ø	相談支援を実施するため
16	生活保護受給状況	Ø	相談支援を実施するため
17	健康保険加入状況	Ø	相談支援を実施するため
18	健康状態	Ø	相談支援を実施するため
19	傷病等の状況	Ø	相談支援を実施するため
20	治療等の状況	Ø	相談支援を実施するため

自己点検表⑤(電算入力)

案件番号: 案件番号:

システム名 精神保健業務等電子カルテシステム 区の機関が管理する電子計算組織への 精神保健に関する当事者及び家族、

区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法) 精神保健に関する当事者及び家族、関係機関からの相談や訪問記録、保健センターや保健所で実施している事業を利用した際の記録を行い、一元管理を行うため

ı	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)									
		・保有個人情報を区の機関が	管理	理する電子計算組	1織に記録するに	当たっての確認事項	[〈第2号〉			
	Z (1)	対象者数 〈第2号ア〉 3800 人 ☑ ② 操作員数 〈第2号イ〉 100 人 ☑	3	操作員種別 〈第2号ウ〉	×職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	保健予防課長、保健サービス課長(担当課長含む) 保健予防課保健師・保健サービス課保健師・事務等			
	4		操	での他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉						
		区の機関が管理する電子計算組織への記	記錄	最に当たり、以下の	の事項についてどの	のような措置を施すれ	か。〈第3号~第5号〉			
	Ø	確認事項			硝	全認事項への具体的]対応・代替措置等			
			Ø	バックアップ	手動で週次/	ベックアップを行う				
			Ø	データの暗号化	データは全て	「暗号化されている。				
			Ø	ログの取得管理			で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を としてのレコード更新記録の保存を有する。			
			Ø	パスワード認証	は90日に1度	度変更を行う。	は、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワード 人のIDとパスワード認証を行う。			
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行う か。〈第3号〉	無	ICカード認証						
	2 6	※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	無	生体認証						
			Ø	データ持ち出し管理 フトの導入	^{理ソ} 区職員PCに	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
			Ø	ウイルス対策ソフトの 導入	の区職員PCに	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
			Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	世界規模の対	世界規模のデータを常時管理するためUPSが導入されている。				
			Ø	(その他)	その他) は不可とする。 多要素認証を導入しており、ロ		可への記録回覧を必須とし、回覧した段階で記録の修正 グイン時にはパスワードの他、特定の携帯端末にインス による認証作業を必須としている。			
	2 (7)	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を 行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	精神保健業務等電子カルテシステムのログイン権限は、各保健センター、保健予防課などの保健師等に限定している。							
	無 ⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製 及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及 び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	と 及 保有個人情報の複製及び送信、外部への送付は行わない。							

案件番号:	
-------	--

自己点検表⑤(電算入力)②

\	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)				1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)			1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)		
区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業する	務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 る電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	Ш	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務する	5の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
No.	☑ 電子計算組織への記録が必要な理由	No.		Ø	電子計算組織への記録が必要な理由		Vo.	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由	
21 精神障害の状況	☑相談支援を実施するため	41					51			
22 知的障害の状況	☑ 相談支援を実施するため	42				•	32			
23 身体障害の状況	☑相談支援を実施するため	43				(33			
24 入院等の状況	☑相談支援を実施するため	44				(54			
25 入院病院名	☑相談支援を実施するため	45				(55			
26 入院年月日	☑相談支援を実施するため	46				(66			
27 相談の内容	☑相談支援を実施するため	47				•	37			
28 相談事例の内容	☑相談支援を実施するため	48				(58			
29 支援計画の内容	☑相談支援を実施するため	49				•	59			
30 要望・苦情の内容	☑相談支援を実施するため	50					70			
31 問題行動	☑相談支援を実施するため	51					71			
32 他施設利用状況	☑相談支援を実施するため	52					72			
33 訓練状況	☑ 相談支援を実施するため・訓練の必要性を判断するため	53					73			
34		54					74			
35		55					75			
36		56					76			
37		57					77			
38		58					78			
39		59					79			
40		60				{	80			

案件番号:	

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称: 精神保健相談他4業務に関する業務 主管部課名: 保健福祉部保健予防課、保健サービス課 業務の根拠法令等: 精神保健福祉法・難病法・杉並区精神障害者デイ・ケア事業実施要綱 利用目的(全体): 精神保健等に関する業務の記録を電子化し一元管理するため

	外部結合によって提供する保存 (下線は要配	有個人情報・取得する個人情報 慮個人情報)	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により 提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があ るか。〈第1号・第2号〉			
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由		
1	氏名	氏名	Ø	相談支援を希望する者の管理・支援するため		
2	住所	住所	V	相談支援を実施するため		
3	性別	性別	Ø	相談支援を実施するため		
4	生年月日	生年月日	V	相談支援を実施するため		
5	続柄	続柄	Ø	相談支援を実施するため		
6	電話番号	電話番号	Ø	相談支援を実施するため		
7	本籍	本籍	Ø	相談支援を実施するため		
8	国籍	国籍	Ø	相談支援を実施するため		
9	生育歴	生育歴	Ø	相談支援を実施するため		
10	家族構成	家族構成	Ø	相談支援を実施するため		
11	扶養関係	扶養関係	Ø	相談支援を実施するため		
12	職業	職業	Ø	相談支援を実施するため		
13	職歴	職歴	Ø	相談支援を実施するため		
14	婚姻の状況	婚姻の状況	Ø	相談支援を実施するため		
15	住居の状況	住居の状況	Ø	相談支援を実施するため		
16	生活保護受給状況	生活保護受給状況	Ø	相談支援を実施するため		
17	健康保険加入状況	健康保険加入状況	Ø	相談支援を実施するため		
18	健康状態	健康状態	Ø	相談支援を実施するため		
19	傷病等の状況	傷病等の状況	Ø	相談支援を実施するため		
20	治療等の状況	治療等の状況	Ø	相談支援を実施するため		

システム名	精神保健業務等電子カルテシステム
外部結合を行う業務の内容	保健センターおよび保健所における精神保健、成人保健、難病保健等に係る保健師業務について、当該システム上で保健活動記録や保健事業を総合的に管理する。当該システムは、インターネット上のクラウドソリューションであり、システムそのものが外部サーバを使用している。

L		2. ア即和日に床分帳砂芋供(対3ケー対13ケ)													
						外部結	合に	係る基本情報〈第3号・第4号〉							
Į	Z	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	クラウドサーヒ	ごス提	でス提供事業者							
ļ	Ø	2	外部結合の方 法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場 合の詳細 〈第4号関連〉	IPアドレスに登	登録し	登録した端末しかアクセスできない。							
				・【提供の	場合のみ】外部	『結合に当たり	、以	、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号~第13号〉							
Į	Ø			確認事項	頁			確認事項へ	の具体的対応・代替措置等						
ľ								根拠をプルダウンから選択⇒	●【利用目的内の場合】外部結合によって提供する 法令根拠又は相当の理由がある						
Į	Ø	3	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。					【利用目的のための外部結合による 保有個人情報を外部結合によって	る提供】 提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。						
		['] 〈第5号•第6号〉					具体的内容	内							
43	無	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉													
43	無	(5)	有個人情報を外部 条の規定に基づき 的、利用する業務	94号の規定に基つ 部結合によって提供 き、提供先との間に 5の根拠法令、利用 載した書面(電磁的	供する場合にあっ ニおいて、原則と ヨする記録範囲及	っては、法第70 して、利用目 及び記録項目、									
413	無	6	の者に保有個人情は、法第70条の規確保の措置を講す は、当該提供をす	9条第2項第4号の 青報を外部結合に 見定に基づき、保有 ずることを求めるとと る前又は随時にま その結果を記録す なか。〈第9号〉	よって提供するな 個人情報の取扱 もに、必要がある もの調査等を行	場合にあって 扱いに係る安全 ると認めるとき 亍い、当該措置									
Į	Ø		用目的、保有個人 し、必要に応じ、特	審発生のリスクを低 、情報の秘匿性等 特定の個人を識別 又は別の記号等に	その内容その他 することができる	の事情を考慮 記載の全部又	いな		その情報を抜き出したり外部へ提供することは想定して 職層や職種等に応じて制限する措置を講じることから						
43	無		目的のために保有)規定により外国に 有個人情報を外部 規定に基づき本人	結合によって提信	供する場合に									
43	無		は、同条第2項の)規定に基づき本 <i>)</i> 規定に基づき当該)保護に関する制度	本人に参考とな	るべき外国に									
43	無	10	目的のために保有	D規定により外国に 有個人情報を外部は 規定に基づき必要	結合によって提信	供した場合に									

自己点検表⑥(外部結合)②

		有個人情報・取得する個人情報	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により				
$ \ $	(下線は要配	慮個人情報)	提供	係の美地に当たり、当該保有個人情報を外部結合により取得する必要があ 以。〈第1号·第2号〉			
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
21	精神障害の状況	精神障害の状況	Ø	相談支援を実施するため			
22	知的障害の状況	知的障害の状況	Ø	相談支援を実施するため			
23	身体障害の状況	身体障害の状況	Ø	相談支援を実施するため			
24	入院等の状況	入院等の状況	Ø	相談支援を実施するため			
25	入院病院名	入院病院名	Ø	相談支援を実施するため			
26	入院年月日	入院年月日	Ø	相談支援を実施するため			
27	相談の内容	相談の内容	Ø	相談支援を実施するため			
28	相談事例の内容	相談事例の内容	Ø	相談支援を実施するため			
29	支援計画の内容	支援計画の内容	Ø	相談支援を実施するため			
30	要望・苦情の内容	要望・苦情の内容	Ø	相談支援を実施するため			
31	問題行動	問題行動	Ø	相談支援を実施するため			
32	他施設利用状況	他施設利用状況	Ø	相談支援を実施するため・訓練の必要性を判断するた め			
33	訓練状況	訓練状況	Ø	相談支援を実施するため・訓練の必要性を判断するた め			
34							
35							
36							
37							
338							
39							
40							

	外部結合によって提供する保 (下線は要問	A有個人情報・取得する個人情報 配慮個人情報)	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供 又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第 1号・第2号〉				
No.	↓ 提供する保有個人情報	取得する個人情報	17:				
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

		難病患	難病患者ホームヘルプサービスに関する業務									
対象業務名		在宅人	在宅人工呼吸器使用者医療機器貸与・給付等に関する業務									
		保健師	等による訪問	指導に関する業務								
主	三管部課名	保健福	祉部保健予防	坊課、保健サービス記	果							
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等							
	個人情報の保有等			令和 年 月 日								
	外部委託			令和 年 月 日								
	指定管理			令和 年 月 日								
	労働者派遣			令和 年 月 日								
	目的外利用			令和 年 月 日								
	外部提供			令和 年 月 日								
\circ	○ 電算入力		新規	令和6年10月1日	難病法・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律							
\bigcirc	〇 外部結合		新規	令和6年10月1日	難病法・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律							

現在、保健予防課及び保健センターで実施している、難病を主とする成人保健業務は、支援対象者の情報を紙のカルテで管理しているが、支援が継続する間カルテの情報を保管することから、書類の量が増加し続けており、支援に必要な情報の速やかな参照に支障が生じている。このため、対象者情報の検索性向上を目的として、新たに「難病等電子カルテシステム」を導入し、電子での記録及び管理をすることとした。

記録を電子化することにより、対象者情報の検索性が向上し、対象者にとってより適切な支援が可能となることに加え、事務の効率化が図られる。

件 ■対象業務

①難病患者ホームヘルプサービスに関する業務

- ②在宅人工呼吸器使用者医療機器貸与・給付に関する業務
- ③保健師等による訪問指導に関する業務

【電算入力】

 \mathcal{O}

概

要

「難病等電子カルテシステム」を新たに設置し、「氏名」等32項目を記録する。

【外部結合】

職員用PCとクラウドサービス提供事業者のサーバーをインターネットを通じて外部結合し、「氏名」等32項目を提供及び取得を行う。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
	()
備		

電 算 入 力 記 録 票

			部 課 名	杉並保	建所保健予防認	果、保健	車サービン	ス課	整理番号	第	号
111 ₹	Ф N Э	= 1 4				記録	年月日		令和	6年10月	11日
美 恋	カン 人	テム名	難病等電	難病等電子カルテシステム							
記	デジ	タル・セキ 報告年	- - ユリティ部会 E月日	番号	記録年月日			記録・消去した項目番号			:号
録	令	和6年4	4月30日	3	令和6年	10月	1日	1 ~	-32 記録		
0)											
経											
胜											
過											
	1	氏名				16	身体障	1	 D状況		
記	2	住所				17	精神障	き害の	つ状況		
д	3	性別			18	知的障	知的障害の状況				
	4	生年月	日			19 傷病等の状況					
録	5	続柄				20	入院等	院等の状況			
	6	電話番	号			21	健康状	態			
	7	生育歴				22	日常生	三活重	が作の状況		
0)	8	家族構	成			23 他施設利用状況					
	9	親族等の状況					24 相談の内容				
	10	扶養関	係		25 要望・苦情の内容						
項	11	婚姻の	状況			26 生活保護受給状況					
	12	離婚の	状況		27 健康保険加入状況						
	13	住居の	状況			28	医療費	身公 星	貴負担の状況		
目	14	職業				29	申請年	三月日	3		
	15	職歴				30	申請理	曲			
備考											

	31 使用機器に関する情報	66
	32 介護保険サービス利用状況	67
	33	68
記	34	69
	35	70
	36	71
	37	72
	38	73
	39	74
	40	75
録	41	76
	42	77
	43	78
	44	79
	45	80
	46	81
	47	82
0	48	83
	49	84
	50	85
	51	86
	52	87
	53	88
	54	89
項	55	90
	56	91
	57	92
	58	93
	59	94
	60	95
	61	96
目	62	97
	63	98
	64	99
	65	100

外部結合記録票

部課名	保健予防課、保健サービス課		整理番号				
# 7h o h 1h	*##	- 7 <i>k</i> 7	記録年月日	令和6年10月1日			
業務の名称	難病患者ホームヘルプサービス等他2業 	務		に関する業務			
外部結合の相手方	民間事業者						
外部結合の根拠	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 第三の9 ケース語の整理及び秘密の保持等(1)						
外部結合の方法	インターネット回線						
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目			
	1 氏名	1	1 氏名				
	2 住所	住所					
	3 性別 3		性別				
	4 生年月日 4 生年月日						
	5 続柄 5 続柄						
	6 電話番号	6	電話番号				
外部結合によって 収集・提供される	7 生育歴						
個人情報の項目	8 家族構成 8 家族構成						
	9 親族等の状況	9 親族等の状況					
	10 扶養関係		10 扶養関係				
	11 婚姻の状況	11 婚姻の状況					
	12 離婚の状況	12	離婚の状況				
	13 住居の状況		13 住居の状況				
	14 職業	14 職業					
	15 職歴	15	職歴				
備考							

外部結合記録票

部課	名	保健予防課、保健サービス課		整理番号				
業務の名称		難病患者ホームヘルプサービス等他2	坐 孜	記録年月日	令和6年10月1日			
未物の1	□ 1 4小	無柄思石小一ムヘルノリーに入寺他と	未伤		に関する業務			
		提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目			
		16 身体障害の状況	16	身体障害の				
		17 精神障害の状況	17	精神障害の				
		18 知的障害の状況	18	知的障害の	 伏況			
		19 傷病等の状況	19	傷病等の状況	兄			
		20 入院等の状況	20	3 入院等の状況				
		21 健康状態	21	健康状態				
		22 日常生活動作の状況	22	日常生活動作	作の状況			
		23 他施設利用状況	23	他施設利用				
外部結合に	トって	24 相談の内容	24	相談の内容				
収集·提供 収集·提供 個人情報の	される	25 要望・苦情の内容	25	要望•苦情の)内容			
		26 生活保護受給状況	26	生活保護受	給状況			
		27 健康保険加入状況	27	健康保険加力	入状況			
		28 医療費公費負担の状況	28 医療費公費負担の状況					
		29 申請年月日	29	申請年月日				
		30 申請理由	30	申請理由				
		31 使用機器に関する情報	31	使用機器に	関する情報			
		32 介護保険サービス利用状況	32	介護保険サー	ービス利用状況			
		33	33					
		34	34					
		35	35					
備								
備考								

業務の名称: 難病患者ホームヘルプサービス他2業務に関する業務主管部課名: 保健福祉部保健予防課、保健サービス課業務の根拠法令等: 難病法・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律利用目的(全体): 難病等、成人保健に関する業務の記録を電子化し一元管理するため

\			1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
	保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理す 主子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	(下禄は安配思個八情報)	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	V	相談支援を希望する者の管理・支援するため
2	住所	Ø	相談支援を実施するため
3	性別	Ø	相談支援を実施するため
4	生年月日	Ø	相談支援を実施するため
5	続柄	Ø	相談支援を実施するため
6	電話番号	Ø	相談支援を実施するため
7	生育歴	Ø	相談支援を実施するため
8	家族構成	Ø	相談支援を実施するため
9	親族等の状況	Ø	相談支援を実施するため
10	扶養関係	Ø	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため
11	婚姻の状況	Ø	相談支援を実施するため
12	離婚の状況	Ø	相談支援を実施するため
13	住居の状況	Ø	相談支援を実施するため
14	職業	Ø	相談支援を実施するため
15	職歴	Ø	相談支援を実施するため
16	身体障害の状況	Ø	相談支援を実施するため
17	精神障害の状況	Ø	相談支援を実施するため
18	知的障害の状況	Ø	相談支援を実施するため
19	傷病等の状況	Ø	相談支援を実施するため
20	入院等の状況	Ø	相談支援を実施するため

自己点検表⑤(電算入力)

案件番号:

難病等電子カルテシステム

区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)

システム名

難病等に関する当事者及び家族、関係機関からの相談や訪問記録、保健センターや保健所 を経由する手続き等の記録を行い、一元管理を行うため

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)										
		・保有個人情報を区の機関が	管:	理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉							
Į	Z (1)	対象者数 〈第2号ア〉 200 人 ② 操作員数 〈第2号イ〉 70 人 ②	3	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	保健サービス課長(担当課長含む) 保健予防課健師・保健サービス課保健師				
ļ	Z 4	データ処理 件数 2850 件 2 ⑤ 種別 職員用PC 〈第2号エ〉	操	たの他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉							
	区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉										
ł	4	確認事項			確	認事項への具体的	为对応•代替措置等				
			Ø	バックアップ	手動で週次バ	ベックアップを行う					
			Ø	データの暗号化	データは全て	暗号化されている。					
			Ø	ログの取得管理		ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を 行っている。システムの標準機能としてのレコード更新記録の保存を有する。					
	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行う か。〈第3号〉			パスワード認証	は90日に1度	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。 システムログイン時にも専用の個人のIDとパスワード認証を行う。					
				ICカード認証							
Į	2 6	※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	<u></u> 無	生体認証							
			Ø	データ持ち出し管理 フトの導入	理ソ 区職員PCに	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
			Ø	ウイルス対策ソフトの 導入	の 区職員PCに	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
			Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	世界規模のデ	世界規模のデータを常時管理するためUPSが導入されている。					
			Ø	(その他)	は不可とする。 多要素認証を	記録の改ざん防止のため、上司への記録回覧を必須とし、回覧した段階で記録の修正は不可とする。 多要素認証を導入しており、ログイン時にはパスワードの他、特定の携帯端末にインストールした専用アプリケーションによる認証作業を必須としている。					
ļ	Z (7)	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を 行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	難	病等電子カルテシ	ノステムのログイン	権限は、各保健セン	<i>ン</i> ター、保健予防課などの保健師等に限定している。				
43	無⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製 及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及 び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	と 好には、 保有個人情報の複製及び送信、外部への送付は行わない。								

案件番号:	
-------	--

自己点検表⑤(電算入力)②

Test Applies	\	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)				1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	$ \ $		1.	電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
図 日本の	【 【 保有個人情報	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		電子計算組織に記録する	業す	務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 る電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線け亜配膚個人情報)	業務する	の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
2 日本生産的で作物 2 日本生産の 2 日本生産的で作物 2 日本生産の 2 日本生産を含まり 2 日本生産の 2 日本生産を含まり 2	No.	☑ 電子計算組織への記録が必要な理由	No.	(1 がは女品感過八日報)	\square	電子計算組織への記録が必要な理由	N		\square	電子計算組織への記録が必要な理由
株理学研究 日本語文教を確認されたか	21 健康状態	☑相談支援を実施するため	41				6	1		
特別の対容	22 日常生活動作の状況	☑相談支援を実施するため	42				6	2		
2	23 他施設利用状況	☑相談支援を実施するため	43				6	3		
25	24 相談の内容	☑相談支援を実施するため	44				6	4		
	25 要望・苦情の内容	☑相談支援を実施するため	45				6	5		
28 医療炎者自起の承花 V 間談支援の実施及び他か・ドス利用申請のため 48	26 生活保護受給状況	☑相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	46				6	6		
20 中部4月日 夕福泉支援の実施及び他サービス利用中部のため 40 日本 日本 60 日本 30 中間20日 夕福泉支援の実施及び他サービス利用申請のため 50 日本 70 日本 31 校用機器に即する情報 夕福泉支援の実施及び他サービス利用申請のため 51 日本 日本 71 日本 日本 32 介護保険す。ドス利用会議 日本 13 日本 日本 72 日本 日本 34 日本 日本 日本 14 日本 日本 74 日本 日本 36 日本 日本 15 日本 17 日本 日本 17 日本 日本 37 日本 日本 17 日本 17 日本 日本 17 日本 日本 38 日本 日本 17 日本 17 日本 日本 17 日本 日本 39 日本 日本 17 日本 17 日本 日本 17 日本 日本 30 日本 日本 17 日本 17 日本 日本	27 健康保険加入状況	☑相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	47				6	7		
日本語画 日本語画 日本語画表が他サービス利用中語のため 日本語画表	28 医療費公費負担の状況	☑ 相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	48				6	8		
2 日機器に関する情報	29 申請年月日	☑相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	49				6	9		
2	30 申請理由	☑相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	50				7	0		
33	31 使用機器に関する情報	☑相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	51				7	1		
34	32 介護保険サービス利用状況	☑ 相談支援の実施及び他サービス利用申請のため	52				7	2		
35 36 37 37 38 38 39 39 39 39 39 39 30 <	33		53				7	3		
36 56 76 37 57 77 38 58 78 39 59 79	34		54				7	4		
37 57 57 38 58 59 59 79	35		55				7	5		
38 58 78 39 79	36		56					6		
39 59 79	37		57					7		
	38		58					8		
40 60 0 80 0	39		59					9		
	40		60				8	0		

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称: 難病患者ホームヘルプサービス他2業務に関する業務 主管部課名: 保健福祉部保健予防課、保健サービス課 業務の根拠法令等: 難病法・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律 利用目的(全体): 難病等、成人保健に関する業務の記録を電子化し一元管理するため

	外部結合によって提供する保 (下線は要配	有個人情報・取得する個人情報 慮個人情報)	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により 提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があ るか。〈第1号・第2号〉					
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由				
1	氏名	氏名	Ø	相談支援を希望する者の管理・支援するため				
2	住所	住所	V	相談支援を実施するため				
3	性別	性別	Ø	相談支援を実施するため				
4	生年月日	生年月日	Ŋ	相談支援を実施するため				
5	続柄	続柄	Ø	相談支援を実施するため				
6	電話番号	電話番号	Ø	相談支援を実施するため				
7	生育歴	生育歴	V	相談支援を実施するため				
8	家族構成	家族構成	V	相談支援を実施するため				
9	親族等の状況	親族等の状況	Ŋ	相談支援を実施するため				
10	扶養関係	扶養関係	Ŋ	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
11	婚姻の状況	婚姻の状況	Ø	相談支援を実施するため				
12	離婚の状況	離婚の状況	V	相談支援を実施するため				
13	住居の状況	住居の状況	V	相談支援を実施するため				
14	職業	職業	Ø	相談支援を実施するため				
15	職歴	職歴	V	相談支援を実施するため				
16	身体障害の状況	身体障害の状況	V	相談支援を実施するため				
17	精神障害の状況	精神障害の状況	Ø	相談支援を実施するため				
18	知的障害の状況	知的障害の状況	Ø	相談支援を実施するため				
19	傷病等の状況	傷病等の状況	Ø	相談支援を実施するため				
20	入院等の状況	入院等の状況	Ø	相談支援を実施するため				

システム名	難病等電子カルテシステム
外部結合を行う業務の内容	保健センターおよび保健所における成人保健、難病保健等に係る保健師業務について、当該システム上で保健活動記録や保健事業を総合的に管理する。当該システムは、インターネット上のクラウドソリューションであり、システムそのものが外部サーバを使用している。

					2. 外部結	告合に	に係る	確認事項(第3号~第13号	号)		
		外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉									
Ø	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	民間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	クラウドサービ	ごス提	是供事	 業者			
Ø	2	外部結合の方 法 〈第4号〉	インターネット回 線	その他の場 合の詳細 〈第4号関連〉	IPアドレスに登	₹録l	した端	末しかアクセスできない。			
			・【提供の	場合のみ】外部	『結合に当たり	、以	下の事	写 項についてどのような措	置を	施すか。〈第5号~第13号〉	
Ø	1		確認事項	Į				確認事	項^	の具体的対応·代替措置等	
							根	拠をプルダウンから選択	₹⇒	●【利用目的内の場合】外部結合によって提供する 法令根拠又は相当の理由がある	
Ø	(3)	外部結合により 〈第5号・第6号〉	保有個人情報の抗	是供を行う根拠	は何か。	根拠	【利月	用目的のための外部結合 個人情報を外部結合に。		る提供】 提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	内							
無	4	人情報を外部結	第3号の規定に基づ合によって提供する 寄70条の規定に基 第76条の規定に基 第7号〉	場合であって、	必要があると				_		
無	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			っては、法第70 して、利用目 及び記録項目、				_			
無		の者に保有個人 は、法第70条の規 確保の措置を講 は、当該提供をす	9条第2項第4号の計 情報を外部結合に、 見定に基づき、保有 ずることを求めるとと する前又は随時に実 てその結果を記録す るか。〈第9号〉	よって提供する 個人情報の取 もに、必要があ さ地の調査等を	場合にあって 扱いに係る安全 ると認めるとき 行い、当該措置				_		
V	7	用目的、保有個 し、必要に応じ、	皮害発生のリスクを仮 人情報の秘匿性等・ 特定の個人を識別・ 又は別の記号等に	その内容その他 することができる	の事情を考慮 記載の全部又	いな	ない。ま		限を	その情報を抜き出したり外部へ提供することは想定して 職層や職種等に応じて制限する措置を講じることから	
無	8	目的のために保る	D規定により外国に 有個人情報を外部約 規定に基づき本人	店合によって提	供する場合に						
無	9	は、同条第2項の	D規定に基づき本人 規定に基づき当該 D保護に関する制度	本人に参考とな	るべき外国に				_		
無	10	目的のために保る	D規定により外国に 有個人情報を外部約 規定に基づき必要	店合によって提	供した場合に				_		

自己点検表⑥(外部結合)②

	外部結合によって提供する保存 (下線は要配	有個人情報・取得する個人情報 慮個人情報)	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により 提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があ					
No.			るか ロ	^。<第1号・第2号〉 外部結合が必要な理由				
21	健康状態	健康状態	Ø	相談支援を実施するため				
22	日常生活動作の状況	日常生活動作の状況	Ø	相談支援を実施するため				
23	他施設利用状況	他施設利用状況	Ø	相談支援を実施するため				
24	相談の内容	相談の内容	Ø	相談支援を実施するため				
25	要望・苦情の内容	要望・苦情の内容	Ŋ	相談支援を実施するため				
26	生活保護受給状況	生活保護受給状況	V	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
27	健康保険加入状況	健康保険加入状況	Ŋ	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
28	医療費公費負担の状況	医療費公費負担の状況	Ŋ	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
29	申請年月日	申請年月日	Ø	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
30	申請理由	申請理由	Ŋ	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
31	使用機器に関する情報	使用機器に関する情報	V	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
32	介護保険サービス利用状況	介護保険サービス利用状況	Ø	相談支援の実施及び他サービス利用申請のため				
33								
34								
35								
36								
37								
338								
39								
40								

	Hard Are a selection of the second		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)				
	外部結合によって提供する保	各有個人情報・取得する個人情報 配慮個人情報)	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供 又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第 1号・第2号〉				
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由			
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

案件番号	

		杉並区	個人情報の個	保護に関する安全管	理措置等基準 自己点検表					
交	対象業務名 私立幼稚園補助等に関する業務									
È	主管部課名 子ども家庭部保育課									
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等					
\bigcirc	個人情報の	保有等	変更	令和6年5月1日						
	外部委	託		令和 年 月 日						
	指定管	理		令和 年 月 日						
	労働者	派遣		令和 年 月 日						
\bigcirc	目的外	利用	新規	令和6年5月1日						
\bigcirc	外部掼	- 供	新規	令和6年5月1日						
	電算入	力		令和 年 月 日						
	外部結合 令和 年 月 日									
	外部結合 令和 年 月 日 区では、保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等を利用していない未就園児の子育て支援の充実を目的に、杉並区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施する。 当該事業は、私立幼稚園(以下「施設」という。)において、保育所等を利用していない未就園									

当該事業は、私立幼稚園(以下「施設」という。)において、保育所等を利用していない未就園児の定期的な預かり事業を実施するものであり、区は施設に対して、事業実施に必要な経費の補助を行う。

施設は補助申請に当たって、預かり事業の利用申込を受け付ける際に、当該児童が他の保育所等を利用していない事実を確認する必要がある。この確認は、当該児童が保育の必要性の認定を持たない事実をもって確認することとする。

施設からの事実確認に係る問合せに対応するため、幼稚園就園奨励等に関する業務から「認定の状況」等4項目を目的外利用して保有し、同項目を施設に外部提供する。

【個人情報の保有等】

「認定の状況」を新たに保有する。

【目的外利用】

案

件

0)

概要

幼稚園就園奨励等に関する業務から「認定の状況」等4項目を目的外利用する。

【外部提供】

施設に対して「認定の状況」等4項目の外部提供を行う。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
	()
備考		

個人情報登録票

		部課名	子ども家庭部保育詞	 果			整理番号				
					登録	年月日		昭和62年6月1日			
業	務の名称	私立幼稚園補助等									
								に関する業務			
個人情報の 収集目的 私立幼稚園等への実態調査、補助金交付等のため											
対象となる個 · 私立幼稚園等職員、設置者及び役員 人の範囲 · 私立幼稚園等に通園する児童及び保護者											
14ユタバE四寸に四回 7.0ル主次 0.14以口											
			〇 本人			0	本人以タ	k			
個人	本人以外	第4号該	当•••平成4年5月2	29日 審議	会答申第	3号					
八情報(収集の根 拠		の補助金の交付申 求めるため	請において	、挙証資料	料として利用	用者の名貌	尊や障害の状況等			
の収			部課名			j	業務の名称	弥			
収集方	目的外利	子ども家	<u>庭部保育課</u>		幼稚園京	<u> </u>					
法	用										
Ī		0	文書	電算		その他	()			
	住民記録等	等の情報		心身等(社会活動等の情報			
	氏名 住所		口座情報 報酬額	身体·精神·知 健康状態	的障害状況	他機関への思認定の状況		資格 職業・勤務先・役職			
	性別		領収書	│健康仏忠 │傷病名・傷	病 麻	<u> </u>	<u> </u>	事業開始年月日			
個	生年月日		限10 目	検診・検査				学業時間			
人	続柄				11 DIC			雇用形態			
有報	家族構成							職歴∙学歴			
和の								施設名			
								採用年月日			
録の								勤務日数			
記録の内容											
容											
備考											
有											

目的外利用記録票

			部課名	子ども家庭部係	育	果	整理番号				
被目的外利用業務の名称			幼稚園就園奨励等			記録年月日	4	介和6年 5	月1日		
1500 6								に関う	する業務		
		部課名	子ども家	庭部保育課							
目的を 利用を した	を	業務の名称	私立幼稚	ీ 園補助等				に関っ	する業務		
071		理由)補助金交付に の認定の有無		り、補助対象要件 認するため	である、	利用児童	の保育		
- 44				本人同	意	0	本人同意	5以外			
目的 外利			個人情報	保護法第69条	第2	項第2号					
用の 根拠	本	人同意以外の根拠	施設への補助事業の実施に当たり、補助要件として利用児童の保育の 必要性の認定の有無を確認する必要があるため								
E	目的	外利用の方法	0	閲覧	文書	電算		その他	()		
	1	氏名			16						
	2	住所			17						
	3	生年月日			18						
	4	認定の状況			19						
目的	5				20						
外 利	6				21						
用し	7				22						
た 個	8				23						
人 情 報	9				24						
報の	10					25					
項目	11				26						
	12				27						
	13				28						
	14				29						
	15				30						
備考											

外部提供記録票

		部課名 子ども家庭部保育					整理番号	整理番号			
	₩ 75 o 5 TL					記録年月日		令和6年5月1日			
	業務の名称	私立幼科	私立幼稚園補助等					に関する業務			
5	朴部提供の相手方	私立幼科	進園								
外部提	是供の相手方の利用目的			が実施す [。] 認をする		の利用申込者	が事業の	対象者要件を満			
M † ⊓			0	本人同:	意		本人同意	意以外			
外部 提供 の根 拠	本人同意以外の根拠										
	外部提供の方法		閲覧	0	文書	磁気媒体	* O	その他(電子メール)			
	1 氏名				16						
	2 住所				17						
	3 生年月日				18						
	4 認定の状況				19						
外 部	5				20						
外部提供をした	6				21						
をし	7				22						
た 個	8				23						
個人情報の項目	9				24						
報の	10				25						
項目	11				26						
	12				27						
	13				28						
	14				29						
	15				30						
ſi	 										

案件番号:

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	私立幼稚園補助等に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	私立幼稚園等への実態調査、補助金交付等のため

となる個人の範囲:	・私立幼稚園等職員、設直者及び役員
	・私立幼稚園等に通園する児童及び保護者

		1. 個人情報の保有(第2号~第5号)					2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)		
	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	・保 ^ス 保有 えて	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 「する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超いないか。〈第3号〉	•利月	用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の 性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人か 報を取 条各号	いら直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情 な得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62 子のいずれかに該当する場合はその旨)(第5号)	・本 <i>)</i> 理由 〈第6	、以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の は何か。 号〉
No.		\square	利用目的	\square	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	\square	根拠法令又は相当の理由
1	認定の状況	Ø	補助事業の対象者要件を確認するため					Ø	幼稚園就園奨励等に関する業務から目的外利用により保有するため
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

業務の名称:	幼稚園就園奨励等に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	私立幼稚園に通園する未就園児及び保護者への補助金支給

	口的从利田立际总统组织之后	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)							
	目的外利用又は外部提供を行 う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務は夕	務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又 ト部提供する必要があるか。〈第1号〉						
No.	(下豚は安阳思旭八月報)	\square	目的外利用又は外部提供が必要な理由						
1	氏名	Ø	施設への補助事業の実施に当たり、補助要件として 利用児童の保育の必要性の認定の有無を確認する 必要があるため						
2	住所	Ŋ	施設への補助事業の実施に当たり、補助要件として 利用児童の保育の必要性の認定の有無を確認する 必要があるため						
3	生年月日	Ø	施設への補助事業の実施に当たり、補助要件として 利用児童の保育の必要性の認定の有無を確認する 必要があるため						
4	認定の状況	Ø	施設への補助事業の実施に当たり、補助要件として 利用児童の保育の必要性の認定の有無を確認する 必要があるため						
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

自己点検表④(☑目的外利用・□外部提供)

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	私立幼稚園補助等		部課名	子ども家庭部保育課	
日中ソグト个リノ円	目的外利用を行う理由	施設への補助金交付に当たり)、補助対象要件である	る、利用	児童の保育の	必要性の認定の有無を確認するため
外部提供	外部提供先の種別		外部提供先(詳細)			
77 前近 円	外部提供の方法		方法(詳細)			

) Figure (Av) / J. C.			77 1公 (叶州)		
		0 0 44 4	利田	月かり担件)テは	77岁到市伍/然0日,然	77 -	
F		2. ннух	小川川	・外部促供に依	る確認事項(第2号〜第	(号)	
		・目的外利用又は外部提供を行う	に当た	たり、以下の事項	質についてどのような措置	量を施すか。〈第2号~第7号〉	
₽	3	確認事項		具体的内容·具体的対応等			
				根拠を	プルダウンから選択⇒	●【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号	
Į.	Z (1)	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。	根拠	する場合であ	法令の定める所掌事務 って、当該保有個人情報	又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用 最を利用することについて相当の理由があるとき。	
		〈第2号・第3号〉	具体的内容		事業の実施に当たり、補	理由、特別な理由等について記載】 前助要件として利用児童の保育の必要性の認定の有無を確認	
4	#2	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、沒70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈見号〉	法第				
4	∰3	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基き、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する第の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	基づ 業務				
		③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置をずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供する前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置をずるか。〈第6号〉	規に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対				
<u></u>	 (5)	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全計は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる、(第2月)	考慮 部又				

	3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)							
	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉							
\square	確認事項	具体的内容·具体的对応等						
無	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の ⑥目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規 定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉							
無	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉							
無	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の ⑧目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規 定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉							
_	00							

業務の名称:	私立幼稚園補助等に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	私立幼稚園等への実態調査、補助金交付等のため

\	目的外利用又は外部提供を行	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)				
	う 保有個人情報	業務は夕	務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又 ト部提供する必要があるか。〈第1号〉			
No.	(下線は要配慮個人情報)	\square	目的外利用又は外部提供が必要な理由			
1	氏名	Ø	事業利用希望者の対象要件に係る施設からの問合せ に対して回答するため			
2	住所	Ø	事業利用希望者の対象要件に係る施設からの問合せ に対して回答するため			
3	生年月日	Ø	事業利用希望者の対象要件に係る施設からの問合せ に対して回答するため			
4	認定の状況	Ø	事業利用希望者の対象要件に係る施設からの問合せ に対して回答するため			
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

案件番号:	
-------	--

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称			部課名	
日中ソクト个リカ	目的外利用を行う理由				
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者	外部提供先(詳細)	私立幼稚園等	
7Fppi定医	外部提供の方法	その他	方法(詳細)	文書、架電、メール	

	2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)							
		・目的外利用又は外部提供を行う	とり、以下の事項についてどのような措置を	施すか。〈第2号~第7号〉				
₽	1	確認事項		具体的	的内容·具体的对応等			
П				根拠をプルダウンから選択⇒	❸【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号			
₽	3 (1)	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	【目的外利用・利用目的以外の目的のたる本人の同意があるとき、又は本人に提供す				
		(第2号·第3号)	具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理 私立幼稚園において利用申し込みを受け				
法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			法第					
法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づ無③き、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			まづ 業務					
③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講無④ ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			D規 を講 共を 確認					
₽	15	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情をし、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずか。〈第7号〉	考慮 部又		先の利用目的を達成するために必要なものである			

	3. 利用目的以外の目的のための外国にある第二者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)									
		利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉								
Ę	Ø	確認事項	具体的内容·具体的对応等							
4	無⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の 目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規 定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉								
2	無(7	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあって は、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国に おける個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉								
4	無®	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の 目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規 定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉								
_	30									

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点檢表

奺	象業務名	5名 幼稚園就園奨励等に関する業務								
主	管部課名	子ども爹	尼庭部保育	Į.						
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等					
\bigcirc	個人情報の	保有等	変更	令和6年5月1日						
	外部委託			令和 年 月 日						
	指定管理			令和 年 月 日						
	労働者派遣			令和 年 月 日						
	目的外利用			令和 年 月 日						
	外部提供			令和 年 月 日						
\bigcirc	電算入	.力	新規	令和6年5月1日						
	外部結	i合		令和 年 月 日						
			•	•						

区では、保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等を利用していない未就園児の子育て支援の充実を目的に、杉並区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施する。

当該事業は、私立幼稚園(以下「施設」という。)において、保育所等を利用していない未就園児の定期的な預かり事業を実施するものであり、区は、当該事業を利用した保護者に対して、世帯収入等の区分に応じた日額利用料負担軽減のための助成を実施するため、申請のあった利用児童が事業を利用した日数を確認する必要がある。

申請内容の審査のため、利用施設からの報告により利用児童の「通園状況」を保有するとともに、当該助成事業を正確かつ迅速に行い効率化を図るため、私立幼稚園未就園児保護者助成金管理システムを新たに設置する。

本事業の実施により、私立幼稚園に在籍しない児童及びその保護者の個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報の収集目的に「私立幼稚園に通園する未就園児及び保護者への助成金支給」を追加する。

【個人情報の保有等】

本人以外からの取得により「通園状況」を新たに保有する。

【電算入力】

件

 \mathcal{O}

概

私立幼稚園未就園児保護者助成金管理システムを新たに設置し、「園児氏名」等11項目を 新たに記録する。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
	()
備考		

個人情報登録票

		部課名	子ども家庭	部保育認	果			整理番号			
			•			登録	年月日		昭和62年6月1日		
業	務の名称	幼稚園京	忧園奨励等								
		04.			N				に関する業務		
	引人情報の 収集目的	②私立約 ③行政 引 れた事務	カ稚園等の♪ カ稚園及び私 ら続における あを行うため カ稚園に通園	公立幼稚 特定の(園類似施設 固人を識別 [・]	対学奨励 するため(が費補助金 の番号の利	用等に関	する法律に規定さ		
		私立幼科	#園等に通園	する保証	護者及び園	児					
	象となる個 人の範囲										
			0	本人			<u>O</u>	本人以外			
/ (∓)	本人以外										
個人情報の収集方	収集の根	申請内容	图 利用日数)につい	て、利用施記	没に確認 ⁻	<u>するため</u>				
の			部課	名			弟	美務の名和			
収集		区民生活	5部課税課、	納税課		特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)					
未方	目的外利用	区民生活	5部課税課			特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)					
法		子ども家	:庭部管理課	、区民生	活部区民語	児童手当支給					
		子ども家	庭部管理課			児童扶養手当支給					
		子ども家	庭部管理課			児童育成手当支給					
Ī	記録形態	0	文書	0	電算	その他 ()					
	住民記録等	等の情報	財産等の	情報	心身等(の情報	生活状況等	等の情報	社会活動等の情報		
	氏名		収入の状況		障害の状況	元 兄	家族構成		入•退園年月日		
	住所		税額等の状	況			扶養関係	= AA 1 h :	幼稚園名		
	性別		補助金額	· ·			生活保護				
個	生年月日		就園奨励費	[减免額			口座(番号		<u> </u>		
	続柄電話来品						施設入所(養	を護他設寺. -			
報	電話番号 個人番号						里親 認定の状況				
情報の記録の内容	凹八街芍						応足り仏が	,r.			
記録											
郵の											
内											
容											
備考											
考											

電 算 入 力 記 録 票

		部課名	Į		整理番号	第	号				
火, 각	ラシステム名				記録年月日	令和6年5月1日					
未仍	ランハノム石	私立幼稚園	未就園児	保護者助成金	ニム						
記	デジタル・セニ 報告 ^年	キュリティ部会 F月日	番号	記録年	平 月日	言	記録・消去した項目番号				
録	令和6年4	4月30日	5	令和6年	5月1日	1~11記録					
0											
経											
過											
	1 園児氏名				16	<u> </u>					
≓ ⊐	2 生年月日				17						
記	3 学年				18						
	4 幼稚園名	Ž			19						
録	5 登園日数	数			20						
	6 利用料				21						
	7 申請者日	七名			22						
0	8 住所 9 対象基準	<u> </u>			23						
	10 口座情報				25						
項	11 助成金額				26						
	12				27						
目	13				28						
	14				29						
	15				30						
備											
備考											

案件番号:

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

		_	S CIES ALIA INC. ELLIA		
業務の名称: 幼稚園就園奨	励等に関する業務				
主管部課名: 子ども家庭部(保育課		対象となる個人の範囲:	 私立幼稚園等に通園する保護者及び	(注) [日
業務の根拠法令等:			(第1号)	仏上列作園寺に囲園りの休護伯及し	·图冗
利用目的(全体)・私立幼稚園に通り	罰する未就園児及び保護者への助成金支給等				

\setminus					1. 個人情報の保有(第2号~第5号)	2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)			
\	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	·保 保 えて	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 写する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超 いないか。〈第3号〉	•利用	引目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の 性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人が報を日本人が	から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情 取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62 号のいずれかに該当する場合はその旨)(第5号)	・本/ 理由 〈第(人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の 日は何か。 6号〉
No		\square	利用目的	\square	変更前の利用目的との相当の関連性	\square	利用目的を明示する方法等	\square	根拠法令又は相当の理由
1	通園状況	Ø	助成金申請内容の審査に当たり、利用日数を 確認する必要があるため				助成申請の案内及び助成金申請書に記載をする。	Ø	申請内容(利用日数)について、利用施設に確認を行うため。
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10)								
1	1								
12	2								
13	3								
14	4								
1	5								
16	3								
1'	7								
18	3								
19)								
20)								

業務の名称:	幼稚園就園奨励等に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	私立幼稚園に通園する未就園児及び保護者への助成金交付等

		1.	電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		房の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管 ↑る電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	(「豚は女癿悪凹八月報)	\square	電子計算組織への記録が必要な理由
1	園児氏名	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
2	生年月日	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
3	学年	Ŋ	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
4	幼稚園名	Ŋ	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
5	登園日数	V	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
6	利用料	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
7	申請者氏名	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
8	住所	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
9	対象基準	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
10	口座情報	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
11	助成金額	Ø	助成金交付の事務処理を正確かつ迅速に行い 効率化を図るため
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

案件番号:

自己点検表⑤(電算入力)

システム名 私立幼稚園未就園児保護者助成金管理システム 区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法) 私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業を利用する保護者に交付する助成金について、申請から交付までの事務処理を行う。

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)																	
					•保有	個人情	報を区の機関	が管理	理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉									
Ŋ	1	対象者数 〈第2号ア〉	100 人	Z 2	操作!		3 人	.⊿3	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職	員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員、会計年度任	É 用職員				
Ø									での他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉									
			• <u>区</u> Ø)機関	園が管理:	する電ー	子計算組織へ	の記録	己録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉									
Ø			確	認事	項				確認事項への具体的対応・代替措置等									
] バックアップ		自動で日次パ	ヾックアップを行う。						
		_						Z	アータの暗号の	Ľ	データは全て	暗号化されている) _o					
								Z	プログの取得管理	#	ログ取得ソフト を行っている。		で取得されたアクセスロ	びを、課内で定期的に確認				
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など											パスワード認証			ログインに当たって に1度変更を行う。		ード認証を行う。また、パス
							行] ICカード認証										
Ø	$ \ $, [] 生体認証										
								Z	データ持ち出し ソフトの導入	データ持ち出し管理 ノフトの導入 区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。								
								Z	ウイルス対策ソフ 導入	アトの	区職員PCには	丞職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。						
									無停電電源装 (UPS)の導入	置	サーバに無停	バに無停電電源装置を導入している。						
] (その他)										
Ø	7	アクセスする権限を を行う上で必要最小						務本	(件助成事業を持	旦当す	る職員に限定	E している。						
Ø	8	保有個人情報の秘E製及び送信並びに付及び持ち出しがで5号〉	保有個人	情報	が記録さ	れた媒	体の外部への	送音	× 業務于順書に、上可の計りかない体有個人情報の復聚・达信及の体有個人情報が記録された媒体 △ 郊への送付立は挟た中〕を林正まる坦克を艶けるとは、「データ挟た中」第冊ソフトを道1」 侃ま									

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

太	対象業務名 教職員研修に関する業務						
主	主管部課名 教育委員会事務局教育人事企画課、済美教育センター、 就学前教育支援センター						
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等		
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日			
	外部委	託		令和 年 月 日			
	指定管	理		令和 年 月 日			
	労働者》	 派遣		令和 年 月 日			
	目的外利	刊用		令和 年 月 日			
0	外部提	供	変更	令和6年6月1日			
	電算入	力		令和 年 月 日			
\bigcirc	外部結	合	新規	令和6年6月1日			
案件の概要	件 機構に対し、外部提供及び外部結合をする。 概 「						
-	ジタル・セキニ		中 月 報告了承	日			
,	ティ部会での 審議結果		以下のとおり)			
	田田双川		()		
		l			·		
備考							

外部提供記録票

			部課名	教育委 済美教 ンター	員会事系 育センタ	务局教 一、就	育人事企画課、 学前教育支援セ	整理番号	
							記録年月日		令和6年6月1日
	業務の	名称	教職員研		77-lu C2 l	छ । । । । ।			に関する業務
\$	*部提供⟨	の相手方	独立行政	法人教	<u>職員支持</u>	<u> </u>	į		
外部排	是供の相 ⁼ 的	手方の利用目 I	研修を行	うため					
H 40				0	本人同	意		本人同意	以外
外部 提供 の根									
拠	本人同意	意以外の根拠							
	外部提供	:の方法		閲覧	0	文書	磁気媒体	0	その他(インターネット)
	1 氏名					16			
	2 性別					17			
	3 生年.	月日				18			
	4 職業	▪勤務先				19			
	5 研修	記録				20			
外部	6 役職					21			
提供 をした	7 推薦(の所見				22			
個人	8					23			
情報 の項 目	9					24			
	10					25			
	11					26			
	12					27			
	13					28			
	14					29			
	15					30			
備考									

外部結合記録票

部課名	教育委員会事務局教育人事企画課、済美教育センター、就学前教育支援センター		整理番号	
業務の名称	教職員研修	記録年月日	令和6年6月1日	
未物の石物	(大) (以 兵 V) (19			に関する業務
外部結合の相手方	独立行政法人教職員支援機構			
外部結合の根拠	教師が合理的かつ効果的に研修を受講及び記 国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴			
外部結合の方法	インターネット回線			
	提供する個人情報の項目		収集する	個人情報の項目
	1 氏名	1	氏名	
	2 性別	2	性別	
	3 生年月日	3	生年月日	
	4 職業・勤務先	4	職業·勤務先	
	5 研修記録	5	研修記録	
	6 役職	6	役職	
	7 推薦の所見	7	推薦の所見	
	8	8		
外部結合によって	9	9		
収集・提供する 個人情報の項目	10	10		
IM CALLA INC.	11	11		
	12	12		
	13	13		
	14	14		
	15	15		
	16	16		
	17	17		
	18	18		
	19	19		
	20	20		
備考				

案件番号:	

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称:	教職員の研修に関する業務
主管部課名:	教育委員会事務局教育人事企画課、 済美教育センター、就学前教育支援センター
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	教職員研修を行うため

\	\		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務	の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
No.		Ø	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理するため
2	性別	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履 歴を管理するため
3	生年月日	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理するため
4	職業·勤務先	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理するため
5	研修記録	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履 歴を管理するため
6	役職	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履 歴を管理するため
7	推薦の所見	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理するため
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

	目的外利用を行う業務の名称			部課名	教育委員会事務局教育人事企画課、済 美教育センター、就学前教育支援セン ター
目的外利用	目的外利用を行う理由				
外部提供	外部提供先の種別	行政機関	外部提供先(詳細)	独立行政法人教職員支	援機構
77 部定供	外部提供の方法	その他	方法(詳細)	インターネット回線	

Γ	2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)								
		・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号~第7号〉							
Ę	3	確認事項		具体的内容·具体的对応等					
Ī				根拠をプルダウンから選択⇒ ●【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある					
5	Z (1)	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	·					
		〈 弗之 万・ 弗 3 万〉		【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 基本 製師が合理的かつ効果的に研修を受講及び記録できる環境を整えるために、国が提供する全国教員研 をプラットフォーム及び研修受講履歴記録システムを利用するため 関係を表し、国が提供する全国教員研 をプラットフォーム及び研修受講履歴記録システムを利用するため					
4	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情無②報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講するか。〈第4号〉								
4	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供 ③ 先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉								
③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			に基 とを求 直時	基					
漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			、必部を	リー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					

_			
Ī		3. 利用目的以外の目的のための外	ト国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)
		利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第	第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉
	N	確認事項	具体的内容·具体的对応等
	₩.@	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に 基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
	Ħ Œ	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、 同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における 個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
	₩(8	注第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

案件番号:	

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	教職員の研修に関する業務
主管部課名:	教育委員会事務局教育人事企画課、済美教育センター、就学前教育支援センター
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	教職員研修を行うため

41	7/11日日八王件/二 教職員伽修	2117/CW						
		有個人情報・取得する個人情報 歳個人情報)	米切り大心にコたハコ欧州自西大田林と川時間口により					
	() , , , , , , ,	I	提供又は当該個人情報を外部結合により取得るか。〈第1号・第2号〉					
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由				
1	氏名	氏名	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
2	性別	性別	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
3	生年月日	生年月日	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
4	職業·勤務先	職業·勤務先	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
5	研修記録	研修記録	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
6	役職	役職	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
7	推薦の所見	推薦の所見	Ø	全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録 システムに連携して研修受講申込や研修履歴を管理す るため				
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

システム名	教職員研修事務
外部結合を行う業務の内容	教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムとの連携

	2. 外部結合に係る確認事項(第3号~第13号)												
					外部結	合に	「係る基本情報〈第3号・第4号〉						
Ø	1(1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	行政機関	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	独立行政法人	女法人教職員支援機構							
V	1(2	外部結合の方 インターネット回 法 (第4号) その他の場合の詳細 (第4号関連)											
			・【提供の	場合のみ】外部	『結合に当たり	、以	下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号~第13号〉						
✓	1		確認事項	Į			確認事項への具体的対応・代替措置等						
V	13	外部結合により	保有個人情報の初	是供を行う根拠	は何か。	根拠	根拠をブルダウンから選択⇒【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。						
	2 ③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。 〈第5号・第6号〉						【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】 教師が合理的かつ効果的に研修を受講及び記録できる環境を整えるために、国が提供する全国教員研修プラットフォーム及び研修受講履歴記録システムを利用するため						
無	£ (4	情報を外部結合は	第3号の規定に基づ こよって提供する場 条の規定に基づき、	合であって、必	要があると認め								
	£ (5	個人情報を外部線 の規定に基づき、 利用する業務の根	第4号の規定に基づ 店合によって提供す 提供先との間にお 提拠法令、利用する :書面(電磁的記録	る場合にあって いて、原則として 記録範囲及び	は、法第70条 、利用目的、 記録項目、利用								
111	# @	の者に保有個人付は、法第70条の規 確保の措置を講っ は、当該提供をす	る前又は随時に実 こその結果を記録す	たって提供する場 個人情報の取扱 もに、必要がある 地の調査等を行	易合にあって ないに係る安全 ると認めるとき 行い、当該措置								
Ø	1(7	用目的、保有個ノ し、必要に応じ、特	害発生のリスクを低 、情報の秘匿性等る 特定の個人を識別で 又は別の記号等に	との内容その他 けることができる	の事情を考慮 記載の全部又	提供	共する個人情報は全て業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。						
	£ (8	3)目的のために保有)規定により外国に 有個人情報を外部 規定に基づき本人	吉合によって提信	共する場合に								
無	£ @	は、同条第2項の)規定に基づき本人 規定に基づき当該)保護に関する制度	本人に参考とな	るべき外国に								
無	# (II)	目的のために保有)規定により外国に 有個人情報を外部 規定に基づき必要	吉合によって提信	供した場合に								

案件番号	
米川田ヶ	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

太	象業務名	臨時福	祉給付金等。	支給に関する業務	
主	管部課名	区民生	活部管理課、	保健福祉部管理課	、子ども家庭部管理課
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日	
	外部委	託		令和 年 月 日	
	指定管	理		令和 年 月 日	
	労働者派	派遣		令和 年 月 日	
	目的外秆	1月		令和 年 月 日	
	外部提	供		令和 年 月 日	
\circ	電算入	力	変更	令和6年6月1日	
\circ	外部結	合	新規	令和6年6月1日	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律
案件の概要	額い調税の部にす本関 窓門給 電臨 外も加 に ※万代 電臨 外もがまる件す 額令収 入福 結合 がが がったい では がったい できます がったい かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	いう。) う。 う。 ので に対 に務 ・ は年 ジネ ・ は年 ジネ ・ は年 が、 は来 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	を行うが、 性質 と で また	令和6年度住民税額 令和6年度住民税額 は確定前のため、推 計算し、調整給付額を ウド上で提供する定額 を管理するため、臨時 と生活部管理課が事 区民生活部管理課を 対象配偶者を含めた	扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3 行う。(納税者の合計所得金額が1,805万円 を追加する。
	ジタル・セキュ ティ部会での	-	報告了承		
	審議結果		以下のとおり)	

41

(

備考

参考

個人情報登録票

_		部課名	区民生活部管理課、保保	建福祉部管理	課、子ども家	ア庭部管理課 暑	整理番号		
					登録	年月日		平成元年2月10日	
業	務の名称	臨時福祉	上給付金等支給						
								に関する業務	
		(1) 临時	福祉給付金等を支給	さまるため				1-1217 02(12)	
個	人情報の		価値相付金等を文品公的給付を支給する						
Ţ	仅集目的		手続における特定の を行うため	個人を識別	するため	の番号の利	用等に関	員する法律に規定さ	
		16/こ事が	12117/20 						
설	象となる個	臨時福祉	上給付金受給対象者、	子育で出		刚給付金受給	合対象者	· 特定公的給付受	
	人の範囲	給対象者			13 1444 4 3 1 3 1	// THE ! I SE !	ם אניינם	(14,2,2,4,4,11)	
			〇 本人			0 ;	本人以タ	k	
/œ		第4号該	当・・・平成元年2月2	21日審議会	諮問第2	:5号			
個人は	本人以外 収集の根	第4号該	当・・・平成26年6月	2日審議会	諮問第1	号			
情報の	拠	第1号該	当・・・公的給付の支 に関する法律第			は実施のた	めの預則	宁金口座の登録等	
			 部課名				務の名	∀ π	
収集方		区民生活	部課税課、納税課		特別区民				
法	目的外利		部課税課		特別区民税·都民税賦課徵収(特別徴収)				
	用		部障害者施策課		国特別障害者手当支給				
			庭部管理課、区民生活	舌部区民課					
	 記録形態			電算	その他 ()				
	住民記録等	等の情報	財産等の情報	心身等(の情報	生活状況等	の情報	社会活動等の情報	
	氏名		収入の状況 身体障害の			生活保護受	給状況	職業	
	住所		税額	精神障害の		口座		勤務先	
	性別		資産の状況	日常生活動	作の状況		44	就労活動の状況	
	生年月日					手当•年金0		学校名·学年	
個	電話番号					証書の番号		就学状況	
人	印影					扶養の状況 申請状況			
情報	年齢 続柄					台 給付状況			
の	住所等異重	九米 湿				問合せ内容			
記録	個人番号	טייארייני				家族構成			
郵の	四八田、					DV保護の划	沅		
内容						D V PKILZ VV P	170		
谷									
H	個人番号に	\$特定公 6	 り給付に指定されたも	L ちのにのみイ	吏用できる	<u> </u> 		l	
備考						-			
有									
							_		

電 第 入 力 記 録 票

		部 課 名	保健福	保健福祉部管理課・(専管組織) 整理番号 第322号							
∜ ₹	タン・フニンタ			記録年月日 平成26年3月 日							
来想	务システム名	臨時福祉約	臨時福祉給付金等データ管理								
記	審議会諮	問年月日	番号	記録年	平 月日	記録・消去した項目番号					
	平成26年	2月27日	4 5	平成26年	3月**日	1	~36				
録	平成26年	6月 2日	3	平成26年	7月**目	3	$7 \sim 47$				
	令和6年5	5月24日	<u>9</u>	<u>令和6年</u>	6月1日	4	8~56追加	<u> </u>			
0											
経									_		
過											
	1 ~4 7	7							_		
	48 所得	H #H							\dashv		
記	49 <u>所得</u> 担								_		
	50 税額担										
録	51 住民科	<u></u>									
24.	52 控除対	対象配偶者及で	び扶養親	<u> </u>							
	53 <u>定額</u> 湯	<u> </u>									
0	54 <u>所得</u> 移	治額									
	55 <u>定額</u> 源	<u> 成税不足額</u>									
	56 調整約	合付額									
項											
目											
									=		
	平成27年1	1月6日番号	号法の施行	テに伴い項目	 名の変更						
備考	. // 1 1		· MEI								
考											

外部結合記録票

部課名	区民生活部管理課、保健福祉部管理課 子ども家庭部管理課、	`	整理番号			
₩ 7h o h TL	TF-1-1-1.1.66 () 6 65-1-66		記録年月日	令和6年6月1日		
業務の名称	臨時福祉給付金等支給			に関する業務		
外部結合の相手方	デジタル庁					
外部結合の根拠	定額減税調整給付金を給付するために、国がを利用して、給付金額を算出する必要がある			調整給付算定システム		
外部結合の方法	LGWAN回線					
	提供する個人情報の項目		収集する個	固人情報の項目		
	1 宛名番号	1	宛名番号			
	2 氏名	2	氏名			
	3 住所	3	住所			
	4 生年月日	4	生年月日			
	5 所得	5	住民税額			
	6 所得控除	6 定額減税額				
外部結合によって 収集・提供される	7 税額控除	7 所得税額				
個人情報の項目	8 住民税額	8 定額減税不足額				
	9 控除対象配偶者及び扶養親族数	9	調整給付額	į		
	10	10				
	11	11				
	12	12				
	13	13				
	14	14				
	15	15				
備考						

業務の名称:	臨時福祉給付金等支給に関する業務
主管部課名:	保健福祉部管理課、子ども家庭部管理課、区民生活部管理課
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について
利用目的(全体):	特定公的給付を支給するため

\setminus	区の機関が管理する		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
	電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務る電	8の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理す 電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	(下)がは女癿忠四八目刊/	\square	電子計算組織への記録が必要な理由
1	所得	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
2	所得控除	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
3	税額控除	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
4	住民税額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
5	控除対象配偶者及び扶養親族数	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
6	定額減税額	V	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
7	所得税額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
8	定額減税不足額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
9	調整給付額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象 者・給付金額・支給状況等を管理するため
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
	•		

案件番号:

自己点検表⑤(電算入力)

システム名	臨時福祉給付金等データ管理
区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	定額減税調整給付金の支給額の算定を行い、給付対象者・給付金額・支給状況等を管理する。

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)																		
・保有個人情報を区の機関が									理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉										
Ø	1	対象者数 〈第2号ア〉	570,000 <i>)</i>		2)	操作員数〈第2号イ〉	10 人豆	3	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職	<u></u>	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員						
Ø	4	データ処理 件数 〈第2号エ〉	570,000 作	‡ 🗷 🤅		操作端末 種別 〈第2号オ〉	職員用PC	操	で他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉										
				区の	機関	間が管理する	る電子計算組織への)記録	録に当たり、以下	の事	質についてどの	うような措置を施すれ	か。〈第3号~第5号〉						
Ø			Ti	在認事	項						確	認事項への具体的	対応・代替措置等						
								Ø	バックアップ		自動で日次バ	ックアップを行う							
								Ø	データの暗号化	í	データは全て	暗号化されている。							
							Ø	ログの取得管理	Į.	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認行っている。		- グを、課内で定期的に確認を							
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など														区職員PCの口 は90日に1度		は、個人のIDとパスワー	ド認証を行う。また、パスワード
	- 1						ICカード認証												
Ø	6					. 🗆	生体認証												
											Ø	データ持ち出し管 フトの導入	理ソ	区職員PCには	データ持ち出し管理ン	ノフトを導入している。			
						Ø	ウイルス対策ソフト 入	トの導	区職員PCには	ウイルス対策ソフトを導	尊入している。								
					Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	Ē.	サーバに無停	電電源装置を導入	している。									
								(その他)											
Ø	7	アクセスする権	限を有する職員 小限の範囲に限	等の 定して	範囲でい	囲及び権限 るか。〈第4号	の内容を、業務を行 号〉	P	クセス権限を有す	ける職	員は必要最小	限に限定する。							
Ø	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及 ② び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び 持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉							し	上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又はしを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を ている										
_	_							_											

案件番号:	

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	臨時福祉給付金等支給に関する業務
主管部課名:	保健福祉部管理課、子ども家庭部管理課、区民生活部管理課
業務の根拠法令等:	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について
利用目的(全体):	特定公的給付を支給するため

	外部結合によって提供する保る (下線は要配	有個人情報・取得する個人情報 慮個人情報)	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により 提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があ るか。〈第1号・第2号〉			
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	\square	外部結合が必要な理由		
1	宛名番号	宛名番号	Ŋ	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
2	氏名	氏名	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
3	住所	住所	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
4	生年月日	生年月日	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
5	所得	住民税額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
6	所得控除	定額減税額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
7	税額控除	所得税額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
8	住民税額	定額減税不足額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
9	控除対象配偶者及び扶養親族数	調整給付額	Ø	定額減税調整給付金の支給額の算定を行うため。		
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

システム名	定額減税調整給付算定ツール
外部結合を行う業務の内容	定額減税調整給付金の支給額の算定を行う。

					2. 外部結	告合に	工係る確認事項(第3号~第13号)					
					外部結	合に	係る基本情報〈第3号・第4号〉					
Ø	1	外部結合の 相手方 〈第3号〉	行政機関	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	デジタル庁							
V	2	外部結合の方 法 〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場 合の詳細 〈第4号関連〉								
			・【提供の	場合のみ】外部	『結合に当たり	、以-	下の事項についてどのような措置を抗	施すか。〈第5号~第13号〉				
Ø			確認事項	頁			確認事項へ	の具体的対応・代替措置等				
							根拠をプルダウンから選択⇒	■【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある				
N	3	③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。 《第5号・第6号》				根拠	【利用目的のための外部結合による保存個人情報を外部結合によって	5提供】 提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。				
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当 定額減税調整給付金を給付するた 利用して、給付金額を算出する必要	めに、国が作成した定額減税調整給付算定ツールを						
無	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉											
無	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉											
無	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全無(⑥確保の措置を講ずることを求めるともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉											
Ø		漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮でし、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉					長に応じて、特定の個人を識別するこ	ことができる記載の全部又は一部を削除する				
黒	8	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の ⑧ 目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合に あっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉										
無	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉											
無	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。 〈第13号〉											

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

文	対象業務名 文化・芸術振興に関する業務								
主	主管部課名 区民生活部文化•交流課								
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等				
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日					
\circ	外部委	託	新規	令和6年9月1日					
	指定管	理		令和 年 月 日					
	労働者	派遣		令和 年 月 日					
	目的外表	利用		令和 年 月 日					
	外部提	供		令和 年 月 日					
	電算入	力		令和 年 月 日					
	外部結	合		令和 年 月 日					
案件の概要	の一切成列家有ど民間事業有が直接連絡を取り、調査を実施することとなった。一ついては、助成対象者の担当者の氏名等の情報を、民間事業者に取り扱わせるため、新たに対している。								
	ジタル・セキ: ティ部会での 審議結果		報告了承以下のとおり)					
		ļ	()				
備考									

		部課名	区民生活部文化	:課			整理	世番号				
		. ,,,					記録年月日			令和6年9月1日		
業務 	業務の名称 文化・芸術振興									に関する業務		
報告	年月日	令和6年5	5月24日		報告第	第10号	確認年月日					
委	桑託先	民間事業					業務委託期間	0	単年度 継続			
	文化芸術が整を行うた		金の調査に係る日	日程調		0	個人情報の適切な	ででで				
	正でリル	.00				0	秘密の保持					
						0	再委託の禁止	 托の禁止				
委					委託の	0	目的外使用の禁止	Ŀ				
委託の						0	第三者への提供の	の禁止				
の内					の条	0	複写及び複製の熱	<u></u>				
容					件	0	提供資料の返還義	 轰務				
						0	立入調査の実施					
						0	事故発生時の報告	- - - 義務				
						0	条例遵守					
委託に 係る個 人情報 の項目	係る個 人情報											
委託先との 授受の方法 閲覧 文書				1	磁気媒体)その他	(電子メ	【一ル)				

案件番号:	

業務の名称:	文化・芸術振興に関する業務
主管部課名:	区民生活部文化•交流課
業務の根拠法令等:	杉並区文化芸術活動助成金交付要綱
利用目的(全体):	文化芸術活動助成全の調査に係る日程調整を行うため

	委託先等に取り扱わせる 保有個人情報	委託先等が取扱う 保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉			
No.	<u>(下線は要配慮個人情報)</u>	ア	イ	ウ	エ	Ø	委託先等に取り扱わせることが必要な理由		
1	氏名	0				Ø	手続を簡便化し、事務を効率化するため		
2	電話番号	0				Ø	手続を簡便化し、事務を効率化するため		
3	メールアドレス	0				Ø	手続を簡便化し、事務を効率化するため		
4	団体名	0				Ø	手続を簡便化し、事務を効率化するため		
5	役職·地位	0				Ø	手続を簡便化し、事務を効率化するため		
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									

	ア	文化芸術活動助成金の調査に係る日程調整
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	イ	
〈第1号〉	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		
	•	

	2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者	
Z	選定に使用した	と選定基準等
2 (1)	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
	3. 委託先又は指定管理者に	こ係る契約条項(第3号)
	・契約の締結に当たり、次の事項を契	別約書等に明記するか。〈第3号〉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Z	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
Z 2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
⊿ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託 先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。 以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
₩4	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
Z (5)	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Z 6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Z (8)	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Z 9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Z 10	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Z (1)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における 委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する 事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
₩ 12	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
Z 🗓	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
	4. 委託先又は指定管理者に係る確認	認事項(第4号、第6号~第10号)
	・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項	についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉
Z	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
Z (4)	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「報管理体制表」を提出させる。 仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
Z (15	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に 応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以 上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、紙面による報告を受け、必要に応じて実地検査を行う。
Z (16)	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~④の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	
!!! 17	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑩の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
Z (18	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
Z 19	 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ず ろかく第10号>	ファイルにパスワードを設定して送付する。

条件番号

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対	 			業者等職員の資格 及び育成に関する業	反得支援に関する業務 務
È	三管部課名	保健福祉	祉部障害者生	生活支援課、介護保障	 検課
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等
0)個人情報の保有等		新規•変更	令和6年6月1日	杉並区障害福祉サービス事業所等介護職員 初任者・実務者研修課程受講料助成要綱等
	外部委託			令和 年 月 日	
	指定管	理		令和 年 月 日	
	労働者	派遣		令和 年 月 日	
0	目的外和	利用	新規	令和6年6月1日	
	外部提供			令和 年 月 日	
\circ	1 電算入力		新規	令和6年6月1日	
	外部結	i合		令和 年 月 日	

障害福祉サービス事業所等における職員の人材確保・育成・定着のため、介護職員初任者・実務者研修課程受講料等の一部を助成する事業を開始する。

本件事業の実施にあたっては、すでに介護保険課で実施している助成事業と助成対象研修が重複するため、二重の助成を防ぐことを目的とし、両事業における申請状況を共有する必要がある。そのため、「障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援に関する業務」と「介護資格取得支援及び育成に関する業務」間で相互に申請者の情報を目的外利用し、申請状況を把握する。

また、介護保険課の助成事業においては、申請者情報をこれまで紙のみで管理していたが、申請件数の増加による管理の煩雑性や今後の障害福祉サービスに係る資格取得支援業務との情報の相互利用における効率化の観点から、個人情報を電算管理する。

案【個人情報の保有等】

件

 \mathcal{O}

概

要

- (1)障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援に関する業務について、「氏名」等10 項目を新たに記録する。
- (2)介護資格取得支援及び育成に関する業務について、「メールアドレス」「申請の状況」を新たに記録する。

【目的外利用】

「障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援に関する業務」及び「介護資格取得支援及び 育成に関する業務」について、「氏名」等6項目を互いに目的外利用する。

【電算入力】

- (1)「障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援状況管理システム」を新たに設置し、「氏名」等10項目を記録する。
- (2)「杉並区介護職員初任者研修等受講料助成状況管理システム」を新たに設置し、「氏名」等3項目を記録する。

		令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承		
ライ部会 での 審議結果		以下のとおり	
		()
備考			

個人情報登録票

		部課名	保健福祉	上部障害者会	生活支援課			整理番号	
ل د	* 74 O 7 Ib	障害福	祉サービ	ス事業者等	職員の資	登録	年月日		令和6年6月1日
身		格取得							に関する業務
佢	固人情報の		±.1 .1	· = *= *	- 1 - #1 2⁄2 - 1 - 7	1100日 6 26	7 14 T- /F + -I		
	収集目的	阿吉 倫	祉サービ	人 争美所寺	に勤務する	職員の賃	[俗取侍をえ	え抜するだ	(Ø)
	対象となる 障害福祉サービス事業所等に勤務する					職員			
	〇 本人							本人以外	,
個									
人情	本人以外 収集の根拠								
報の				立				と 致の夕ま	······································
収集方法		部課名 保健福祉部介護保険課				業務の名称 介護保険資格取得及び育成に関する業務			
方法	目的外利用								
	記録形態		文書	0	電算	_ 1	その他		
	住民記録等	の情報		等の情報	心身等(の情報	生活状況	等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所		口座						職業 勤務先
	電話番号								資格の状況
	メールアドレス	z							就業の状況
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	`							申請の状況
個									1 111 02 17(7)
信									
人情報の記録の内容									
の									
録									
の									
内灾									
備考									
•									

個人情報登録票

		部課名	保健福祉部介護係	R 険課		整理番号			
					登録	:年月日	平成22年11月1日		
業	終の名称	介護資	格取得支援及び育品	戊に関する	業務				
	人情報の 仅集目的								
	象となる個 人の範囲 介護事業者に雇用される者、指導担当者等								
			〇 本人			本人以タ	k		
個	本人以外								
人情報	収集の根								
報	拠								
の 収) +n== 2				業務の名称				
収集方法		保健福祉	L部障害者生活支援	<u></u>	<u>障害福祉+</u>	サービス事業者等職員の	資格取得支援に関する業務		
法	目的外利 用								
	713								
i	記録形態		T	電算		その他			
	住民記録等	等の情報	財産等の情報	心身等(の情報	生活状況等の情報			
	氏名		収入の状況			社会保険加入の状況			
	住所 生年月日		税額等の状況 口座			雇用保険受給の状況	動物元 学歴・職歴		
	工平万日 性別						予歴 報歴 資格の状況		
	印影						就業の状況		
個	電話番号						講座の状況		
人 情		<u>ノス</u>					申請の状況		
報									
の記録の									
録									
の p									
内 容									
1						<u> </u>			
備考	平成22年	度報告第	<u> </u> 12号で新規登録						

目的外利用記録票

			部誄名	1木1建作	自作品加量	5 白 生	活又 抜誄	登埋番号			
被目	的タ	ト利用業務の名称			ごス事業者	等	記録年月日	令	和6年6	月1E]
	-		職員の資	₹ 俗 取₹	寻文援 				に関す	⁻ る業	務
		部課名	保健福祉	上部介記	蒦保険課						
目的外 利用を した 業務の名称		介護資格	介護資格取得及び育成					に関す	⁻ る業	務	
- 1 -		理由	助成対象	象要件の	の確認のが	ため					
- h	本人同意以外の根拠			0	本人同:	意		本人同意	以外		
目的 外 用の 根拠											
E	目的外利用の方法			閲覧	0	文書	電算		その他()
	1 氏名					16					
	2	住所				17					
	3	職業				18					
	4	勤務先				19					
目	5	資格の状況				20					
的外	6	申請の状況				21					
利用し	7					22					
た	8					23					
個人情報の項目	9					24					
戦 の _ा	10					25					
目	11					26					
	12					27					
	13					28					
	14					29					
	15					30					
備考											

目的外利用記録票

			部課名	保健	福祉部介記	蒦保険	:課	整理番号		
		介護資料	· 取得	支援及び		記録年月日	ŕ	3和6年6.	月1日	
被目	的タ	卜利用業務の名称	成に関する業務						に関す	-る業務
		部課名	保健福祉	上部障	害者生活	支援課	Į.		1- 2/7	<u> </u>
目的外 利用を した		業務の名称	障害福祉	Ŀサーเ	ビス事業者	音等 職	員の資格取得す	支援	に関す	⁻ る業務
012		理由	助成対象	ママウィア マスティス マイス マイス マイス マイス アイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マ	の確認の	ため				
	T '			0	本人同	意		本人同意	以外	
目的 外利										
用の 根拠	本	人同意以外の根拠								
	3 66	HAUROTH		88 原生		<u>+</u> +=			7 O llb /	
目的外利用の方法			0	閲覧	0	文書	電算		その他()
		氏名				16				
		住所 ————————————————————————————————————				17				
		職業				18				
	4 勤務先					19				
目的	5	資格の状況				20				
外 利	6	申請の状況				21				
用し	7					22				
た 個	8					23				
人情	9					24				
た個人情報の項目	10					25				
目	11					26				
	12					27				
	13					28				
	14					29				
	15					30				
備考										

電算入力記録票

		部課名	保健福	a祉部障害者:	生活支援課		整理番号		
ᄴ	k> =				記録年月日			令和6年6月1日	
業務システム名 障害福祉サ			ナービス事	事業者等職員	の資格取得す	を援り	犬況管理シス	テム	
記	デジタル・セキュリティ部会 番号 記:				は年月日 記録・消去した項目番号			た項目番号	
録	令和6年	5月24日	11	令和6年	6月1日	1~	10記録		
の									
0)									
経									
過									
	1 氏名				16				
記	2 フリガナ				17				
	3 住所				18				
	4 電話番	号			19				
録		アドレス			20				
	6 職業				21				
•	7 勤務先				22				
の	8 資格 <i>の</i> 9 就業 <i>の</i>				23				
	10 申請の				25				
項	11	7 7770			26				
	12				27				
	13				28				
目	14				29				
	15				30				
備考									

電算入力記録票

		部課名	保健福	証 証 証 部 介 護 保	険課		整理番号		
** 조	タシ.フニ レタ				記録年月日			令和6年6月1日	
業務システム名 杉並区介護職員初任者研				任者研修等受	港講料助成状 流	兄管理	埋システム		
記	デジタル・セキュリティ部会 番号 記録				平月日 記録・消去した項目番号				
録	令和6年	5月24日	11	令和6年	6月1日	1~	3記録		
の									
0)									
経									
過									
	1 氏名				16				
記	2 勤務先				17				
	3 申請の)状況			18				
	4				19				
録	5				20				
	6				21				
の	8				22				
0)	9				24				
	10				25				
項	11				26				
	12				27				
	13				28				
目	14				29				
	15				30				
備考									

案件番号:	
-------	--

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

	F
業務の名称:	障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援に関する業務
主管部課名:	保健福祉部障害者生活支援課
業務の根拠法令等:	杉並区障害福祉サービス事業所等介護職員 初任者・実務者研修課程受講料助成要綱等
利用目的(全体):	障害分野の人材確保・育成・定着を支援するため

対象となる個人の範囲: (第1号)	障害福祉サービス事業所等に勤務する職員		
----------------------	---------------------	--	--

					1. 個人情報の保有(第2号~第5号)				2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
\setminus	内容	保有	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 「する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていか。〈第3号〉	•利用連性	用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関 を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人 報を 62条	から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情 取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第 各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本 <i>)</i> 由は 〈第6	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 何か。 号〉
No.		\square	利用目的	Ø	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	\square	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
2	住所	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
3	電話番号	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
4	メールアドレス	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
5	口座	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
6	職業	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
7	勤務先	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
8	就業の状況	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
9	資格の状況		事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			Ø	利用申請書・区HPに記載する		
10	申請の状況	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため要綱で助成対象要件に他の助成を受けていないことを 定めており、当該要件の確認に必要なため			Ø	利用申請書・区HPに記載する	Ø	要綱で助成対象要件に他の助成を受けていないことを定めており、当該要件の確認に必要なため
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

報告番号:	
+K 口 TH 7 .	

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称: 介護資格取得支援及び育成に関する業務 主管部課名: 保健福祉部介護保険課 業務の根拠法令等: 杉並区介護職員初任者研修等受講料助成要綱 利用目的(全体):介護分野の人材確保・育成・定着を支援するため

対象となる個人の範囲: 介護サービス事業所等に勤務する職員

		1. 個人情報の保有(第2号~第5号)							2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	·保 保有 いた	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 すする個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて いか。〈第3号〉	•利月連性	用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関 を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人 情報 第62	段を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法	由は	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 は何か。 6号〉
No.		Ø	利用目的	Ø	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	Ø	根拠法令又は相当の理由
1	メールアドレス	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため			V	利用申請書・区HPに記載する		
2	申請の状況	Ø	要綱で助成対象要件に他の助成を受けていないことを定めており、当該要件の確認に必要なため			Ŋ	利用申請書・区HPに記載する	Ŋ	要綱で助成対象要件に他の助成を受けていないことを 定めており、当該要件の確認に必要なため
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

和口笛ケ・

自己点検表④(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称:	障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援に関する業務
主管部課名:	保健福祉部障害者生活支援課
業務の根拠法令等:	杉並区障害福祉サービス事業所等介護職員 初任者・実務者研修課程受講料助成要綱等
利用目的(全体):	隨害分野の人材確保・育成・定着を支援するため

		1.	目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務外部	条の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は 那提供する必要があるか。〈第1号〉
No.		Ø	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	Ø	助成対象要件の確認のため
2	住所	V	助成対象要件の確認のため
3	職業	Ø	助成対象要件の確認のため
4	勤務先	Ø	助成対象要件の確認のため
5	資格の状況	Ø	助成対象要件の確認のため
6	申請の状況	Ø	助成対象要件の確認のため
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

	EMMONO (ELEPTINA ENTEROLE)											
目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	介護資格取得支援及び育成に関	ž Ž	祁課名	保健福祉部介護保険課							
日ロゾクトイリカ	目的外利用を行う理由	助成対象要件の確認のため										
外部提供	外部提供先の種別		外部提供先(詳細)									
	外部提供の方法		方法(詳細)									

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)									
		・目的外利用又は外部提供を行う	うに当	たり、以下の事項についてどのような措置を	施すか。〈第2号~第7号〉				
ť	2	確認事項		具体的内容·具体的対応等					
Ī				根拠をプルダウンから選択⇒	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号				
	Z (1)	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。	根拠	【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は 場合であって、当該保有個人情報を利用で	業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する けることについて相当の理由があるとき。				
1	Z	<\$2号·第3号>	具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由申請書において本人同意をとるとともに、要おり、当該要件の確認に必要なため。	も、特別な理由等について記載】 要綱で助成対象要件に他の助成を受けていないことを定めて				
433	無②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有値)報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第709規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉							
3	∰(3)	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保 人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、打 先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠 令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書 (電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	是供 法						
433	₩4	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以ま者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずるこめるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は「に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果をするとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	に基 とを求 随時						
43	無⑤	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の 目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し 要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一 削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号	、必部を						

	3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)								
	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉								
Ø	確認事項	具体的内容·具体的対応等							
無	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 ⑥ 的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に 基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉								
無	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉								
無	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 ⑧的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に 基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉								

業務の名称:	介護資格取得支援及び育成に関する業務
主管部課名:	保健福祉部介護保険課
業務の根拠法令等:	杉並区介護職員初任者研修等受講料助成要綱
利用目的(全体):	企業分野の人材確保・育成・完善を支援するため

\setminus		1.	目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務外部	務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は ₹提供する必要があるか。〈第1号〉
No.		Ø	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	Ø	助成対象要件の確認のため
2	住所	Ø	助成対象要件の確認のため
3	職業	Ø	助成対象要件の確認のため
4	勤務先	Ø	助成対象要件の確認のため
5	資格の状況	Ø	助成対象要件の確認のため
6	申請の状況	Ø	助成対象要件の確認のため
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

報告番号:

自己点検表④(☑目的外利用・□外部提供)

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	障害福祉サービス事業者等職員	の資格取得支援に関する業	送務 部課名	保健福祉部障害者生活支援課			
ロロソフト不り/市	目的外利用を行う理由	助成対象要件の確認のため						
外部提供	外部提供先の種別		外部提供先(詳細)					
プトロリを一供	外部提供の方法		方法(詳細)					

		2. 目的外	利用	・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)					
		・目的外利用又は外部提供を行う	に当が	たり、以下の事項についてどのような措置を施・	すか。〈第2号~第7号〉				
ť	a	確認事項		具体的	具体的内容·具体的对応等				
ſ				根拠をプルダウンから選択⇒	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号				
		目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。	拠	【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業 場合であって、当該保有個人情報を利用する	務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する 3ことについて相当の理由があるとき。				
		〈第2号·第3号〉		【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、 申請時に本人同意をとるとともに、要綱で助成該要件の確認に必要なため。	特別な理由等について記載】				
43	無(2	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個)報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉							
43	無 (法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保 人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提 先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠沿 令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書 (電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	是供 去						
45	無(4	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に対き、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずること求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又に時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	に基 :を は随						
43	無 (漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号	、必部を						

		3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)									
	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉										
ū	4	確認事項	具体的内容·具体的対応等								
無	∰(6)	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉									
4	無 ⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉									
A	悪(8)	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉									

業務の名称:	障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援に関する業務
主管部課名:	保健福祉部障害者生活支援課
業務の根拠法令等:	杉並区障害福祉サービス事業所等介護職員 初任者・実務者研修課程受講料助成要綱等
利用目的(全体):	障害分野の人材確保・育成・定着を支援するため

\		1.	. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務する	務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 5電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	(一)がは女乱忠四八目刊/	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
2	フリガナ	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
3	住所	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
4	電話番号	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
5	メールアドレス	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
6	職業	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
7	勤務先	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
8	資格の状況	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
9	就業の状況	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
10	申請の状況	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

報告番号:

自己点検表⑤(電算入力)

システム名 障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援状況管理システム 区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)

障害福祉サービス事業者等職員の資格取得支援状況

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)													
						•保有個人	情報を区の	の機関が	汽管 理	里する電子計算	組織し	こ記録するに当	当たっての確認事項	頁〈第2号〉
₽	1	対象者数 〈第2号ア〉	100	人区	12	操作員数 〈第2号イ〉	3	人	2 3	操作員種別 〈第2号ウ〉		区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	障害者生活支援課事業者支援係職員
₽	4	データ処理 件数 〈第2号エ〉	100	件☑	2 (5)	操作端末 種別 〈第2号オ〉	職員用	∄PC	操作	の他の場合) F端末の詳細 第2号オ関連>				
	・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉													
V				確認	事	項						硝	産認事項への具体的	的対応·代替措置等
									Ø	バックアップ		自動で日次バ	、ックアップを行う。	
					Ø	データの暗号	化	データは全て	暗号化されている。					
					Ø	ログの取得管理		ログ取得ソフト 行っている。	トにより、随時自動で	で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を				
									Ø	パスワード認証		区職員PCのに は90日に1度		は、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワード
		保有個人情報 か。〈第3号〉	め秘匿性等	その内	容	(※)に応じて娘	必要な措置	置を行う	無	ICカード認証				
✓	6	※特定の個人				度、要配慮個 <i>。</i> の性質・程度		f無、漏.	え無	生体認証				
									Ø	データ持ち出し ソフトの導入	管理	区職員PCには	データ持ち出し管理	ソフトを導入している。
									Ø	ウイルス対策ソン 導入	フトの	区職員PCには	ウイルス対策ソフトを	導入している。
									Ø	無停電電源装 (UPS)の導入	置	サーバに無停	電電源装置を導入	している。
				無	(その他)									
₽	7					範囲及び権限 ているか。〈第		業務を	個人情報を記録するファイルを格納するフォルダへのアクセス権限を当該業務の担当者に限定している。					クセス権限を当該業務の担当者に限定している。
Z	8	及び送信並び	に保有個人	情報が	記	に応じて、保有 録された媒体の限に限定してい	の外部への	り送付及	(0)		出しを	禁止する規定		№・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部へ データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒

報告番号:	
1 P	

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	介護資格取得支援及び育成に関する業務
主管部課名:	保健福祉部介護保険課
業務の根拠法令等:	杉並区介護職員初任者研修等受講料助成要綱
利用目的(全体):	介護分野の人材確保・育成・定着を支援するため

	保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)						
			係の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉						
No.	(下線は安配應個八情報)	V	電子計算組織への記録が必要な理由						
1	氏名	Ŋ	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため						
2	勤務先	Ø	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため						
3	申請の状況	V	事業の利用申請受付及び実績報告受付のため						
4		Ŋ							
5		V							
6		Ŋ							
7		V							
8		Ŋ							
9		V							
10		V							
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

システム名 杉並区介護職員初任者研修等受講料助成状況管理システム

区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)

介護資格取得支援及び育成に関する業務

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)												
				•保有個人	情報を区の機関が	が管理	亨理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>						
Į	a (1	対象者数 〈第2号ア〉 130	人22	操作員数 〈第2号イ〉	3 人	2 3	操作員種別 〈第2号ウ〉	[2	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	介護保険課事業者係職員		
Į	Z (データ処理 件数 〈第2号エ〉	件☑⑤	操作端末 種別 〈第2号オ〉	職員用PC	操作	の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉						
	・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉												
Ę	2		確認事項	頁					硝	室認事項への具体的	対応・代替措置等		
							バックアップ	É	自動で日次バ	<i>、</i> ックアップを行う。			
							データの暗号	化ラ	データは全て	暗号化されている。			
						Ø	ログの取得管		ァグ取得ソフト テっている。	トにより、随時自動で	取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を		
					Ø	☑ パスワード認証		区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
		保有個人情報の秘匿性等さか。〈第3号〉	その内容((※) に応じて必	必要な措置を行う	無	ICカード認証						
ť	Z @					え無	生体認証						
						Ø	データ持ち出し ソフトの導入	管理区	☑職員PCには	データ持ち出し管理ン	/フトを導入している。		
						Ø	ウイルス対策ソ	フトの区	☑職員PCには	ウイルス対策ソフトを導	算入している。		
						Ø	無停電電源装 (UPS)の導入		ナーバに無停	「電電源装置を導入	している。		
		無				無	(その他)						
Į	Z (アクセスする権限を有する場合 行う上で必要最小限の範囲	職員等の筆 目に限定し	節囲及び権限の ているか。⟨第の	の内容を、業務を 4号〉	個	人情報を記録	するファ	イルを格納っ	するフォルダへのア	クセス権限を当該業務の担当者に限定している。		
ť	Z (§	保有個人情報の秘匿性等さ の及び送信並びに保有個人 が持ち出しができる場合を	情報が記録	录された媒体σ)外部への送付及	7 I'II	護保険課情報 有個人情報が	セキュリ	ティ実施手順た媒体の外	 頁で情報資産の取り ト部への送付及び持	扱いを定めており、個人情報の複製及び送信並びに よ出しができる場合を必要最小限に限定している。		

/-I I	
// ///	
杂件金万	
\sim 11 \pm 7	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

太	才象業務名	子ども・	子育てプラサ	[・] の利用等に関する第	美務、保育に関する業務						
主	三管部課名	子ども家	子ども家庭部地域子育て支援課、保育課								
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等						
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日							
0	外部委	:託	変更•新規	令和6年12月1日							
	指定管	理		令和 年 月 日							
	労働者》	派遣		令和 年 月 日							
	目的外利用			令和 年 月 日							
	外部提供			令和 年 月 日							
\circ	電算入	力	新規	令和6年12月1日							
0	外部結	i合	新規	令和6年12月1日							

現在、子ども・子育てプラザ及び子育てサポートセンターで実施している一時預かりでは、電話による各施設への問合せや、書面での利用申込みとなっていることに加え、施設種別ごとに利用手続きが異なっているなど、利用者の負担が大きく、手続の改善を求める声があがっている。 そこで、利用者等の利便性の向上を目的に、利用者がスマートフォン等から空き枠の確認や利

そこで、利用者等の利便性の向上を目的に、利用者がスマートフォン等から空き枠の確認や利用申込みを行うことができる機能や施設及び区が利用実績報告等の作成を行うことができる機能を有する「一時預かり利用申込みシステム」(以下「システム」という。)を令和7年度から導入する。

導入にあたり、令和6年度中に受託者候補者を選定し、当該受託者候補者にシステムの構築及 び運用保守業務を委託する。

【外部委託】

案件

 \mathcal{O}

概

要

システムの構築及び運用保守業務を新たに外部委託により実施するため、当該委託に係る自己 点検を実施する。また、子ども・子育てプラザの一時預かり業務受託事業者(社会福祉法人等) が新たにシステムを利用することから、当該委託における委託先との授受の方法に「その他(ク ラウドサービス)」を追加し、自己点検を実施する。

【電算入力】

システムにおいて新たに「氏名」等18項目を記録するため、当該電算入力に係る自己点検を実施する。

【外部結合】

区がシステムを利用して申込管理等業務を行うため、区のSWITCHネットワークとシステムをクラウドサービスを通じて新たに外部結合することに伴い、自己点検を実施する。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュリ ティ部会での	報告了承	
審議結果	以下のとおり	
)
備考		

		部課名	子ども家庭部	邬児童青少	҈年課、₺	也域子	育て支援課		整理番号		
₩ 3⁄5	7 N A H	フじも、	ァムィーニュ	ドの利用な	5-		記録年	月日	平成2	28年12月	1日
未形	の名称	†∠も'÷	子育てプラサ	「のかり出せ	Ŧ				•	に関する	2業務
諮問	年月日	平成28	年11月8日		諮問第	33号	確認年	月日			
委	託先	社会福祉	Ŀ法人等				業務委託	£期間	単年度 〇 継続	Ē	
	乳幼児の	 一時預か	 り保育			0	個人情報	——— の適切	L な管理		
						0	秘密の保	 持			
						0	再委託の	禁止			
*						0	目的外使	ー 用の禁.	止		
委託の					委託の	0	第三者へ	の提供の	の禁止		
内容					め 条 件	0	複写及び	複製の語	禁止		
					''	0	提供資料	の返還	義務		
						0	立入調査	の実施			
						0	事故発生	時の報 ´	告義務		
						0	条例遵守				
委託に 係る情報 の項目	9傷病等0		3 性別、4 生 0申請の内容		5 続柄	、6電	話番号、7	゙゙メール	アドレス、8 健原	表状態、	
	たとの授受)方法		閲覧	0	文書	0	磁気媒体	<u>O</u>	その他 <u>(クラウ</u>	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	<u>ζ)</u>

		部課名	子ども家庭部地域	或子育で3	支援課			整理番号	
							記録年月日		令和6年12月1日
業務の	名称	子ども・子育	育てプラザの利用等	等					
									に関する業務
報告年	月日	令和6年5月	月24日		報告第	12号	確認年月日		
<i></i>	٠ 41_		,				*******	単年度	
委託	无	民間事業者	Ī				業務委託期間	〇 継続	
	一時預	 頁かり利用申	シンステムの選	運用保守		0	個人情報の適切]な管理	
	業務					0	秘密の保持		
						0	再委託の禁止		
委					委	0	目的外使用の禁	让	
委 託 の					委託の	0	第三者への提供	やの禁止	
内					条	0	複写及び複製の)禁止	
容					件	0	提供資料の返還	義務	
						0	立入調査の実施	<u> </u>	
						0	事故発生時の報	B告義務	
						0	条例遵守		
		名、2 住所、)申請の内容	3 性別、4 生年月 。	日、5 続	柄、6 電	話番	号、7 メールアドし	ノス、8 健康状態	態、9傷病等の状
	<i>D</i> L . 10)中間の19名	•						
委託に 係る個									
人情報の項目									
の項目									
委託先	- - - との								
授受の			閲覧	文書	0	磁気如	某体	○ その他((クラウドサービス)

		部課名	子ども家庭部保育	育課				整理番号	
							記録年月日		令和6年12月1日
業務の	名称	保育							1-88-1-7 光郊
報告年	. A D	令和6年5月			報告第	10旦	確認年月日		に関する業務
#X = 4	- Л Ц	中和04-07	<u> </u>		拟口先	1125	1唯祕十月口	** + +	
委託	先	民間事業者	Ī				業務委託期間	単年度	
								〇 継続	
		頁かり利用申	ョ込みシステムの賞	運用保守		0	個人情報の適切]な管理	
	業務					0	秘密の保持		
						0	再委託の禁止		
委					委	0	目的外使用の禁	計	
委 託 の					委 託 の	0	第三者への提供	やの禁止	
内					条	0	複写及び複製の	禁止	
容					件	0	提供資料の返還	義務	
						0	立入調査の実施	<u>.</u>	
						0	事故発生時の報	设 告義務	
						0	条例遵守		
			性別 4生年月日 ・傷病歴 11食物						田的障害状況 9健
	球1人兒	5、101家内在	1. 廖州底 11 民机	アレルモ	— <i>0</i> 7有 7	# 121	中間性田 13111畝	火の内合 14対	心"助言切內各
委託に 係る個									
人情報の項目									
の項目									
委託先	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -								
授受の			閲覧	文書	0	磁気如	某体	○ その他((クラウドサービス)

電 算 入 力 記 録 票

		部課名	地域子	一育て支援課、	保育課		整理番号	
杂文	务システム名				記録年月日		令	和6年12月1日
未生	一時預かり利用申込みシステム							
記	デジタル・セ ^ュ 報告年		番号	記録	年月日		記録・消去し	ンた項目番号
録	令和6年5	5月24日	1 2	令和6年	12月1日	1 ~	- 18記録	
0								
% ▽								
経								
過								
	 1 氏名				16 対応・助	ı <i>≡σ</i>)内宏	
	2 住所				17 預かり時			
記	3 性別				18 利用施設		<u> </u>	
	4 生年月日				19	•		
録	5 続柄				20			
	6 電話番号	•			21			
	7 メールア	ドレス			22			
0	8 管理番号	•			23			
	9 健康状態	<u> </u>			24			
		ルギーの有無	ŧ		25			
項	11 利用日時				26			
	12 利用目的				27			
目	13 相談の内				28			
	14 送迎予定				29			
	15 かかりつ	い			30			
備考								
考								

外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部地域子育て支援課、保育課		整理番号	
学なった	保育		記録年月日	令和6年12月1日
業務の名称	子ども・子育てプラザの利用等			に関する業務
外部結合の相手方	民間事業者			
外部結合の根拠	区職員が一時預かり申込みシステムにおい 施するため	て予約	約管理その他を	小部結合を行う業務を実
外部結合の方法	インターネット回線			
	提供する個人情報の項目		収集する値	固人情報の項目
	1 氏名	1	氏名	
	2 住所	2	住所	
	3 性別	3	性別	
	4 生年月日	4	生年月日	
	5 続柄	5	続柄	
	6 電話番号	6	電話番号	
	7 メールアドレス	7	メールアドレス	<u> </u>
	8 管理番号	8	管理番号	
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	9 健康状態	9	健康状態	
	10 食物アレルギーの有無	10	食物アレルギ	一の有無
	11 利用日時	11	利用日時	
	12 利用目的	12	利用目的	
	13 相談の内容	13	相談の内容	
	14 送迎予定者	14	送迎予定者	
	15 かかりつけ医療機関	15	かかりつけ医	療機関
	16 対応・助言の内容	16	対応・助言の	 为容
	17 預かり時の様子	17	預かり時の様	了
	18 利用施設	18	利用施設	
備考				

案件番号:	
柔忤番号:	

業務の名称:	子ども・子育てプラザの利用等に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等:	杉並区立子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業実施要綱
利用目的(全体):	乳幼児の一時預かり保育業務を実施するため

\	<i>秦武 中 陈)</i> 7 年 16 月 1 1 7	委託	6先等	が取 人情	扱う		1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)
	委託先等に取り扱わせる 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	保	:有個 (業科	人情	報	·業 要加	務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必 があるか。〈第5号〉
No.		ア	イ	ウ	エ	Ø	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	※新たに委託先に取り扱わせる 保有個人情報は無い						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							

	ア	乳幼児の一時預かり保育業務
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	1	
〈第1号〉	ウ	
	I	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

Ø		業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉 した選定基準等
2 (1	□個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	のに対し出生す
-10	-	者に係る契約条項(第3号)
		を契約書等に明記するか。〈第3号〉
Ø	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
2 2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事 項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
2 3	【外 都委託の場合】 再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当3)該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
Ø (5	6 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø 6	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
2 (7	例 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø (9	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ >	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先に 〕おける委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の 監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無①	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管 ②理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委 託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
Ø	3 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
	4. 委託先又は指定管理者に係る	確認事項(第4号、第6号~第10号)
	・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事	耳項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉
Ø	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
2 (4	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情 銀の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。 (第4号)	「情報管理体制表」及び」「履行評価表」に基づき確認する。 情報管理体制表では、情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制におけ 割について確認する。 履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものとし り、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況にて 確認する。
2 (i	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその 量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少な くとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うことは記載しないが、仕様書にて、 者は、個人情報等の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとす た、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。受託者は 必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。」との記載をする。
	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑪の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又	再委託は行わない。
2 (0	は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る 業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を 含む。)〈第7号〉	
夕 ①	「は個人情報保護管理責任者目らかりの措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに保る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	
無①	は個人情報保護管理責任者目らか場の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)(第7号) 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑥の外部委託の例によ	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。

業務の名称:	子ども・子育てプラザの利用等に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等:	杉並区立子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業実施要綱
利用目的(全体):	システムによる予約管理、利用実績報告の作成、各種記録等を行うため

\	委託先等に取り扱わせる			学が取 人情		عللد	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)
	保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	VI.	(業	务別)	TIA		務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必 があるか。〈第5号〉
No.		ア	イ	ウ	エ	Ø	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
2	住所	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
3	性別	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
4	生年月日	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
5	続柄	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
6	電話番号	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
7	メールアドレス	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
8	健康状態	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
9	傷病等の状況	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
10	申請の内容	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							

小伙众也(配)了即安比。口谓足自生生/	
	アー時預かり利用申込みシステムの運用保守業務
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	1
〈第1号〉 	ウ
	工
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	

	選定に使用 ①個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	した選定基準等
	-	者に係る契約条項(第3号)
		を契約書等に明記するか。〈第3号〉
Ø	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
Ø	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事 ②項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø (【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当 3 該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定 する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無(【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該 委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
Ø	5 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	6 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	7 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	8 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	9 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケン	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先に ① おける委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の 監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無(【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
Ø	3 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
	4. 委託先又は指定管理者に係る	確認事項(第4号、第6号~第10号)
_	・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事	环項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉
Ø	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
Ø (委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情 関 報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。 〈第4号〉	「情報管理体制表」及び」「履行評価表」に基づき確認する。 情報管理体制表では、情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制にお 割について確認する。 履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものと り、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に 確認する。
Ø	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその 国量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少な くども年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うことは記載しないが、仕様書にて者は、個人情報等の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとすた、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。受託者に必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。」との記載をする。
_	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~④の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を	再委託は行わない。
2 (含む。)〈第7号〉	
1	含む。)〈第7号〉 【 指定管理者の場合】 指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑩の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無(「指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、 60の外部委託の例によ	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。

未口田 7·

業務の名称:	保育に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	杉並区一時保育事業実施要綱
利用目的(全体):	システムによる予約管理、利用実績報告の作成、各種記録等を行うため

	委託先等に取り扱わせる			が取 人情		ماللد.	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)
	保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	VI		务別)	ТИ		務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必 があるか。〈第5号〉
No.		ア	イ	ウ	エ	Ø	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
2	住所	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
3	性別	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
4	生年月日	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
5	続柄	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
6	電話番号	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
7	メールアドレス	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
8	身体•精神•知的障害状况	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
9	健康状態	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
10	傷病名·傷病歷	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
11	食物アレルギーの有無	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
12	申請理由	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
13	相談の内容	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
14	対応・助言の内容	0				Ø	運用保守するデータベースに含まれるため
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							

一次这个人的人的女们 口相定日在47		
	ア	一時預かり利用申込みシステムの運用保守業務
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	イ	
〈第1号〉	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

⊻		した選定基準等
Ø	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
		者に係る契約条項(第3号)
Ø	・	を契約書等に明記するか。〈第3号〉 契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
+	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事	大利自に記載します物目、この在田にN目田臣
Ø	② 項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
2	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当3)該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無(【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該 委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
Ø	5 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	8 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
+	9 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケント	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先に ① おける委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の 監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無(【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
Ø	③ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
	4. 委託先又は指定管理者に係る	確認事項(第4号、第6号~第10号)
		F項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉
Ø	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
Ø	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情 国 報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。	「情報管理体制表」及び」「履行評価表」に基づき確認する。 情報管理体制表では、情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制におい 割について確認する。
	日本の4人のにこり、この便宜に関する事項等の必要は事項につい、「音画と唯語するか。 〈第4号〉	履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものとり、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に確認する。
Ø		履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものとり、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に確認する。 少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うことは記載しないが、仕様書にて、者は、個人情報等の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとすた、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。受託者は
	〈第4号〉 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその 登書に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少な	履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものとり、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に確認する。
2	〈第4号〉 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその ⑤ 量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少な 〈とも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内 容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~④の措置を講じさ 1世、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又 並し、相談保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る 業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を	履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものとり、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に確認する。 少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うことは記載しないが、仕様書にて、者は、個人情報等の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとすた、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。受託者は必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。」との記載をする。
夕 (履行評価表では、保守・運用管理業務、障害対策、セキュリティ対策について評価するものとり、これらの評価項目内で業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に確認する。 少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うことは記載しないが、仕様書にて、者は、個人情報等の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとすた、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。受託者は必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。」との記載をする。

業務の名称:	子ども・子育てプラザの利用等に関する業務 保育に関する業務に関する業務
	子ども家庭部地域子育て支援課、保育課
業務の根拠法令等:	杉並区立子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業実施要綱及び杉並区一時保育事業実施要綱
利用目的(全体):	システムによる予約管理、利用実績報告の作成、各種記録等を行うため

			. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 5電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	(下線は要配慮個人情報)	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
2	住所	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
3	性別	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
4	生年月日	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
5	続柄	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
6	電話番号	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
7	メールアドレス	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
8	管理番号	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
9	健康状態	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
10	食物アレルギーの有無	V	効率的で正確な事務処理を行うため
11	利用日時	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
12	利用目的	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
13	相談の内容	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
14	送迎予定者	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
15	かかりつけ医療機関	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
16	対応・助言の内容	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
17	預かり時の様子	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
18	利用施設	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため
19			
20			

案件番号:

自己点検表⑤(電算入力)

一時預かり利用申込みシステム

区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)

システム名

予約管理、利用実績報告の作成、各種記録等の作成

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)													
						•保有個人	青報を区の機関が	管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉						
ſ	Z (Î	対象者数 〈第2号ア〉	約12,000	人	Z 2	操作員数〈第2号イ〉	約40 人☑	13	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職以外	員及び区職員	操作員の詳 〈第2号ウ関連		・子ども・子育てプラザ委託事業者 ・子育てサポートセンター職員 ・地域子育て支援課職員 ・保育課職員
f	Z (4	データ処理 件数 〈第2号エ〉	約12,000	件	2 (5)	操作端末 種別 〈第2号オ〉		操作	の他の場合) ≒端末の詳細 §2号オ関連>			げは処理専用Pe ター、地域子育		z援課及び保育課は職員用PC
				•区(の機関	関が管理する電	電子計算組織への	記翁	kに当たり、以 ⁻	下の事	項についてど	のような措置を抗	施する	か。〈第3号~第5号〉
ť	2			確記	恩事項	頁					硝	全認事項への 具	体的	的対応•代替措置等
								Ø	バックアップ		自動で日次及	び月次のバック	クアッ	プを行う。
								Ø	データの暗号	化	通信内容はSS	SL等により暗号	化す	- ప్ర
							V	ログの取得管	理				する。 情報セキュリティインシデントが発生した場合 公要と認めた場合、ログの開示を行うよう求める。	
					Ø	パスワード認証		システムへのロ	コグインには、II	D及て	ドパスワードを設定する。			
			保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など				Ø	ICカード認証		導入しない。				
£	2 6	》 ※特定の個人					Ø	生体認証		導入しない。				
						Ø	データ持ち出し ソフトの導入	管理				複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部へ 予め区の承認を得る必要がある。		
						Ø	ウイルス対策ソ 導入	フトの	導入する。リアハ	レタイムスキャン』	及び気	定期スキャンによりウイルス感染を防止する。		
							Ø	無停電電源場 (UPS)の導入		システムサーバ	バ等は、日本国	内に	- 所在するUPSを導入したデータセンターに設置する。	
							無	(その他)				_		
ť	Z (7	アクセスする材	権限を有する 小限の範囲に	職員等	等の範	5囲及び権限の いるか。〈第4号)内容を、業務を行 ·>				をは操作員にN の範囲に限定		の権[限は管理者権限及び一般権限に分けることにより業務
ſ	⊿ ®	び送信並びは	保有個人情	報が言	記録さ		個人情報の複製及 部への送付及び か。〈第5号〉	うすまれ	易合は、予め区 た、区職員がシ	くの承し システム	認を得る必要が なを利用し保有	ぶある。	製・説	が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを行 送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への がある。

案件番号:	

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	子ども・子育てプラザの利用等に関する業務、保育に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部地域子育て支援課、保育課
業務の根拠法令等:	杉並区立子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業実施要綱、杉並区一時保育事業実施要綱
利用目的(全体):	業務の情報をシステムで管理するため

	外部結合によって提供する保ィ (下線は要配	有個人情報・取得する個人情報 慮個人情報)	•業 提供	外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により 共又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があ か。〈第1号・第2号〉
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	V	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	Ø	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
2	住所	住所	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行うため
3	性別	性別	Ø	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
4	生年月日	生年月日	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
5	続柄	続柄	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
6	電話番号	電話番号	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
7	メールアドレス	メールアドレス	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
8	管理番号	管理番号	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
9	健康状態	健康状態	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
10	食物アレルギーの有無	食物アレルギーの有無	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
11	利用日時	利用日時	Ø	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
12	利用目的	利用目的	Ø	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
13	相談の内容	相談の内容	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
14	送迎予定者	送迎予定者	Ø	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
15	かかりつけ医療機関	かかりつけ医療機関	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
16	対応・助言の内容	対応・助言の内容	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
17	預かり時の様子	預かり時の様子	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
18	利用施設	利用施設	Ŋ	区職員が一時預かり申込みシステムを利用して業務を行 うため
19				
20				

システム名	一時預かり利用申込みシステム
外部結合を行う業務の内容	予約管理、利用実績報告の作成、各種記録等の作成

_												
						かに係る確認事項(第3号~第13号)						
					外部	たに係る基本情報〈第3号・第4号〉						
ū	1 (1)	外部結合の 相手方 〈第3号〉 民	間事業者	相手方の 詳細 〈第3号関連〉	公募型プロポ	ボルにより受託者候補者決定						
Ę	2 ②	外部結合の 方法 〈第4号〉	/ターネット回	その他の場 合の詳細 〈第4号関連〉								
			·【提供 <i>①</i>	湯合のみ】外	部結合に当た	り、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号~第13号〉						
ū	3		確認事	 項		確認事項への具体的対応・代替措置等						
						根拠をプルダウンから選択⇒ ●【利用目的内の場合】外部結合 I 令根拠又は相当の理由がある	こよって提供する法					
ū	1 3) 外部結合により保 〈第5号・第6号〉	よ有個人情報 <i>の</i>)提供を行う根	拠は何か。	【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由が	ぶあるとき。					
						【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】 ・ 区職員が一時預かり申込みシステムにおいて予約管理その他外部結合 ・ するため。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を行う業務を実施					
無	₩(4)	法第69条第2項第: 人情報を外部結合 認めるときは、法第 置を講ずるか。〈第	によって提供す 70条の規定に基	る場合であって	、必要があると							
無	€(5)	法第69条第2項第4 有個人情報を外部 70条の規定に基づ 目的、利用する業系 目、利用形態等を言 すか。〈第8号〉	結合によって提き、提供先との「	供する場合にあ 間において、原見 利用する記録範	っては、法第 則として、利用 囲及び記録項							
<u></u>	€6	⑤のほか、法第699 外の者に保有個人 では、法第70条の表)安全確保の措置を るときは、当該提供 該措置の状況を確 等の必要な措置を	情報を外部結合 規定に基づき、保 講ずることを求め をする前又は随 認してその結果	うによって提供す 保有個人情報の りるとともに、必要 ほ時に実地の調査 を記録するととも	トる場合にあっ 取扱いに係る 要があると認め 査等を行い、当							
ū	2 (7	漏えい等による被害 利用目的、保有個) 慮し、必要に応じ、 部又は一部を削除 講ずるか。〈第10号	人情報の秘匿性 特定の個人を も、又は別の記	等その内容その は別することがで	の他の事情を考 きる記載の全	供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措施	置は実施しない。					
無	₩8	法第71条第1項の対 の目的のために保 にあっては、同項の	有個人情報を外	部結合によって	提供する場合							
無	∰(9)	法第71条第1項の対は、同条第2項の規 おける個人情報の付か。〈第12号〉	見定に基づき当詞	亥本人に参考と	なるべき外国に							
無	# (10	法第71条第3項の がの目的のために保 にあっては、同項の 〈第13号〉	有個人情報を外	部結合によって	提供した場合							

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

文	対象業務名 病児・病後児保育に関する業務								
Ì	主管部課名	子ども家具	庭部保育課						
該当	点検事	項	新規•変更	実施予定年月日	根拠法令等				
0	個人情報の	保有等	変更	令和6年6月1日					
\circ	外部委	託	変更	令和6年6月1日					
	指定管理			令和 年 月 日					
	労働者》	派遣		令和 年 月 日					
	目的外和	刊用		令和 年 月 日					
	外部提	供		令和 年 月 日					
	電算入	力		令和 年 月 日					
	外部結	合		令和 年 月 日					

現状、病児保育室の利用予約については、保護者からの電話のみにより受け付けをしている。電話での 保護者とのやり取りにおいて、児童の症状や様子、医師の診断の有無などを丁寧に聞き取り、病児保育の 利用可否や隔離室の利用有無などを確認し、予約を確定している。また、定員が埋まっている場合は、 キャンセル待ちとして受け付けている。

電話による予約受付については、保護者との綿密なコミュニケーションが取れること、隔離室の利用を柔軟に振り分けることができる一方で、複数の利用者が一斉に連絡することにより、電話がつながらない、予約が取りづらいといった課題がある。

このような中、令和6年6月に新たに開設する病児保育室運営事業者より、上記課題に対応するため、 予約システムを導入し、予約システムを介して、病児保育の予約を受け付けることの提案があり、保護者 の利便性の向上、病児保育室運営事業者の事務効率の改善に繋がるため、採用することとした。

予約システムの導入に伴い、新たな個人情報の収集及び予約システム提供事業者に対し、一部業務の再 委託を行う。

※予約システムの利用の流れの概要は以下のとおり。

条 ①保護者が予約システムに事前に利用者登録を行う

- ②利用を希望する病児保育室を検索し、事前に病児保育室から利用承認を受ける
- の概

 ③予約時に、児童の病状等の情報をオンラインで入力(仮予約)

定員が埋まっている場合は、キャンセル待ちの登録

- ④病児保育室が予約情報を確認し、予約を確定、(本予約)保護者へメールで連絡 (当日までにキャンセルが出た場合、予約を繰り上げ、保護者へメールで連絡)
- ⑤病児保育室の利用

要

【個人情報の保有等】

区が委託する病児保育室運営事業者が新たに導入する予約システムの運用にあたり、保護者等の本人確認として顔写真を登録するため「容貌」を、保護者が保育士に伝えたいことを記載するため「相談内容」を追加する。

【外部委託】

予約システムのパッケージ保守等の運用管理、ハードウェア等の運用保守について、予約システム提供 事業者への再委託により行い、当該外部委託記録票の記録項目に「容貌」、「相談内容」を追加する。

区と委託先 (病児保育室運営事業者) の事務効率の更なる改善のため、区と委託先 (病児保育室運営事業者) との授受の方法について、「その他 (電子メール)」を追加する。

	令和	1 年 月 日	
		報告了承	
		以下のとおり	
)
備考	-		

個人情報登録票

		部課名子ども家庭部保育課				整理番号			
業務の名称		病児・症	₅児·病後児保育			登録年月日 平成14年4			
, A		に関する					に関する業務		
	固人情報の 収集目的	病児・病後児保育事業を実施するため							
	対象となる 固人の範囲	事業対	象乳幼児、その保護	者					
			〇 本人				本人以外	\	
個人	本人以外								
情報	収集の根拠								
がの収			 部課名				業務の名称	<u></u>	
集		保健福	 祉部杉並福祉事務所	<u></u> f	生活保護			•	
方法	目的外利用	区民生活部課税課、納税課			特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)				
14		区民生活部課税課			特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)				
	記録形態		文書	電算		その他			
	住民記録等	の情報	財産等の情報	心身等(社会活動等の情報	
	氏名		収入の状況	身体障害の	D状況			職業・勤務先	
	住所 性別		税額等の状況	健康状態 治療等の物	利用状況 大況 申請理由			就労・就学状況 保育所等の名称	
	生年月日			場病等の制		家族構成		休月別寺の石柳	
	緊急連絡先			診断等の物		里親			
個	印影			容貌	(7)	土秋 生活保護受	多給状況		
人情	電話番号					中国残留邦人等支持			
報	続柄					相談内容			
の記	メールアドレ	ス							
録									
の									
内容									
備	容貌…予約:	レステム	の運用にあたり、本	人確認として	て保護者等	等の顔写真	を指す項		
考									

外部委託記録票

		部課名	子ども家庭部保育	育課			整理番号	
.II. →£						記録年月日		平成14年4月
業務	の名称	病児∙病	後児保育					に関する業務
諮問	年月日	平成14	年2月8日	諮問第	52号	確認年月日		
							単年原	
委	託先	医療法	人等 			業務委託期間	〇 継続	
	病児•病	後児保育	§事業の実施		0	個人情報の適切な	· 管理	
					0	秘密の保持		
	<u>【再委託</u>	再委託を実施する理由】				再委託の禁止		
盉	┃ ┃病児保育	保育室の予約システムの運用 <u></u>			0	目的外使用の禁止		
委託	<u>管理</u>				0	第三者への提供の	禁止	
の内					0	複写及び複製の禁	止	
容				件	0	提供資料の返還義	務	
					0	立入調査の実施		
				0	事故発生時の報告	義務		
					0	条例順守		
委託に係						生年月日、緊急連絡 等の状況、利用状況		
る個 人情 報の 項目	〈保護者 状況、 <u>容</u>			彡、電話 [:]	番号、	、メールアドレス、申	請理由、職業·勤務	先、就労·就学
垻日	〈世帯の)	〉家族構成	戓					
	- 先との授 D.方法		閲覧 C	文書	0	磁気媒体 <u>〇</u>	<u>その他 (電子メー</u>	<u>ル)</u>

案件番号:	
-------	--

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	杉並区病児•病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体):	病児保育室の効率的な運営を図るため

対象となる個人の範囲: 事業対象乳幼児の保護者

					1. 個人情報の保有(第2号~第5号)		2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)		
	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	・保 保有 いな	すする個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて いか。〈第3号〉	•利用連性	目目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関 を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人 情報 第62	から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人 を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法 2条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	由は	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 何か。 6号〉
No.		Ø	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	\square	根拠法令又は相当の理由
1	容貌	Ø	委託事業者が導入する予約システムの運用にあたり、本 人確認として顔写真を登録する必要があるため			Ø	予約システムへの登録者情報の入力の際に明示		
2	相談内容	Ø	病児保育室の利用にあたり、保護者が子どもの病状や 心配事などの相談事項を入力する必要があるため			Ø	予約システムへの登録者情報の入力の際に明示		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	病児・病後児保育に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等:	杉並区病児・病後児保育事業実施要綱
利用目的(全体):	病児保育室の効率的な運営を図るため

		季 計	托先等	生が形	が扱う	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)			
	委託先等に取り扱わせる 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	保	保有個人情 (業務別)			・業	務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必 ぶあるか。〈第5号〉		
No.		ア	イ	ウ	エ	Ø	委託先等に取り扱わせることが必要な理由		
1	容貌	0			_	Ŋ	予約システムの運用にあたり、本人確認として顔写真を 登録する必要があるため		
2	相談内容	0				Ø	病児保育室の利用にあたり、保護者が子どもの病状や心 配事などの相談事項を入力する必要があるため		
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									

	ア 病児・病後児保育事業の実施
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	1
〈第1号〉	ウ
	工
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	予約システムのパッケージ保守等の運用管理、ハードウェア等の運用保守業務

_		
	2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者	「又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉
Ø	選定に使用した	上選定基準等
Ø(D 杉並区病児·病後児保育事業実施要綱、杉並区病児·病後児保育事業実施事務要領、個人 l	情報に係る特記仕様書、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
	3. 委託先又は指定管理者に	こ係る契約条項(第3号)
	・契約の締結に当たり、次の事項を契	R約書等に明記するか。〈第3号〉
Ø	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
Ø (個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
Ø (【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託 ③ 先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。 以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無(【 指定管理者の場合 】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
2	5 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
2	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
2 (⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
2 (8個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
2 (⑨委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
Ø	⑪法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載する。
Ø (【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委 ① 託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無(【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者に ② おける個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に 関する事項を含む。)(第3号サ>	
Ø	③関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
	4. 委託先又は指定管理者に係る確認	認事項(第4号、第6号~第10号)
	・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項	についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉
Ø	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
Ø	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理 の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	委託先に情報管理体制表等の書面の提出を求める。
Ø	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に 協応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
2 (【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~@の措置を講じさせ、再委託される業態務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託先と再委託先の契約において再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及び①~⑭の措置に関して記載を行い、個人情報について適切に管理させる。また、⑮については、再委託先に報告書を提出させ、個人情報の管理状況について確認を行う。
無(【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑩の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
2 (漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内 図 容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別する ことができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	システムに登録された情報の利用は、統計情報のみに限ることとし、利用に当たっても個人を特定できない匿名性をもったデータに変換する。
7 6	図 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ず	情報漏洩等を防止する仕組みとして、ISO12001に準拠した情報セキュリティ対策を求める。

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

太	 象業務名	宅地造	宅地造成及び土石の堆積許可に関する業務						
主	管部課名	都市整備	備部市街地塱	整備課					
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等				
\circ	個人情報の	保有等	新規	令和6年7月	宅地造成及び特定盛土等規制法				
	外部委託			令和 年 月 日					
	指定管理			令和 年 月 日					
	労働者》	労働者派遣		令和 年 月 日					
	目的外和	刊用		令和 年 月 日					
\circ	外部提	:供	新規	令和6年7月	特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例				
\circ	電算入力新規		新規	令和6年7月					
	外部結	合		令和 年 月 日					

令和3年7月、静岡県熱海市で長雨による地下水流入に伴い、盛土崩落・土石流が発生したことを受け、令和4年5月、「宅地造成規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、令和5年5月26日に施行された。この改正に伴い令和6年都議会第1回定例会において、「特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例」の改正が可決された。

このことにより、区は令和6年7月以降、宅地造成又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止をするため、宅地又は宅地造成地において、盛土又は土地の形質の変更を行う工事、宅地又は農地等において一定期間、土石の堆積を行う工事の許可から完了までの事務処理を実施する。

【個人情報の保有等】

件

要

宅地造成又は土石の堆積許可に関する業務を実施するにあたり、「氏名」等14項目を 新たに保有する。

【外部提供記録票】

東京都に対して、「氏名」等5項目を外部提供する。

【電算入力記録票】

宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため「宅地造成等行政 関係情報処理システム」を新たに設置し、「申請者氏名」等50項目を記録する。

		令和	П	年	月	日	
デ	ジタル・セキュリティ郊今での						
デジタル・セキュ ティ部会での 審議結果							
			()
備考							
考							

個人情報登録票

		部課名	都市整備部市街地勢	整備課			整理番号		
					登録	年月日		令和6年7月	
業	務の名称	宅地造成	^{找及び土石の堆積許す}	可	に関する業務				
	情報の収 集目的	崖崩れ又	スは土石の流出による	る災害防止る	を図るため	b			
	となる個人の範囲		工事施行者・設計者・ る者(申請者)	·地位(申請	者)の承約	継者などの写	宅地造成。	及び土石の堆積をし	
			〇 本人			0	本人以外	,	
個	1 101 1-1	宅地造成	 	制法施行規	則第7条				
人	本人以外 収集の根								
人 情 報	拠								
の			 部課名			ᅺ	美務の名称	<u>′</u>	
収集							を労り石作	<u> </u>	
収集方法	目的外利								
法	用								
<u>=</u> =	<u> </u> 録形態	0		 電算		その他			
нс	住民記録等			心身等の	の情報	生活状況等	等の情報	社会活動等の情報	
	氏名	3 - 5 113 114	資産	2000	· 113 110			使用者名称	
	住所		地位承継年月日			申請内容		使用期間	
	生年月日		地位承継理由			申請状況		職歴	
								職名	
個								事業実績	
人									
情報									
の									
個人情報の記録の内容									
郵の									
内									
容									
備考			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			

外部提供記録票

			部謀名	割川荘	偏部巾包	小心症	浦	整埋番号	
業務の名称							記録年月日		令和6年7月
			宅地造成		石の堆積	責許可			に関する業務
Ś	外部	提供の相手方	東京都						
外部技	是供	の相手方の利用目 的	上級官庁	Fとして(の事務処	理等、	指導、監督を行う	がため	
					本人同意	意	0	本人同意	以外
外部 提供			特別区に	おける	東京都の	事務	処理の特定に関す	する条例	
の根 拠	本	人同意以外の根拠							
	外部	が提供の方法		閲覧	0	文書	〇 磁気媒体	Z	その他()
	1	氏名				16			
	2	住所			17				
	3	宅地造成及び土石等	地造成及び土石等の概要			18			
	4	由請内宓				19			
外如	5	中譯状況				20			
提供	6					21			
外部提供をし	7					22			
し た 個·	<u>'</u>								
人	8					23			
報の	9					24			
人情報の項目	10					25			
ı	11					26			
	12					27			
	13					28			
	14					29			
	15					30			
備考									

電 算 入 力 記 録 票

			部 課 名	都市鏨	è 備部市街地	整備詞	果		整理番号			
杂款	ミシステ	1.夕				記録	年月日			令和6年7月		
** 43		77	宅地造成等	等行政関	係情報処理:	ンステ	4					
記			・ュリティ部会 年月日	番号	記録年	年月 日			記録・消去〕	した項目番号		
録	令和(6年5	5月24日	1 4	令和 6	年7.	月	1 ~	~ 5 0 記録			
0												
ψ∀												
経												
過												
	 1	とませ	成等許可受 [®]	一		16	丁重 美	二	前の土地利用	华 沪		
⇒¬				 = 請日	16工事着手前の土地利用状況17工事完了後の土地利用							
記								18 盛土の形態				
			成等許可・			19 切土又は盛土の高さ						
録	5 年						切土ス	てはほ	盛土をする面	 i積		
	6 目	6 申請者氏名					21 擁壁構造					
	7 月	申請者	住所			22 擁壁の高さ						
0	8]	[事主	氏名			23 擁壁の延長						
	9 🗆	[事主	住所			24 崖面崩壊防止施設の種類						
	10 🗆	匚事施	行者氏名			25 崖面崩壊防止施設の高さ						
項	11 🗆	匚事施	行者住所			26 崖面崩壊防止施設の延長						
	12 意	设計者	一 氏名			27 排水施設の種類						
	13 意	设計者	住所			28 排水施設の寸法						
目			所在地及び	地番		29 排水施設の延長						
	15 🗄	上地の	面積			30	崖面倪	R護2	5法			
備												
考												

	31	土石の堆積工事の目的	66
	32	最大堆積高さ	67
	33	堆積を行う土地の面積	68
記	34	最大堆積土量	69
	35	堆積を行う土地の最大勾配	70
	36	堆積を行う土地の措置	71
	37	空地の設置幅	72
	38	宅地造成等事前審査開始日	73
	39	宅地造成事前審査完了日	74
	40	申請手数料	75
録	41	工事着手予定年月日	76
	42	工事完了予定年月日	77
	43	中間検査申請日	78
	44	定期の報告日	79
	45	完了検査確認申請日・確認日	80
	46	宅地造成等廃止届出日	81
	47	地位の承継の申請受付番号	82
Ø	48	地位の承継の申請日	83
	49	承継人氏名	84
	50	承継人住所	85
	51		86
	52		87
	53		88
	54		89
項	55		90
	56		91
	57		92
	58		93
	59		94
	60		95
	61		96
目	62		97
	63		98
	64		99
	65		100

乞	生:	釆	묽		
 	т	ĦĨ.	\Box		

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	宅地造成及び土石の堆積許可に関する業務
主管部課名:	都市整備部市街地整備課
業務の根拠法令等:	宅地造成及び特定盛土等規制法
利用目的(全体):	宅地造成及び土石の堆積許可業務を行うため

対象となる個人の範囲:

| |工事主・工事施行者・設計者・地位(申請者)の承継者などの宅地造成及び土石の堆積をしようとする者(申請者)

					1. 個人情報の保有(第2号~第5号)				2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	保有	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 『する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて いか。〈第3号〉	•利月連性	用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関 を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人 報を 62条	から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情 取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第 各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本, 由は 〈第6	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 は何か。 6号〉
No.		\square	利用目的	Ø	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	Ø	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
2	住所	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
3	生年月日	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
4	資産	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
5	地位承継年月日	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第38条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
6	地位承継理由	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第38条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
7	宅地造成及び土石等の概要	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
8	申請内容	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
9	申請状況	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
10	使用者名称	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
11	使用期間	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
12	職歴	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
13	職名	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
14	事業実績	Ø	宅地造成等の許可内容を管理するため			Ø	申請書に利用目的を明示する	Ø	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条 特別区における東京都の事務処理の特定に関する条例
15									
16									
17									
18									
19									
20									

案件番号:	
条件番号:	

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称:	宅地造成及び土石の堆積許可に関する業務
主管部課名:	都市整備部市街地整備課
業務の根拠法令等:	宅地造成及び特定盛土等規制法
利用目的(全体):	字地告成及び十石の堆積許可業務を行うため

\		1	目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務	日的外利用・外部促供を打り採有個人情報の妥当性(第1号) 務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は 形提供する必要があるか。〈第1号〉
No.		Ø	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	Ø	東京都による上級官庁として事務処理等、指導、監督を行うため
2	住所	Ø	東京都による上級官庁として事務処理等、指導、監督を行うため
3	宅地造成及び土石等の概要	Ø	東京都による上級官庁として事務処理等、指導、監督を 行うため
4	申請内容	Ø	東京都による上級官庁として事務処理等、指導、監督を 行うため
5	申請状況	Ø	東京都による上級官庁として事務処理等、指導、監督を 行うため
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
0.0			

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称				部課名	都市整備部 市街地整備課
ロロングトイリカ	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関	外部提供先(詳細)	東京都		
外部延供	外部提供の方法	文書、磁気媒体	方法(詳細)			

	2.目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)											
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号~第7号〉												
₽	1	確認事項		具	体的内容·具体的対応等							
				根拠をプルダウンから選択⇒	❸【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第3号							
Į		・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。	拠	する場合において、保有個人情報の提供	】 共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供 を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限 当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。							
		第2号•第3号〉	具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理本業務は、「特別区における東京都の事である東京都が指導、監督を行うため	由、特別な理由等について記載】 「務処理の特例に関する条例」による移譲事務であり、上級官庁							
Ę	12 幹	は第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個限を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条目に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		提供する個人情報は全て業務に必要なも	のであるため、当該措置は講じない。							
無	人 無③ 先 令	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保入情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、携定との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠沿入利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書間ではい記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	是供 法									
1	者 (4) に	別のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外 所に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定 がき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずること かるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は版 に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を 計るとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	に基 とを求 値時									
ū	3 ⑤要	扇えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し 関に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一 別除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号	、必 部を	提供する個人情報は全て業務に必要なも	のであるため、当該措置は講じない。							

_									
	3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)								
	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉								
ſ	☑ 確認事項	具体的内容·具体的対応等							
	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目無⑥的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉								
	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉								
	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目無⑧的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉								

案件番号:	
-------	--

業務の名称: 宅地造成及び土石の堆積許可に関する業務 主管部課名: 都市整備部市街地整備課 業務の根拠法令等: 宅地造成及び特定盛土等規制法 利用目的(全体): 宅地造成及び土石の堆積許可業務を行うため

保有個人情報 る電子計算組織に記録す						
	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉					
(下線は要配慮個人情報)No.□ 電子計算網	組織への記録が必要な理由					
1 宅地造成等許可受付番号 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
2 宅地造成等(変更)許可申請日 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
3 宅地造成等(変更)許可番号 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
4 宅地造成等許可・不許可日 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
5 宅地造成等申請取下げ日 2 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
6 申請者氏名 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
7 申請者住所	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
8 工事主氏名	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
9 工事主住所	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
10 工事施行者氏名 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
11 工事施行者住所	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
12 設計者氏名 2 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
13 設計者住所	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
14 土地の所在地及び地番 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
15 土地の面積	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
16 工事着手前の土地利用状況 ② 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
17 工事完了後の土地利用 ▽ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
18 盛土の形態 ☑ 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
19 切土又は盛土の高さ 2 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					
20 切土又は盛土をする面積 2 宅地造成等の許可内理を行うため。	内容を管理し、効率的で正確な事務処					

自己点検表⑤(電算入力)

システム名	宅地造成等行政関係情報処理システム
区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	宅地造成及び土石の堆積許可から完了までの事務

Z (1)	対象者数 〈第2号7〉 不特定 人 ☑② 操作員数 〈第2号7〉 5 人 ☑ データ処理 操作端末		場 <i>作</i> 具種則	且織に	記録するに当	たっての確認事項	/第9早\		
<u> </u>	〈第2号ア〉 小村足 八	3	場 <i>作</i> 具種則		理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉				
		ΙI	操作員種別 (第2号ウ)			操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員及び会計年度任用職員		
2 (4)	件数 不特定 件 2 (5) 種別 職員用PC (第2号エ> (第2号オ >	操作	の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉						
	・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉								
Ø	確認事項				確	認事項への具体的	対応・代替措置等		
		Ø	バックアップ		自動で日次バ	バックアップを行う。			
		Ø	データの暗号化		データは全て	暗号化されている。			
		Ø	ログの取得管理		ログ取得ソフト 行っている。	により、随時自動で	取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を		
		Ø	パスワード認証		区職員PCの口 は90日に1度		は、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワード		
	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行う か。〈第3号〉	無	ICカード認証						
Ø 6	か。、第3号/ ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏え い等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など		生体認証						
		Ø	データ持ち出し管 フトの導入	理ソ	区職員PCには	データ持ち出し管理	ソフトを導入している。		
		Ø	ウイルス対策ソフト 導入	·Ø	区職員PCには	ウィルス対策ソフトを	導入している。		
		Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入		サーバに無停電	電電源装置を導入し	ている。		
		無	(その他)						
2 7	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を 行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	宅	地造成等行政関係	係情報	報処理システム	ムへのログイン権限	は、開発指導係内に限定する。		
☑ ⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製 及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及 び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	区	職員PCにはデー	夕持	ち出し管理ソフ	小を導入し、保有個	人情報の媒体への記録を制限する。		

案件番号:	
-------	--

自己点検表⑤(電算入力)②

	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	\setminus			1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)			1.	電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)
区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 る電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉
No.	☑ 電子計算組織への記録が必要な理由	No.		abla	電子計算組織への記録が必要な理由	1	vo.	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由
21 擁壁構造	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	41	工事着手予定年月日		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(51		
22 擁壁の高さ	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	42	工事完了予定年月日		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(32		
23 擁壁の延長	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	43	中間検査申請日	Ø	宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(33		
24 崖面崩壊防止施設の種類	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	44	定期の報告日		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(64		
25 崖面崩壊防止施設の高さ	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	45	完了検査確認申請日・確認日		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(55		
26 崖面崩壊防止施設の延長	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	46	宅地造成等廃止届出日		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(66		
27 排水施設の種類	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	47	地位の承継の申請受付番号		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(37		
28 排水施設の寸法	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	48	地位の承継の申請日	Ø	宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(58		
29 排水施設の延長	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	49	承継人氏名	Ø	宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	(59		
30 崖面保護方法	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	50	承継人住所		宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。		70		
31 土石の堆積工事の目的	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	51					71		
32 最大堆積高さ	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	52					72		
33 堆積を行う土地の面積	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	53					73		
34 最大堆積土量	図 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため。	54					4		
35 堆積を行う土地の最大勾配	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	55					75		
36 堆積を行う土地の措置	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	56					76		
37 空地の設置幅	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	57					77		
38 宅地造成等事前審査開始日	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	58					78		
39 宅地造成事前審査完了日	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	59					79		
40 申請手数料	☑ 宅地造成等の許可内容を管理し、効率的で正確な事務処 理を行うため。	60				8	80		

案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名 まちなか			木製ベンチ	等設置補助金交	で付に	関する業務
主管部課名都市整備			備部市街地 團	を備課		
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月	日	根拠法令等
\circ	個人情報の	保有等	新規	令和6年7月1	田	
	外部委	託		令和 年 月	日	
	指定管	理		令和 年 月	日	
	労働者》			令和 年 月	日	
	目的外系	刊用		令和 年 月	日	
	外部提	供		令和 年 月	日	
	電算入	力		令和 年 月	日	
	外部結	合		令和 年 月	日	
案件の概要	の					
	ジタル・セキュ	ıJ 🗌	報告了承			
,	ティ部会での 審議結果		以下のとおり)		
	田 P3A/F11/1N		()
備考						

個人情報登録票

_		部課名	都市整備部市街地整	備 課			整理番号			
-	業務の名称	±+ +>+	い大制べい4年記署はF	登録	:年月日		令和6年7月1日			
-	未労の石が	まちなか木製ベンチ等設置補助金交付 「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、「これでは、これでは、「これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、								
1	固人情報の 収集目的		の交付申請等の際、補 者の個人情報を一元管	適合可否を	を確認するとの	ともに、補助	助金申請に必要な交			
対象となる 杉並区民又は区内に事業所等をもつ個人事業主、区内に事業所等をもつ法人又は 個人の範囲 動している地域団体、対象ベンチ等の設置場所の不動産所有者								人又は区内で主に活		
			〇 本人				本人以外			
個										
人情報	本人以外 収集の根拠									
の収			部課名			j	業務の名称	7		
収集方法										
法	目的外利用									
	記録形態		文書	電算		その他				
	住民記録等(の情報	財産等の情報	心身等の	の情報	生活状況等		社会活動等の情報		
	氏名 住所		口座情報 不動産所有権証明書類			工事内容・費 申請の状況				
	電話番号		个别性別有惟証明音規			中間の状況 助成金額				
	电 面 田 ヶ メールアドレス					列 从亚镇				
l	印影	•								
個人	-1- 3/2									
情										
情報										
の記録										
録										
の										
内 容										
Ι –										
備考										

案件番号:	
-------	--

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	まちなか木製ベンチ等設置補助金交付に関する業務
主管部課名:	都市整備部市街地整備課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	補助要件への適合可否を確認するため

対象となる個人の範囲:

・杉並区内に対象ベンチ等を設置する杉並区民又は区内に事業所等をもつ個人事業主、区内に事業所等をもつ法人又は区内で主に活動している地域団体 ・対象ベンチ等の設置場所の不動産所有者

\			1. 個人情報の保有(第2号~第5号)				2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)		
	内容	保有	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 写する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて いか。〈第3号〉	・利用性を ²	月目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連 有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	本人報を	から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情 取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62 号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本 <i>月</i> は何 〈第6	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由 か。 :号〉
No.		\square	利用目的	\square	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	\square	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	Ø	補助要件への適合可否を確認するため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
2	住所	N	補助要件への適合可否を確認するため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
3	電話番号	Ø	申請者への連絡のため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
4	メールアドレス	Ø	申請者への連絡のため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
5	印影	Ŋ	本人確認をするため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
6	口座情報	Ø	交付申請者へ補助金の振込みを行うため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
7	不動産所有権証明書類	Ø	補助要件への適合可否を確認するため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
8	工事内容·費用等	Ø	補助要件への適合可否を確認するため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
9	申請の状況	Ø	補助要件への適合可否を確認するため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
10	助成金額	Ŋ	補助要件への適合可否を確認するため			Ø	杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書等 にて明示		
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

办 / L 亚 口	
条件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		環境配慮優良事業者認定事業に関する業務								
主	管部課名	環境部環境課								
該当	点検事	項	新規·変更	実施予定年月日	根拠法令等					
\bigcirc	個人情報の	保有等	新規	令和6年7月1日						
\bigcirc	外部委託		新規	令和6年7月1日						
	指定管理			令和 年 月 日						
	労働者派遣			令和 年 月 日						
	目的外和	利用		令和 年 月 日						
	外部提供			令和 年 月 日						
\bigcirc	○ 電算入力		新規	令和6年7月1日						
外部結合				令和 年 月 日						

地球温暖化の影響は一人一人の暮らしや命に関わる身近な問題となり、これまで以上に地球温暖化対策の取り組みが求められている。

そのような中で、区は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指し、環境配慮優良事業者認定事業を開始する。

本制度は、杉並区環境基本条例に定める事業者の責務に基づき取り組みを行う事業者の内、優良な取り組みを行う事業者を認定することにより、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的としている。

本事業の実施にあたり、申請者から氏名等の情報を収集し、申請に関する情報等を 「環境配慮優良事業者認定事業システム」にて管理する。また、申請の受付、審査補助、書類の送付を民間事業者に委託する。

【個人情報の保有等】

業務に必要な「氏名」等5項目について、新たに個人情報を保有する。

【外部委託】

件

概

要

申請の受付、審査補助、書類の送付等について外部委託を行う。

【電算入力】

効率的な事務運営を行うために、「氏名」等6項目を新たに記録する。

		令和	中 月 日	
デ	ジタル・セキュリ ティ部会での		報告了承	
	審議結果		以下のとおり	
			()
備考				

個人情報登録票

		部課名	環境部環境課				整理番号		
					登録	年月日		令和6年7月1日	
¥	美務の名称 しんこう しんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	環境配	慮優良事業者認定事	業					
		優良な	取組を行う事業者を	認定すること	とにより、	事業者の環	境保全に	に関する業務 対する意識の高揚	
個	人情報の収 集目的	を図る	ことを目的とする						
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	理控制	慮事業者認定事業申	建步					
対領	象となる個人	垛块缸	思争未有祕处争未り	4 請 1 3					
	の範囲								
			〇 本人				本人以外		
個									
人情	本人以外収 集の根拠								
報の					1				
			部課名			·	削り 養務の名種		
収集方法	目的外利用								
法	H 4 3 7 1 1 1 7 13								
	記録形態			電算		その他			
	住民記録等	の情報	財産等の情報	心身等(の情報	生活状況等	等の情報		
	氏名							申請の状況	
	住所								
	電話番号 メールアドレ	7							
	メール) ドレ.	^							
個									
人情報									
報									
の記録									
録									
の 内									
内 容									
,									
備考									

外部委託記録票

		部課名	環境部環境	課				整理番号					
							記録年月日		令和6年7月1日				
業務の)名称	環境配慮例	憂良事業者認	定事業		I							
							1		に関する業務				
報告年	:月日	令和6年5	月24日		報告第	16号	確認年月日						
子台	r <u>н</u>	口即市業	+-/				₩ 76 +	単年度	Ę				
委託	:先	民間事業者 	当				業務委託期間	〇 継続					
		の認定登録 容の入力及	録申請の受付	大審査、申		0	個人情報の適	 の適切な管理					
						0	秘密の保持						
	•関係 	係書類の発達	送		委	0	再委託の禁止						
委						0	目的外使用の	 禁止	· 李止				
委託の					委託の	0	第三者への提	の提供の禁止					
の内					の 条 件	0	複写及び複製の禁止						
容				件	0	提供資料の返還義務							
					0	立入調査の実施	施						
						0	事故発生時の	報告義務 報告義務					
						0	条例遵守						
	1氏名	3 2住所	3電話番号	<u>4メー</u> ルアド	レス 5	申請0	0状況						
委託に 係る個													
人情報 の項目													
の会口													
委託先との 授受の方法			閲覧	〇 文書	0	磁気	媒体	○ その他	1(電子メール)				

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	環境部	『環境課			整理番号			
杂菜	ラシステム名				記録年月日		会	和6年7月1日		
未仍	ランハノム石	環境配慮優	夏 良事業	者認定事業シ	/ステム					
記	デジタル・セキ 報告 ^を	テュリティ部会 手月日	番号	記録年月日			記録・消去した項目番号			
録	令和6年	5月24日	1 6	令和6年	∓7月1日	1~6記録				
0										
経										
//=1.										
過										
	1 氏名				16					
記	2 住所				17					
	3 電話番	号			18					
		アドレス			19					
録	5 申請日				20					
	6 認定日				21 22					
0	7				23					
	9				24					
	10				25					
項	11				26					
	12				27					
	13				28					
目	14				29					
	15				30					
借										
備考										

案件番号:	
-------	--

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	環境配慮優良事業者認定事業に関する業務
主管部課名:	環境部環境課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	環境配慮事業者認定事業を実施するため

対象となる個人の範囲: 環境配慮優良事業者認定事業申請者

		1. 個人情報の保有(第2号~第5号)					2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)		
	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて 古州市日内を安全・30%ロ、家と前の利用目的で、 情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法 F				・本 <i>)</i> 由は 〈第6	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 何か。 号>		
No.		Ø	利用目的	Ø	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	Ø	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	Ø	申請者の確認を行うため			Ø	チラシ・リーフレット及び区HPに記載する		
2	住所	Ø	申請者の確認を行うため			Ø	チラシ・リーフレット及び区HPに記載する		
3	電話番号	Ø	申請者と連絡・調整を行うため			Ø	チラシ・リーフレット及び区HPに記載する		
4	メールアドレス	Ø	申請者と連絡・調整を行うため			Ø	チラシ・リーフレット及び区HPに記載する		
5	申請の状況	Ø	申請情報の管理等を行うため			Ø	チラシ・リーフレット及び区HPに記載する		
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

学件番号:	
-------	--

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	環境配慮優良事業者認定事業に関する業務
主管部課名:	環境部環境課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	環境配慮優良事業者認定事業を実施するため

			委託先等が取		扱う	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)				
$ \setminus $	委託先等に取り扱わせる 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	保有個人情報 (業務別)			報	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉				
No.		ア	イ	ウ	エ	\square	委託先等に取り扱わせることが必要な理由			
1	氏名	0	0	0		Ø	申請者の確認を行うため			
2	住所	0	0	0		Ø	申請者の確認を行うため			
3	電話番号	0	0	0		V	申請者と連絡・調整を行うため			
4	メールアドレス	0	0	0		Ø	申請者と連絡・調整を行うため			
5	申請の状況	0	0	0		Ø	申請情報等の管理を行うため			
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										

	ア	事業の認定登録申請の受付、補助審査
委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容	イ	環境配慮優良事業者認定事業システムへの入力及び点検
〈第1号〉	ウ	関係書類の発送
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

	2. 安託元义は指足官连有が取り扱う個人情報の重要及に応じ、安託事	業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉
Ø	選定に使用	した選定基準等
2 (1)	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
<u> </u>	3. 委託先又は指定管理	者に係る契約条項(第3号)
	・契約の締結に当たり、次の事項	を契約書等に明記するか。〈第3号〉
Ø	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
2 2	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Z 3	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該 再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する 子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
Z (5	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
7	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
Ø	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
2 (1)	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	契約書に記載する。
Z (i)	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先に おける委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監 査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ①	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
Z (i	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
	4. 委託先又は指定管理者に係る	· 確認事項(第4号、第6号~第10号)
	・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事	耳項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号~第10号〉
Ø	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
2 (4	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第 4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した報管理体制表」を提出させる。
Z (§	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその 量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なく とも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	書面での確認を基本とし、必要があると認める場合に立ち入り調査を実施する。
2 (16	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①~⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	
無 ①	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑩の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
2 (18	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
2 (19	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を携するか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBの手渡しまたは ワードを使用して暗号化したファイルをメール送信する方法で実施する。

案件番号:	

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	環境配慮優良事業者認定事業に関する業務
主管部課名:	環境部環境課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	環境配慮優良事業者認定事業を実施するため

		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)						
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務する	客の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理 5電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉					
No.	(下隊は安配思四八月報)	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由					
1	氏名	Ø	申請者との連絡・調整を行い、効率的で正確な 事務処理を行うため					
2	住所	Ø	申請者との連絡・調整を行い、効率的で正確な事務処理を行うため					
3	電話番号	Ø	申請者との連絡・調整を行い、効率的で正確な事務処理を行うため					
4	メールアドレス	V	申請者との連絡・調整を行い、効率的で正確な事務処理を行うため					
5	申請日	Ø	申請状況を管理し、効率的で正確な事務処理を行うため					
6	認定日	Ø	認定状況を管理し、効率的で正確な事務処理を 行うため					
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

システム名	環境配慮優良事業者認定事業システム
区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	申請者の情報を管理するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)

		・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉										
V	1	対象者数 〈第2号ア〉 250 人 ☑ ② 操作員数 〈第2号/〉 3 人 ☑		操作員種別 〈第2号ウ〉	員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤及び会計年度任用職員					
ū	4		操作	の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連>								
		・区の機関が管理する電子計算組織への記	記鉤	記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉								
₽	1	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等								
			Ø	バックアップ	自動で日次バ	<i>、</i> ックアップを行う。						
			Ø	データの暗号化	データは全て「	暗号化されている。						
			Ø	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を 行っている。							
			Ø	パスワード認証	区職員PCの口 は90日に一度		は、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワード					
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行う か。〈第3号〉		ICカード認証								
V	36	※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など		生体認証								
				データ持ち出し管理 ソフトの導入								
			Ø	ウイルス対策ソフトの 導入	区職員PCには	ウイルス対策ソフトを導	尊入している。					
			Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	サーバに無停	電電源装置を導入	している。					
			Ø	(その他)		毎日鍵委の付いたキ いているか確認して	テャビネットへ収納する。係内の最終退庁者が記録簿 ている。					
ū	2 ⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を 行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	環境配慮優良事業者認定事業システムのログイン権限は当該業務の担当者に限定している。				は当該業務の担当者に限定している。					
₽	18	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製 及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及 び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	データ持ち出し管理ソフトの導入及び環境課情報セキュリティ実施基準に基づき、運用している。									

案件番号	
------	--

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

交	 	務					
È	E管部課名	環境部類	環境課				
該当	当 点検事項 新規・変更		実施予定年月日	根拠法令等			
\bigcirc	個人情報の	保有等	新規	令和6年5月24日			
	外部委託		令和 年 月 日				
	指定管理			令和 年 月 日			
	労働者派遣			令和 年 月 日			
	目的外列	利用		令和 年 月 日			
	外部提	供		令和 年 月 日			
\bigcirc	電算入	力	新規	令和6年5月24日			
	外部結	合		令和 年 月 日			
案件の概要	件 の の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
			報告了承				
			以下のとおり)			
			()		
備考							

個人情報登録票

部課名 <mark>環境部環境課</mark>								整理番号	
		-				登録	年月日		令和6年5月24日
う	美務の名称	体験型	森林環境	き 学習の実施					
									に関する業務
個	国人情報の	体験型	森林環境	5学習の実施	色のため				
	収集目的								
	対象となる 国人の範囲	参加者	及び参加	コ者が緊急選	重絡先に指え	定する者			
			0	本人				本人以外	
個									
人情	人 本人以外								
情報の									
				部課名			j	業務の名称	
収集方法	目的外利用								
法									
	 記録形態	0	 文書	0	 電算		その他		
	住民記録等			 等の情報	心身等(カ情報		等の情報	社会活動等の情報
	氏名	110 100	****						学年·在学先
	住所								
	電話番号 メールアドレ	7							
	ダールアトレ. 続柄	^							
個人	420 11 3								
情									
人情報の記録の内容									
記									
録の									
内容									
谷									
備考									

電算入力記録票

		部課名	環境部	『環境課			整理番号		
業務システム名					記録年月日			令和6年5月24日	
未	労ン人/ム石	体験型森林	環境学習	習の参加者管	理システム				
記	デジタル・セ ^キ 報告 ^生	Fュリティ部会 F月日	番号	記録4	羊月日		記録・消去した項目番号		
録	令和6年	5月24日	17	令和6年	5月24日	1~6 記録			
の									
経									
,,,									
過									
	1 氏名				16				
記	2 住所				17	17			
	3 電話番	号			18				
	4 メールフ	アドレス			19				
録	5 続柄				20				
	6 学年•在	E学先			21				
	7				22				
の	8				23				
	9				24				
	10				25				
項	11				26				
	12				27				
	13				28				
目	14				29				
	15				30				
備考									

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	体験型森林環境学習の実施に関する業務に関する業務
主管部課名:	環境部環境課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	体験型森林環境学習の参加者の申込状況の管理及び緊急連絡先の確認等

対象となる個人の範囲: 参加者及び参加者が緊急連絡先に指定する者

\					2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)				
	保有する個人情報の 内容 <u>(下線は要配慮個人情報)</u>	保有	有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 「する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていか。〈第3号〉	•利》	用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関 記を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	情報	から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人 を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法 条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	由は	人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理 何か。 号〉
No.		Ø	利用目的	Ø	変更前の利用目的との相当の関連性	Ø	利用目的を明示する方法等	Ø	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	Ø	体験型森林環境学習の実施のため	無		Ø	ロゴフォーム及び申込用紙に記載する。	無	
2	住所	Ø	体験型森林環境学習の実施のため	無		Ø	ロゴフォーム及び申込用紙に記載する。	無	
3	電話番号	Ø	体験型森林環境学習の実施のため	無		Ø	ロゴフォーム及び申込用紙に記載する。	無	
4	メールアドレス	Ø	体験型森林環境学習の実施のため	無		Ø	ロゴフォーム及び申込用紙に記載する。	無	
5	続柄	\square	体験型森林環境学習に参加する児童と保護者の関係及 び参加者が緊急連絡先に指定する者との関係を把握す るため	無		Ø	ロゴフォーム及び申込用紙に記載する。	無	
6	学年·在学先	Ø	体験型森林環境学習の実施のため	無		Ø	ロゴフォーム及び申込用紙に記載する。	無	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

案件番号:	

自己点検表⑤(電算入力)

VIII = 1	
業務の名称:	体験型森林環境学習の実施に関する業務
主管部課名:	環境部環境課
業務の根拠法令等:	
未伤少似她伝节节.	
利用目的(人体)。	体験期まれては外別の中央のと な
利用目的(至体):	体験型森林環境学習の実施のため

1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号							
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報	業務	1. 電十計算組織に記録する味有個人情報の安当性(第1万) 等の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理す 注子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉				
No.	(下線は要配慮個人情報)	V	電子計算組織への記録が必要な理由				
1	氏名	V	効率的で正確な事務処理を行うため				
2	住所	Ø	効率的で正確な事務処理を行うため				
3	電話番号	N	効率的で正確な事務処理を行うため				
4	メールアドレス	Ŋ	効率的で正確な事務処理を行うため				
5	続柄	Ŋ	効率的で正確な事務処理を行うため				
6	学年·在学先	Ŋ	効率的で正確な事務処理を行うため				
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

システム名 体験型森林環境学習の参加者管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への
記録を行う業務の内容
(電子計算組織の処理内容・利用方法)

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号〜第5号)							
		・保有個人情報を区の機関が	管理	里する電子計算約	且織に	こ記録するに当	当たっての確認事項	〈第2号〉
ţ	Z (1)	対象者数 〈第2号ア〉 約20 人 2 操作員数 〈第2号〈〉 4 人 2	3	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職	員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	環境部温暖化対策担当課長及び環境部環境課計画 推進係に属する職員
į	Z 4		操作	の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉				
	・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号~第5号〉							
Ę	Z	確認事項				確	認事項への具体的	対応・代替措置等
			N	バックアップ		自動で日次パ	ヾックアップを行う。	
			Ø	データの暗号化		データは全て	暗号化されている。	
			Ø	ログの取得管理		ログ取得ソフト 行っている。	、により、随時自動で	で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を
			Ø	パスワード認証		区職員PCのE は90日に1度		は、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワード
		保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行う か。〈第3号〉	無	ICカード認証				
ţ	2 6	※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	無	生体認証				
			Ø	データ持ち出し管 フトの導入	理ソ	区職員PCには	データ持ち出し管理	ソフトを導入している。
			Ø	ウイルス対策ソフト 入	の導	区職員PCには	ウイルス対策ソフトを	導入している。
			Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	Ī.	サーバに無停	亨電電源装置を導入	している。
			無	(その他)				
į	Z ⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を 行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	^{務を} パスワードを設定			する。		
ţ	☑ ⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製 及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及 び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉		職員がシステムを 必要がある。	·利用	し、保有個人	情報が記録された妨	媒体の外部へ持ち出しを行う場合は、上司の承認を得

中 //	
案件番号	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

交	対象業務名 住民基本台帳管理に関する業務								
主	三管部課名	区民生	活部区民課						
該当	点検事	項	新規·変更	実施年月日	根拠法令等				
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日					
	外部委	託		令和 年 月 日					
指定管理		理		令和 年 月 日					
	労働者	派遣		令和 年 月 日					
	目的外积	利用		令和 年 月 日					
\circ	外部提	烘	新規·変更	令和6年5月27日	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等				
\bigcirc	電算入	力	変更	令和6年5月27日	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等				
\bigcirc	外部結	i合	変更	令和6年5月27日	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等				

これまで個人番号カード及び公的個人認証サービスを利用できなかった国外転出者及び国外在住者(以下、 「国外転出者等」という。)について、国外転出者等の個人番号カード継続利用及び新規取得等が可能となる改 正法が施行された。

この改正法の施行に伴い、国内在住者に対して住所地市町村が行っていた個人番号カードの交付や記載・記 録の変更などの事務について、国外転出者等に対しては、戸籍の附票を備える市町村(以下、「附票管理市町 村」という。)が行うこととなった。附票管理市町村においては、これらの事務処理にあたって、必要に応じて、国 外転出者等に対し、メールや電話により連絡を行う。また、個人番号カードの交付申請等は附票管理市町村以 外の市町村及び在外公館での受付及び交付を可能としていることから、個人番号カード交付申請書等の記載事 項に係る個人情報の提供を行うこととする。

【外部提供】

案

件 0

概

- (1)地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対する提供項目に「メールアドレス」「電話番号」 の2項目を追加する。
- (2)在外公館・外務本省、区市町村に対して、新たに「個人番号」等30項目を提供する。

住民基本台帳ネットワークシステムに記録する項目に「メールアドレス」「電話番号」の2項目を追加する。

【外部結合】

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)との間で提供する項目及び取得する項目について、「メールアドレ ス」「電話番号」の2項目を追加する。

	令和 年 月 日	
デジタル・セキュ ティ部会での 審議結果	切 報告了承	
審議結果	以下のとおり	
	()
備		

考

外部提供記録票

			部課名 区民生活部区民課				整理番号	
						記録年月日	平成27年10月 5日	
	業務の名称			 台帳管理				
							に関する業務	
4	外部:	提供の相手方	地方公共	・団体情報システ	-ム機	構(以下「機構」と	いう。)	
			個人番号	₽の生成				
外部摄	供(の相手方の利用目的	個人番号	通知書の作成		送、並びに個人都なの個人番号カー		
			個八田?	7.匹从自、近从7.	1 2	(0)個八田 7/1		
			I	〇 本人同	意	0	本人同意以外	
外部 提供 の根			1号該当 ·行政手: 法律第8	続における特定の	の個丿	、を識別するための	の番号の利用等に関する	
拠				続における特定の	の番号の利用等に関する 定個人情報の提供等に関 2項			
	外部	部提供の方法	閲覧	立 文書 石	兹気媒	禁体 ○その他(重	専用電気通信回線、LGWAN)	
	1	個人番号			16	申請書ID		
	2	住民票コード		17 個人番号カード回収日			回収日	
	3	送付先管理番号			18	個人番号カードダ	を付日	
	4	送付先住所			19	個人番号カード原	· 逐止日	
外 部	5	送付先氏名			20	個人番号カードー	- 時停止日	
提供	6	交付場所名			21	個人番号カード発	 養行日	
をし	7	カード送付場所名			22	個人番号カード有	可効期限	
た 個	8	カード送付場所住所			23	氏名		
人 情	9	処理年月日			24	住所		
報の	10	印刷区分			25	生年月日		
項 目	11	代替文字変換結果			26	<u></u> 性別		
	12	代替文字氏名			27	在留資格・区分 在留期間及び満了日		
	13	代替文字住所			28			
	14	代替文字氏名位置性	 青報		29	通知カード製造番	香号	
	15 代替文字住所位置情報				30	 通知カードの発行		
備考	<u> </u>							

	31	通知カード運用区分	51	
	32	通知カードの返戻理由	52	
	33	通知カードの返納事由	53	
	34	通知カードの返戻年月日	54	
	35	通知カードの返戻後交付年月日	55	
	36	通知カードの返戻後廃棄年月日	56	
外	37	通知カードの紛失年月日	57	
部提	38	通知カードの紛失後発見年月日	58	
部提供をした個人	39	通知カードの紛失後返納年月日	59	
した	40	通知カードの紛失後廃棄年月日	60	
個 人	41	通知カードの要返納年月日	61	
情 報	42	通知カードの返納年月日	62	
の 項	43	通知カードの返納後廃棄年月日	63	
目	44	通知カードの再送年月日	64	
	45	通知カードの通算枚数	65	
	46	旧氏	66	
	47	<u>メールアドレス</u>	67	
	48	<u>電話番号</u>	68	
	49		69	
	50		70	

平成31年3月7日 個人番号カード交付申請の意志確認に基づき、外部提供の根拠に「本人同意」を職権記載。外部提供の方法に「LGWAN}を追加する。

「外部提供をした個人情報の項目」16を本人同意により文書にて機構へ提供するため、平成31年3月15日に職権で修正。

「外部提供の相手方の利用目的」のうち「通知カード及び個人番号カードの状況の管理」を 令和元年8月13日に職権で追加。

「外部提供をした個人情報の項目」29~45を令和元年8月13日に職権で追加。

「外部提供をした個人情報の項目」46を令和元年8月22日に職権で追加。

通知カードが廃止され個人番号通知書へと取り扱いが変更されたため、「外部提供の相手方の利用目的」のうち「通知カードの作成」を「個人番号通知書の作成」へと変更し、「通知カード及び個人番号カードの状況の管理」に「個人番号通知書」を令和3年7月2日に職権で追加。

根拠法令改正に伴い、「外部提供の根拠」について「・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条第1項、附則第2条第2項」へ令和3年7月2日に職権で追加。

備考

外部提供記録票

_			部課名 区民	生活部区	民課		整理番号			
						記録年月日		令和6年	5月27日	
業務の名称			住民基本台帕	長管理					D T 3 416 75	
			に関する業					∜する業務		
5	作部	提供の相手方	在外公館・外	務本省、区	市町村	†長、地方公共団体 情	青報システ	ム機構		
外部‡	是供	の相手方の利用目	個人番号カー	・ド交付申請	者との	連絡等				
> 1 HIP 1.	~ /	的	個人番号カー 個人番号カー	ド交付通知 ドの作成	の発信	言及び個人番号カー	ドの交付			
				〇 本人同	意	0	本人同意	以外		
外部			行政手続きに	おける特定	の個人	人を識別するための	番号の利用	用等に関す	する法律	
提供の根	*	人同意以外の根拠	行政手続きに	おける特定の	の個人を	を識別するための番号	の利用等に	に関する法	·律施行令	
拠	4	八问怎以外仍很远								
	外部	部提供の方法	閲覧	Ō	文書	磁気媒体	0	その他	(メール本文)	
	1	個人番号			16	再交付を受けようと	する事由			
	2	カード受取希望場所	: 		17	申請不備による交付	こよる交付申請書の再提出の有無			
	3	氏名			18	最近、3ヶ月以内に戸籍の届出を行ったかの有無				
	4	住所			19	本人との関係に誤り	りがないこと	との確認		
	5	生年月日			20	手数料徴収の要否及び徴収の有無				
外部	6	性別			21	引渡し日・非交付				
提供をした	7	顔写真			22	備考(非交付理由等)				
個人情報	8	国外転出(予定)日			23	受取場所変更申出書の申出日				
の項目	9	メールアドレス			24	受取場所を変更する申請・届出の種類と申請場				
	10	電話番号			25	変更前のカード受取希望場所				
	11	本籍地			26	変更後のカード受取希望場所				
	12	点字の希望			27	製造管理番号				
	13	本人との関係			28	一時停止解除理由				
	14	申請書ID			29	有効期限				
	15	申請日			30	セキュリティコード				
/ ** **										
備考										

外部結合記録票

	71 0) WO D	品 业	示	
部 課 名	区民生活部区民課			整理番号	
				記録年月日	平成27年10月5日
業務の名称	住民基本台帳管理				に関する業務
外部結合の 相手方	地方公共団体情報システム	機構(J-LIS)			
外部結合の根拠		とめの番号の利用	等に関する法		関する法律施行令第7条・行政手続に 人番号、個人番号カード、特定個人情
外部結合の方法	専用電気通信回線(住民基本	本台帳ネットワー	クシステム)		
	提供する個人	情報の項目			集する個人情報の項目
	1 個人番号		1	個人番号	
	2 住民票コード		2	住民票コード	Ŷᅔᅛᇝᄙᆂᆂᇝᄝᅼᄀᆇᄿᅔᄧ
	3 送付先管理番号		3	個人番号刀一个	·交付申請書の記載等事項 - ドロボロ
	4 送付先住所		5	個人番号カー	. —
	5 送付先氏名 6 交付場所名		6	個人番号力一	
			7	個人番号カー	
	8 力一ド送付場所住所		8	個人番号力一	***
	9 処理年月日		9	個人番号力一	
	10 印刷区分			通知カード製	
	11 代替文字変換結果		11	通知カードの	
	12 代替文字氏名			通知カードの	
	13 代替文字住所		13	通知カードの	券面住所
	14 代替文字氏名位置情報			通知カードの	
	15 代替文字住所位置情報		15	通知カードの	券面性別
	16 申請書ID		16	通知カードの	送付済年月日
	17 個人番号カード回収日		17	通知カード運	用区分
	18 個人番号カード交付日		18	通知カードの	返戻理由
	19 個人番号カード廃止日		19	通知カードの	返納事由
	20 個人番号カードー時停止日			通知カードの	
	21 個人番号カード発行日				返戻後交付年月日
	22 個人番号カード有効期限				返戻後廃棄年月日
	23 氏名			通知カードの	
	24 住所				紛失後発見年月日
	25 生年月日				粉失後返納年月日 数4.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8.8
外部結合によって収	26 性別			通知カードの	紛失後廃棄年月日 再返納年日日
集・提供される個人	27 在留資格・区分 28 在留期間及び満了日			通知カードの	
情報の項目					医衲牛月口 返納後廃棄年月日
	29 通知カード製造番号			通知カードの	
	30 <u>通知カードの発行年月日</u> 31 通知カード運用区分			個人番号力一	
	32 通知カードの返戻理由			個人番号力一	
	33 通知カードの返 <u>終</u> 建田 33 通知カードの返納事由				偽変造等の事案に係る情報
	34 通知カードの返戻年月日				ドの偽変造等の事案に係る情報
	35 通知カードの返戻後交付4	年月日	35	旧氏	
	36 通知カードの返戻後廃棄4	年月日	36	送付先住所	
	37 通知カードの紛失年月日		37	送付先氏名	
	38 通知カードの紛失後発見年			交付場所名	
	39 通知カードの紛失後返納年			カード送付場	
	40 通知カードの紛失後廃棄年			カード送付場	听住所
	41 通知カードの要返納年月日			申請書ID	
	42 通知カードの返納年月日			氏名	
	43 通知カードの返納後廃棄年	- 月 口		住所 生年月日	
	44 通知カードの再送年月日 45 通知カードの通算枚数			<u>エキカロ</u> 性別	
	45 通知カードの通算校数 46 旧氏			在留資格・区	分
	47 <u>メールアドレス</u>			在留期間及び	
	47 <u>グールアドレス</u> 48 <u>電話番号</u>				・バーリロー ドに関する有効期限切れ年月日
	49				に関する有効期限切れ対象の有無
	50				に関する有効期限切れ通知対象の有無
	51			居所判定結果	
	52			在留期限の有	
	53			メールアドレス	
	54		54	電話番号	
	55		55		
	報告により記録票作成。 日報告第15号により「提供する個人	情報の項目 120~	45 75 7 『 II D 佳	オス個人情報の	7百日 110~24を追加

平成2/年11月6日報告により記録業作成。 令和元年10月29日報告第15号により「提供する個人情報の項目」29〜45及び「収集する個人情報の項目」10〜34を追加。 令和元年10月29日報告第18号により「提供する個人情報の項目」46及び「収集する個人情報の項目」35を追加。 令和元年12月24日報告第28・29号により「収集する個人情報の項目」36〜52を追加。 根拠法令が改正されたため、「外部結合の根拠」を令和3年7月2日に改正後の法令へと職権で変更。

電 第 入 力 記 録 票

		部 課 名	区民生	活部 区民	課			整理番号	第1	29号
茶系	ろう ライステム名				記録	年月日		平成14年	8月	1 目
未作	ランハノム治	住民基本台	ま帳ネット	・ワークシス	テム					
記	審議会諮問年月日 番号 記録年				年月日			記録・消去〕	した項目]番号
	平成13年1	10月 5日	1 9	平成14年	8月	1 日	1	~7		
録	平成13年1	10月 5日	1 9	平成21年	1月	5 目	8	~24		
	平成15年1	12月15日	4 7	平成21年	1月	5 目	25	5~27		
<i>D</i>	平成21年	2月23日	報告33	平成21年	1月	5 目	6,	7、18、20図	変更、28	3~34追加
0)	平成25年	5月28日	報告3	平成25年	7月	8 日	35	5~41		
	平成27年1	11月 6日	報告15	平成27年	10月	5 日	42	2~56		
経	令和 元年]	10月29日	報告16	令和 元年	6月	13日	57	7 ∼ 73		
	令和 元年]	10月29日	報告23	令和 元年	11月	5 日	74	Į.		
	令和 元年]	12月24日	報告30	令和 元年	10月	16日	75	5~80		
過	令和6年5	5月27日	報告27	令和6年	5月2	7 日	81	. 82		
	1 住所				18	国民年	金の	被保険者種類	[1]	
記	2 氏名				19	児童手	当支	だ給有無		
,,,_	3 生年月	20								
	4 性別				21	個人番	号力	1ード交付日		
<i>&</i> ∃.	5 住民票	ミュード			22	個人番	号力	ード廃止日		
録	6 異動年	23			ード有効期間	艮				
	7 異動事				24	, , .	-	ード回収日		
		なった年月日			25	, ,	-	リード一時停」		
の		:定めた届出年	下月 日		26			ード一時停」	_	
	10 前住所	<u> </u>			27			リード廃止理!	<u> </u>	
	11 続柄				28	-		ルポケロ		
項	12 本籍	,			29 個人番号カード発行日 30 国民健康保険の退職被保険者等区分					<u>~</u>
	13 筆頭者				30					章区分
	14 転出先				31			長帳の記号及び		
目	15 転出子	32			デ医療保険資材 	6月 拱				
		康保険資格を	月無		33)た年月日 		
\vdash	17 介護保	以除資格有無			34	転出届	出件	- 月 日		
備										
考										

	35	在留資格・区分	68	通知カードの紛失後廃棄年月日
	36	在留期間及び満了日	69	通知カードの要返納年月日
	37	在留カード等の番号	70	通知カードの返納年月日
記	38	国籍・地域	71	通知カードの返納後廃棄年月日
百口	39	通称記載(削除)区市町村名	72	通知カードの再送年月日
	40	通称記載(削除)日	73	通知カードの通算枚数
	41	通称	74	旧氏
	42	個人番号	75	個人番号カード発行番号
	43	送付先管理番号	76	個人番号カードに関する有効期限切れ年月日
	44	送付先住所	77	個人番号カードに関する有効期限切れ対象の有無
録	45	送付先氏名	78	個人番号カードに関する有効期限切れ通知対象の有無
	46	交付場所名	79	在留期限の有無
	47	カード送付場所名	80	居所判定結果
	48	カード送付場所住所	81	<u>メールアドレス</u>
	49	処理年月日	82	電話番号
	50	印刷区分	83	
の	51	代替文字変換結果	84	
	52	代替文字氏名	85	
	53	代替文字住所	86	
	54	代替文字氏名位置情報	87	
	55	代替文字住所位置情報	88	
	56	申請書ID	89	
項	57	通知カード製造番号	90	
	58	通知カードの発行年月日	91	
	59	通知カード運用区分	92	
	60	通知カードの返戻理由	93	
	61	通知カードの返納事由	94	
	62	通知カードの返戻年月日	95	
	63	通知カードの返戻後交付年月日	96	
目	64	通知カードの返戻後廃棄年月日	97	
	65	通知カードの紛失年月日	98	
	66	通知カードの紛失後発見年月日	99	
	67	通知カードの紛失後返納年月日	100	
備考				

案件番号:	
-------	--

業務の名称: 住民基本台帳管理に関する業務

業務の名称:	住氏基本可恢信理に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全休):	住民の民住関係を公証するとといて、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため、

		1.	目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は 环提供する必要があるか。〈第1号〉
No.		\square	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	メールアドレス	Ŋ	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、交付申請者に対し、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メール等で通知することとされているため。
2	電話番号		個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、交付申請者に対し、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メール等で通知することとされているため。
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称			部課名
日ロソクト不り八日	目的外利用を行う理由			
外部提供	外部提供先の種別	行政機関	外部提供先(詳細)	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
外部症供	外部提供の方法	その他	方法(詳細)	専用電気通信回線、LGWAN

	2. 目的外	卜利用	・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)
	・目的外利用又は外部提供を行う	に当	たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号~第7号〉
✓	確認事項		具体的内容・具体的対応等
Γ			根拠をプルダウンから選択⇒
Į.	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。		【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
	(第2号・第3号)	具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条第1項、2項、附則第2条第2項・総行マ第57号「個人番号カード交付等に関する事務処理要領等の一部改正について(通知)」に基づき、国外転出者向けマイナンバーカードを交付するにあたり、附票管理市町村から個人番号カード交付場所及び在外公館等から本籍地市町村へ交付申請書を含む書類を送付する事務が発生するため。
無	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個② 報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保 人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、抗 ③ 先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠 令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書 (電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	是供 法	
無	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることめるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は版に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を討するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	に基 とを求 直時	
¥	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号	、必 部を	専用電気通信回線を通じて暗号化された電子データの送受信を行う。

	3. 利用目的以外の目的のための外	ト国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)						
	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある気	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉						
Ø	確認事項	具体的内容·具体的对応等						
無	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 ⑥的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に 基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉							
無	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、 同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における 個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉							
無	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 ⑧的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に 基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉							

案件番号:	
-------	--

業務の名称: 住民基本台帳管理に関する業務 主管部課名: 区民生活部区民課 業務の根拠法令等: 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等 利用目的(全体): 住民の居住関係を公証するともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため

\setminus		1.	.目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		务の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外 是供する必要があるか。〈第1号〉
No.		Ø	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	個人番号	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
2	カード受取希望場所	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
3	氏名	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人 番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
4	住所	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
5	生年月日	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
6	性別	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人 番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
7	顏写真	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人 番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
8	国外転出(予定)日	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
9	メールアドレス	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
10	電話番号	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
11	本籍地	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
12	点字の希望	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
13	本人との関係	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
14	申請書ID	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため
15	申請日	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため 個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人
	再交付を受けようとする事由	Ø	個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため 個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人
17	申請不備による交付申請書の再提出の有無 最近、3ヵ月以内に戸籍の届出を行ったかの有無	N	番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため 個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人
19	東近、3カ月以内に戸籍の油口を行ったかの有無 本人との関係に誤りがないことの確認	N	番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため 個人番号カード交付申請書の項目に含まれており、個人
20	手数料徴収の要否及び徴収の有無		番号カード交付場所等へその交付申請書を送付するため 個人番号カード交付申請書に「手数料徴収の要否及び復収の有無」を追記する必要がある場合があり、個人番号

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

	7 (<u> </u>	1 1 1 1 2 2 1 1 7			
目的外利用	目的外利用を行う業務の名称			部課名	
ロロソフト不り/コ	目的外利用を行う理由			·	
外部提供	外部提供先の種別	行政機関	外部提供先(詳細)	在外公館・外務本省、区	五市町村、地方公共団体情報システム機構
71前定供	外部提供の方法	文書、その他	方法(詳細)	文書、電子メール	

	2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)								
	・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号~第7号〉								
ū	3	確認事項		具体的内容·具体的対応等					
ľ				根拠をプルダウンから選択→ ■【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある					
			根拠	【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。					
ū	11	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	的	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用とに関する法律第十七条第1項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行令第十三条7項 ・総行マ第57号「個人番号カード交付等に関する事務処理要領等の一部改正について(通知)」に基づき、国外転出者向けマイナンバーカードを交付するにあたり、附票管理市町村から個人番号カード交付場所及び在外公館等から本籍地市町村へ交付申請書を含む書類を送付する事務が発生するため。					
4	#(2)	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第704規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉							
4	₩3	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保 人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、打 たとの間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠 令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書 (電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	是供 法						
<u>#</u>	₩4	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以 者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定 づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずるこ 求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又 時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果 録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	に基 とを は随						
Ę	1 ⑤	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第75	、必 ·部を	追跡可能な郵送方法で文書を送付している。また、透かし防止加工された封筒を使用している。					

_											
	3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)										
		利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉									
Ē		確認事項	具体的内容·具体的对応等								
4	無⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に 基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉									
<u>#</u>	無 ⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、 同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における 個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉									
共	∰(8)	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉									

案件番号:	
条件备方:	

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)②

\setminus	日的月利田立時制部担併之	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性		口的复数田口这种知识	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性		口护队利田口沙州如相供之		目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性
	目的外利用又は外部提供を 行う 保有個人情報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利 用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を 行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利 用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を 行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務	その実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又部提供する必要があるか。〈第1号〉
No.	「「豚は安饂恵個八月報)	☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由	No.	(「豚は安配思個八月報)	☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由	No.	(「豚は安肌悪胆八用報)	\square	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	引渡し日・非交付	☑ 附票管理市町村へ個人番号カードを交付状況を通知する必要があるため	41			61			
22	備考(非交付理由等)	☑ 附票管理市町村へ個人番号カードの非交付理由等 を通知する必要があるため	42			62			
23	受取場所変更申出書の申出日	個人番号カード交付場所等へ受取場所変更申出書 図を送付する必要があり、項目の中に含まれているため	43			63			
24	受取場所を変更する申請・届出の種類と申請場所	☑ 個人番号カード交付場所等へ受取場所変更申出書を 送付する必要があり、項目の中に含まれているため	44			64			
25	変更前のカード受取希望場所	☑ 個人番号カード交付場所等へ受取場所変更申出書を 送付する必要があり、項目の中に含まれているため	45			65			
26	変更後のカード受取希望場所	☑ 個人番号カード交付場所等へ受取場所変更申出書を 送付する必要があり、項目の中に含まれているため	46			66			
27	製造管理番号	■ 個人番号カード交付場所等へカード送付状を送付する必要があり、項目の中に含まれているため	47			67			
28	一時停止解除理由	☑ 個人番号カード交付場所等へ一停止解除申請届を送付する際、項目の中に含まれているため	48			68			
29	有効期限	☑ 個人番号カード交付場所等へ送付する個人番号 カードの券面に記載されているため	49			69			
30	セキュリティコード	☑ 個人番号カード交付場所等へ送付する個人番号 カードの券面に記載されているため	50			70			
31			51			71			
32			52			72			
33			53			73			
34			54			74			
35			55			75			
36			56			76			
37			57			77			
38			58			78		1	
39			59			79			
40			60			80			

目己点

業務の名称:	住民基本台帳管理に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体):	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため

	FZ 02 444 HB 12 455 471 12 72		1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)						
	区の機関が管理する 電子計算組織に記録する 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	業務る電	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉						
No.	(下豚は安配思胆八月報)	Ø	電子計算組織への記録が必要な理由						
1	メールアドレス	Ø	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、交付申請者に対し、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メール等で通知することとされているため。						
2	電話番号	Ø	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、交付申請者に対し、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メール等で通知することとされているため。						
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

自己点検表⑤(電算入力)

システム名 住民基本台帳ネットワークシステム
区の機関が管理する電子計算組織への 記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法) 個人番号カード交付申請者等に対する連絡先の登録等

	2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号~第5号)												
				•保有個人	情報を区の機関が	が管理	管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉						
ū	11	対象者数 〈第2号ア〉 約12,500	万人	Z ②	操作員数 〈第2号イ〉	239 人	Z (3)	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職		操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員及び会計年度任	-用職員
ū	4	データ処理 件数 〈第2号エ〉 約12,500	万件	Z (5)	操作端末 種別 〈第2号オ〉	処理専用PC	操	の他の場合) 作端末の詳細 第2号オ関連〉					
			•区	の機	(関が管理する	電子計算組織への	の記録	禄に当たり、以下	の事	項についてどの	うような措置を施する	か。〈第3号~第5号〉	
¥	1		確認	忍事」	項					確	認事項への具体的	对応•代替措置等	
							Ø	バックアップ		月に1度シスラ	テムフルバックアップ	プを行い、バックアップデ <i>ー</i> 。	タを保管している。
							Ø	データの暗号化	á	専用電気回線	を通じて送受信す	るデータは全て暗号化され	ている。
							Ø	ログの取得管理	1	月に1度ログラ	データを取得し、ロク	ブデータを保管している。	
						Ø	パスワード認証		端末へのログ	イン時はパスワード	認証と生体認証による二要	素認証を導入している。	
		保有個人情報の秘匿性等 か。<第3号>	そのは	勺容((※)に応じて必	要な措置を行う	無	ICカード認証					
ū	36				ž 🗷	生体認証		端末へのログイ	ン時はパスワード認	証と生体認証による二要素認	証を導入している。		
						Ø	データ持ち出し管 フトの導入	管理ソ		・管理ソフトは導入し 定を端末ごとに行っ		に限定してデータの持ち出し	
						Ø	ウイルス対策ソフ 導入	トの	ウイルス対策ソ	フトを導入している。			
						Ø	無停電電源装置 (UPS)の導入	晋.	サーバに無停	電電源装置を導入	している。		
								(その他)					
ū	17	アクセスする権限を有する 行う上で必要最小限の範	職員領囲に限	等の筆 ⋮定し	範囲及び権限の ているか。〈第4) 内容を、業務を 1号〉					テムの管理及び運用 を得た職員のみに		操作権限の付与は管理責任
ū	18	保有個人情報の秘匿性等 及び送信並びに保有個人 び持ち出しができる場合を	情報為	が記録	録された媒体の	外部への送付及	信つ	を業務上必要最	小限(通信	こ限定している 幾能を有する媽	。区民課セキュリテ は体の持ち込みを原	イィ管理手順書に基づき、シ	R 有個人情報の複製及び送 ステム操作を行うエリア内に P必要がある場合は、所属係

案件番号:	

自己点檢表⑥(外部結合)

	• • •
業務の名称:	住民基本台帳管理に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等・	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等

	養務の根拠法令等: 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等 利用目的(全体): 住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため								
1	がは119(工作)・ 区域の位氏	内がでム血することがに、 上八に	大)	の日催日以事物だ柱の産業にするにの					
			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)						
	外部結合によって提供する保 (下線は要配	有個人情報・取得する個人情報 慮個人情報)	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により 提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があ るか。〈第1号・第2号〉						
No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	Ø	外部結合が必要な理由					
1	メールアドレス	メールアドレス	◪	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、交付申請者に対し、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メール等で通知することとされているため。					
2	電話番号	電話番号		個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、交付申請者に対し、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メール等で通知することとされているため。					
3									
4									

<u> </u>	に					
		システム名	住民基本台帳ネットワークシステム			
		外部結合を行う業務の内容	個人番号カード交付申請者等に対する連絡先の登録等			

				2. 外部結	告合に	工係る確認事項(第3号~第13号)		
外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉								
2 (1)	外部結合の 相手方 〈第3号〉 相手方の 詳細 〈第3号関連〉 世方公共団体情報システム機構(J-LIS)							
2 2	外部結合の方 法 〈第4号〉	その他	その他の場 合の詳細 〈第4号関連〉	専用電気通信	専用電気通信回線			
		・【提供の	場合のみ】外部	『結合に当たり	、以	下の事項についてどのような措置を抗	をですか。〈第5号~第13号〉	
Ø		確認事項	頁			確認事項へ	の具体的対応・代替措置等	
						根拠をプルダウンから選択⇒		
⊿ 3					根拠	【利用目的内の場合】 外部結合によって提供する法令根	拠又は相当の理由がある	
					具体的内容	番号カード、特定個人情報の提供等に関す ・総行マ第57号「個人番号カード交付等に 国外転出者向けマイナンバーカードを交付	るための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号	
無 ④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個 4、情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると 認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			必要があると				
無⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			っては、法第70 して、利用目 及び記録項目、				
無⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全)確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるとさは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉							
2 ?	用目的、保有個/し、必要に応じ、	変害発生のリスクを修 人情報の秘匿性等 特定の個人を識別・ 又は別の記号等に	その内容その他 することができる	の事情を考慮 記載の全部又				
無⑧	目的のために保る	D規定により外国に 有個人情報を外部 規定に基づき本人	結合によって提	供する場合に				
無 ⑨	は、同条第2項の	の規定に基づき本 <i>J</i> 規定に基づき当該 の保護に関する制度	本人に参考とな	るべき外国に				
無⑩	目的のために保る	D規定により外国に 有個人情報を外部約 規定に基づき必要	結合によって提	供した場合に				

案件番号	

	杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表						
太	対象業務名 公的個人認証サービスに関する業務						
主	主管部課名 区民生活部区民課						
該当	点検事	項	新規•変更	実施年月日	根拠法令等		
	個人情報の	保有等		令和 年 月 日			
	外部委	託		令和 年 月 日			
	指定管	理		令和 年 月 日			
	労働者派	 後遣		令和 年 月 日			
	目的外秆	引用		令和 年 月 日			
0	外部提	供	新規	令和6年5月27日	電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律		
	電算入	.力		令和 年 月 日			
	外部結	合		令和 年 月 日			
案件の概要	住規こ付付附てる村及項 ※法 「	国可の録票村号電公館人 認14 :] 外外能施の管以力正にの報 と法 本本にな行変理以一証にの報 と法	出者等」というには、 というには、 というにできます。 というにできます。 というにできます。 というにできます。 というにでは、 というにできます。 というにいい というにいい はい は	う。)について、国外車 施行された。 内在住者に対して住所 務に対して住所 務に対してととない。)が行うこととない。 ととでで渡り みのではいるではではいるではでいるではできれて子にいるではできれている。 できるでではのできる。 できるいではいるでは、まではないでは、 は、こととは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、こととにいるでは、 は、ことにいるでは、 は、ことにいるでは、 は、ことにいるでは、 は、ことにいるにいるでは、 は、ことにいるにいるにいるにいるにいるにいる。 は、こととにいるにいるにいるにいるにいるにいる。 は、ことにいるにいるにいるにいるにいるにいる。 は、ことにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるにいるに	スを利用できなかった国外転出者及び国外在 転出者等の個人番号カード継続利用及び新 所地市町村が行っていた個人番号カードの交 出者等に対しては、戸籍の附票を備える市町 った。また、個人番号カードの交付については としていることから、附票管理市町村におい 祭に電子証明書の写しを同封する必要があ 人情報の提供を附票管理市町村以外の市町 発行申請等は附票管理市町村以外の市町村 とから、電子証明書発行申請書等の記載事 団体情報システム機構の認証業務に関する のこと。 氏名」等12項目を提供する。		
		令利	1	日			
	ジタル・セキョ ティ部会での		報告了承				
	審議結果		以下のとおり)			
			()		
備老							

外部提供記録票

			部課名 区民生	活部区目	課		整理番号
						記録年月日	令和6年5月27日
	j	業務の名称	公的個人認証サ	ービス			に関する業数
	+17	H# 0 17 T +	在外公館・外務2	上省、区i	市町	村、地方公共団体	に関する業務 体情報システム機構(J-
, 	小部	提供の相手方 	LIS)				
外部提	:供0	の相手方の利用目的	電子証明書発行 個人番号カード3 電子証明書の写	と付時に	おけ		行確認
			0	本人同	意	0	本人同意以外
外部			電子署名等に係る	5地方公	共団・	体情報システム機	構の認証業務に関する法律
提供の根	本	入同意以外の根拠	電子署名等に係る地	也方公共因	团体情	青報システム機構の	認証業務に関する法律施行令
拠	т.						
		部提供の方法 	閲覧	0	文書	i 磁気媒体	その他()
		氏名			16		
		住所					
	3	性別					
	4	生年月日			19		
	5	電子証明書の有効期					
外部	6	電子証明書発行年月					
提供をした	7	電子証明書発行者			22		
個人情報	8	シリアル番号			23		
の項目	9	備考			24		
I	10	電子証明書発行有無	Ħ		25		
	11	暗証番号設定の有無	Ħ.		26		
	12	電子証明書の失効な	 月日		27		
	13				28		
	14						
	15				30		
			いては、電子証明 いては、電子証明				
備考							

業務の名称:	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
利用目的(全体):	電子証明書の双行性温確認及び電子証明書の写1の方付

\setminus		1.	目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)
	目的外利用又は外部提供を行う 保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)		務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は 形提供する必要があるか。〈第1号〉
No.			目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	Ø	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
2	住所	V	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
3	性別	Ø	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
4	生年月日	Ø	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
5	電子証明書の有効期間満了日	Ŋ	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
6	電子証明書発行年月日	Ŋ	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
7	電子証明書発行者	Ŋ	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
8	シリアル番号	Ø	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
9	備考	V	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
10	電子証明書発行有無	Ø	個人番号カード交付場所等へ電子証明書発行申請書等を送付する必要があり、項目の中に含まれているため
11	暗証番号設定の有無	Ø	在外公館へ暗証番号再設定申請書等を送付する必要 があり、項目の中に含まれているため
12	電子氏証明書の失効年月日	V	個人番号カード交付時における電子証明書発行確認及 び電子証明書の写しの交付のため
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

案件番号:	
-------	--

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称			部課名
日中リクト不り川	目的外利用を行う理由			
外部提供	外部提供先の種別	行政機関	外部提供先(詳細)	在外公館・外部本省、区市町村
外部症供	外部提供の方法	文書	方法(詳細)	文書を個人番号カード交付場所へ送付

	2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号~第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号~第7号〉						
₽	3	確認事項		具体的内容•	具体的対応等	
	1(1)	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。	根拠		用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相 理由がある 理由があるとき。	
		〈第2号・第3号〉		【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な・電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構・総行マ第57号「個人番号カード交付等に関する事き、国外転出者向けマイナンバーカードを交付する下の電子証明書の写しを送付する事務が発生するが	構の認証業務に関する法律及び同施行規則 務処理要領等の一部改正について(通知)」に基づ こあたり、附票管理市町村から個人番号カード交付場	
無	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情無②報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉					
無	∰(3)	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供 ③ 先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉				
無	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉					
₽	10	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の活力的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号	、必部を	追跡可能な郵送方法で文書を送付している。また、近	透かし防止加工された封筒を使用している。	

	3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号~第10号)					
	利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号~第10号〉					
ſ	確認事項	具体的内容·具体的对応等				
4	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 無⑥的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に 基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉					
4	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉					
÷	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 (番) おいために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に 基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉					